

大蔵委員会議録 第十一号(その一)

(一二七)(その一)

昭和五十年二月二十六日(水曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君
理事 伊藤宗一郎君
理事 山下 元利君
理事 山田 耻目君
理事 越智 伊平君
理事 奥田 敬和君
理事 鳴田 宗一君
理事 齋藤 邦吉君
理事 野田 毅君
理事 宮崎 茂一君
理事 毛利 松平君
理事 武藤 山治君
理事 横路 孝弘君
理事 小林 政子君
理事 内海 清君

委員の異動
二月二十六日
藤田 高敏君 補欠選任
同日 藤田 高敏君 補欠選任
同日 藤田 高敏君 補欠選任
同日 藤田 高敏君 補欠選任

本日の会議に付した案件

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

出席政府委員

大蔵政務次官 森 美秀君
大蔵省主税局長 中橋敬次郎君
国税庁直税部長 横井 正美君

委員外の出席者
法務省民事局参事官 井関 浩君
文部省初等中等教育局長 和 忠利君
農林省構造改善局長 関谷 俊作君
建設省都市局都市計画課長 野呂田芳成君
自治省税務局固定資産税課長 川俣 芳郎君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

備合理化を図る、こう書かれておりますが、「負担の状況にかえりみ」という内容であります。

これを何の指数を比較してどの程度までに改善しようとするのか、その根拠、それから今回の改正をしなければならぬ積極的な意図、これは政務次官ですか、それを明らかにしてください。

○森(美)政府委員 相続税につきましては、昭和四十一年以来一度も基本的な見直しが行われていなかった。その間に地価の暴騰とか一般的な物価水準の上昇とか、そういった問題がございましたので、今回課税最低限の引き上げを含めて改正に踏み切ったわけでございます。

○武藤(山)委員 主税局長、相続税額の推移を見ますと、ここ三年の状況を見ても、古い昭和四十一年と比較したら大変な違いであります。が、税額が四十九年から申しますと三千九百十億、四十八年が三千九百九十九億、四十七年が三千八百八十六億、こういう推移をいたしておりますが、この推移している状況を、もし改正なかりせば五十年度はどういう推移になるのか。

○中橋政府委員 仮に今回、相続税、贈与税につきましては改正なかりせば、五十年度におきましては五千七百七十億円の収入が見込まれます。

○武藤(山)委員 五千七十億の収入が見込まれるという事は、四十九年見込みが三千九百十億でありますから、大変な、一千百億円の増収になる。それを今回の改正でどの程度に推移するようにならうという意図ですか。

○中橋政府委員 改正前の五千七十億円の収入見込みが、改正後によりまして四千四百五十億円になるという見込みでございます。したがって、減税は六百二十億円ということになります。

○武藤(山)委員 諸物価高騰、地価高騰等を勘案して、現状を十分認識した上で、増収が余り顕著でないという方向に改善しようということのよ

うであります。これらの問題については後刻内容に至って質問をいたしたいと思います。が、きょうは農林省、建設省、自治省のそれぞれ担当課長においでをいただいておりますから、余り長い時間お待たせをしても失礼でありますから、先にこれらに関連する問題点についてお伺いをいたしてみたいと思います。

今回の相続税法の改正に関連して、それぞれ建設省、農林省、自治省も御存じだと思いますが、農用地に対する相続税が、二十年間農用地として使用している限り二十年目で免税になる、実はこういう法案が今回提案をされているわけでありま

す。そこで、農用地として使用する期間が二十年という年数で区切られている問題について、農協中央会や農業団体は、これはどうも長過ぎる、何とかこれを十年くらいにできぬものだろうか。これが第一点。第二点は、地価の評価をめぐって、今度投資価格という新しい価格制度を大蔵省は考えていく。この二つの点が、それぞれ農業団体や自治省の固定資産税評価や他の行政庁とのかかわり合いを持ってまいっているわけでありま

す。それらをめぐって少し御質問をいたしたいのであります。が、まず最初に、市街化区域、調整区域という線引きをいたしておりますが、この線引きは何ですか。これは建設省ですか。

○野呂田説明員 市街化区域及び市街化調整区域の主眼とするところは、無秩序な市街化を防止いたしまして、計画的な市街地を形成するということを目的にしております。

○武藤(山)委員 虫食い現象が起ころぬように、市街化区域という線引きをされたところはできるだけ人間が住めるような市街化を促進していく。そういう市街化の中にある農地、これについてはどういう指導方針で臨んでおられるのですか。

○野呂田説明員 市街化区域内の農地の取り扱い

につきましては、御案内のとおり、市街化区域はおおむね十年以内に計画的かつ優先的に市街化を図るべき区域でございますから、農地転用は届け出だけでよろしいというふうになっております。また、三大都市圏のA、B農地等につきましては宅地並み課税を実施いたしまして、市街化の促進を図っております。

したがいまして、都市計画の観点からすればやはり十年内に市街化をおおむね達成させるということが目的でございますけれども、ただ、この市街化区域内に農地が介在することを全く否定する制度じゃございません。したがいまして、市街化区域内の農地の有する環境機能というものに着目いたしまして、良好な生活環境を持った農地につきましては、第七十二国会で成立を見ました生産緑地法による生産緑地地区というものを指定いたしまして、この活用によって農地の保全策を講じてまいりたいということが一つございます。

それから、同じ都市計画でも市街化調整区域につきましては、市街化を抑制する地域でございますから、ここではむしろ農地を計画的に保全する役割りを果たしているというふうに考えております。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、生産緑地法に基づく緑地地域というものは市街化区域内でも永久に緑地として残せという方針なのか、一定の期限を定めて、その期限までには市街化するんだという方針なのか、それはどういう方針になりますか。

○野呂田説明員 生産緑地の制度には第一種と第二種の制度がございます。一種につきましては無期限でございます。それから二種につきましては十年でございますけれども、十年が到来した場合にはもう十年延ばせるといふ制度になっております。

○武蔵(山)委員 その第一種というのは、一定の区域の面積、たとえば一定規模の市街化内における一定面積の農地、そういうのは一つの区切りがあるんでしょね。それは一集団農地がどのく

らいになると一種、どのくらいになると二種ということになるのですか。

○野呂田説明員 第一種につきましてはおおむね一ヘクタールでございます。ただし、都市環境という面がございますから、森林とかあるいは果樹、茶畑のような永年作物があるとか、あるいは周りに都市公園あるいは緑地みたいなものがあるという場合につきましては、〇・二ヘクタール以上あればよろしい。それから二種につきましては、〇・二ヘクタール以上の規模があればよろしいということに相なっております。

○武蔵(山)委員 建設省がこういう方針で農業というのに対して市街化とのかかり合いを調整しようとしておられるわけですが、農林省としては、この市街化区域内における農用地というもののに対する指導方針というのは何かあるのですか。

○関谷説明員 市街化区域内農地につきましては、ただいま建設省の方からも御説明がございましたように、全体的にはおおむね十年以内に市街化を図る、こういうことで位置づけられておる。その中の農地でございます。個々に見ました場合には、その環境等あるいは持っている機能等からしまして、生産緑地法等に乗せまして保全を図るものもある、こういう考え方でございます。

農業政策上としましては、全体的にはやはり長期的に農業投資をやる、こういう性格ではございませんけれども、現状において農業経営が継続的に続けられるように、価格面、流通面あるいは技術面、こういう面の対策は続けてまいりたいという考え方でございます。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、たとえば永久的に農業が継続できるというのは、第一種でヘクタール以上の集団、茶畑とか桃とかそういう果樹類、永年作物の場合は二反歩。しかし農林省の方としては、市街化区域内の農業については積極的な援助、助成というふうなものにはやらない。できるだけ十年ぐらいたって市街化が望ま

しいというところで農林省の方は身を引いている。建設省の方へややお任せをする地域と理解してもいいわけですね。いまの説明を聞いて大体そんな理解をしてよろしいですね。

○野呂田説明員 ただ、一つ考えられますことは、都市計画では十年という単元で考えておりますけれども、人口とか産業の将来見通し、土地利用の現況等を見まして、十年以上にわたって市街化する見込みがないというものがありますれば、これは市街化区域の指定を取りまして調整区域に編入し直していくということによって、さらに弾力的な運営ができるのではないかとこのように考えております。

○武蔵(山)委員 市街化区域内を農耕地として使っている農家が、二十年間続けて農業をずっとやり得るという条件ですね、こういう条件はより濃厚だろうか、まあ二十年間とはとも農業はやれないだろうという、これは勘でしゅうね、何人も、神様でなければどうなるかわからぬ。

しかし、建設省なり農林省が、ずっといままでも市街化が行われてきた状況などを勘案すると、二十年間果たして市街化区域内の農業というものは存続するだろうか、それとも、いやしない、かなりの部分はもうほとんど宅地化せざるを得ない、こういう方向に行くだろうか、その見通しはいかがでしょうか。どちらが答えてもいいですよ。

○関谷説明員 生産緑地法に乗ります農地につきましては、その生産緑地法の定義等からしまして、農業の継続が可能となる条件を備えてい、こういうことが法律の中にも規定してござい、ますから、そういうことを確認の上で指定がなされる、こう考えております。

それから、一般的に農地ということになりますと、確かに周りが市街地的な環境も整備してまいりますし、農業とはかの住宅その他との調整、こういう問題も出てまいりました。農業的な環境としては悪化をいたしますし、また、そこに農業を保全することのむずかしさが出てまいっているわけ

でございます。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように、現在の農業経営が継続されるということが可能なような、たとえば価格対策、流通対策、それから最近若干、金融面でも配慮する、こういうことを考えておりますけれども、では具体的に、その特定の農地がどうしても農地としてできない、こういうことになりました場合のことも考えまして、税制上も従来から、市街化区域内の農地を持っている農家が、どうしても農業を継続したいけれども市街化区域内の農業ができないというような場合もありますので、譲渡所得の方で特例を講じていただいております。現状では買い替えの場合には十倍の面積まで譲渡所得の特例が認められております。

それから、今回の相続税の改正におきまして、この猶予の指定を受けた農家が、買い替えを一年以内にしまして、ほかのところに農地を買って継続する、こういう場合にはその対象にしよう、猶予を続けていく、こういうようなこともいたしております。どうしても農業を続けたいという農家の場合には、そういうことで市街化区域外の方で農業を継続していただく、こんなことを考えております。

○武蔵(山)委員 それはまことに言うはやすく行いはかたしだ。そんな簡単に、市街化区域の農地を売って調整区域のたんぼを買って農業経営をやりたいと言ったって、なかなか売る人はおらぬです。それはもう行いはかたしだ。それはあなたばかりですね。そんな簡単に農地はいま手に入らぬですよ。

農林省はそういうことで、いま大蔵省がやっている租税特別措置の制度があるから、他の土地を見出して農業をやればいいじゃないか——あなたの方は、農業を推進する役所だからそう言わざるを得ない。片方、建設省の方は、できる限り虫食現象を起こさないようにして、市街化は一定の規模に、同じような普遍的な条件の市街化にしていこうという、これはまさに農林省とは矛盾する

政策なんだね。農林省の方は、できるだけ農業を振興して定着をさせて、長期に農業をやらせよう、そして食糧確保をやる。建設省の方は、人間が快適に生活ができる環境を早くつくって、こういふわけでありまして、市街化区域といふのはどちらかと言え、建設省の方針の方にウエイトがかかって、農業をだんだん縮小していく。つぶすという言葉は語弊があるから縮小していくという方向でしょうね。そこで、宅地並み課税というふうなものも三大都市圏のA、B農地にはすでに行われている。

そうすると、三大都市圏のA、B農地に宅地並み課税が行われているという場合、A農地についての税金はどのくらいになりますか、たとえば十アル当たり。これは自治省。

○川俣説明員 昭和五十年度の税額で申し上げますと、A農地につきましては一反歩当たり十万一千四百円、B農地につきましては三万一千八百円でございまして。

○武藤(山)委員 主税局長、一反歩で固定資産税を十万一千四百円取られていたら、農業といふものは長く続くと――あなたは農家じゃありませんから、これは常識的な判断で、一反歩十万一千四百円の固定資産税を納めるような土地が二十年間も農用地として持続できるかどうか、常識的にどうお考えになりますか。

○中橋政府委員 結論から申せば、高い固定資産税を払いながら農業を続けるということが困難なところがあると思います。それはむしろ固定資産税の方では、農地の宅地化を促進してやることから言ひまして、そういう政策をとっておるんだらうと思います。

今回の措置につきましては、また御質問がございましたらそのときにお答えしたいと思います。○武藤(山)委員 そこで、片方ではA、B農地には高い税金をぶっかけて、宅地化を促進していく。建設省は市街化区域を設定して、これまた住宅地をどんどん整備する。そういう中にある農業というものは、特殊な農業なんですね。だから、

農業一般としてこれを律し、農業一般として相続税の取り扱いをするということには無理がある、私はそう思う。

したがって、この二十年均一免税ということでは、やはりこの際、市街化区域内農地について別な角度から検討してしかるべきではないかという感じが私はしてならぬのであります。その際に、どういふ改善をするのが最も摩擦が少なく説得性があるかという、政策の立て方が非常にむずかしい。むずかしいけれども、やはり何か探さなければならぬだろうという気がしてならぬのであります。

ですから、私の提言は、市街化農地の場合には、とにかく十年間農用地として使用してきた、それ以後、個人の売買はいけませんが、市町村とかそういう公共団体にその土地を売った場合には、十年で相続税はひとす免税にしてやろう、そのくらいなこと、市街化区域内における農地については、私はやはり特別な考え方を持ててやってもいい。純農村地帯の農業振興地域、調整区域は二十年、これはずっと農業を営めるわけですから、食糧を確保し、収益が少ないという立場から今回の免税という措置が出てきたんであります。うから、それは二十年でよろしい。しかし、市街化区域内といふのは、一方では国の方針として農地をつぶしていこうという大方針があるわけですから、とても二十年間それは持ちこたえられない。環境にどんどん押されてくるわけですから、その場合十年で全部免税にしろ。

となると、恐らく主税局長は反論して、いやも保のために収益の少ない農業をやるから特典があるんです。つぶしちゃう者には特典を与えるというところは、これはどうも筋が違ふという反論が出てくるのはわかっております。

そこで私は、十年間農用地として使って公共団体に土地を提供した場合、この場合は、そこで免税にすればいい。十年でいう免税にする。もちろん、そこで譲渡所得税はかかるの

ですから、金額が多ければ、免税措置二千万円あっても、それ以上のものについては公共団体に売った場合も譲渡所得税はかかるのであります。十年でやはり相続税をここで一回ききに落としてやる、こういう制度を市街化区域内において検討すべきではないか。これは大きな政策の問題でありますから、国の考え方だから、副大臣だね。

○森(美)政府委員 武藤委員から私どもの答える答えを先にやりましたので……。一般の農地といふものは相なるべくは農業を続けてもらいたいという趣旨で改正したのは、先ほど武藤先生がおっしゃったとおりでございます。市街化区域につきましてもいまのお話でございますが、一応このことについては私なりにひとつ研究させていただきたいと思ひます。

○中橋政府委員 補足して御説明させていただきますが、私が申し上げるまでもなく、今回の農地につきましても相続税の納税猶予の制度は、農業といふ点に着目しておりますが、その場合に、ちよつと先ほど武藤委員がおっしゃいましたように、農業の収益というところから今回の相続税の納税猶予制度というのが設けられたわけではございません。そこがちょっと違ふと思うのですけれども、今回設けましたのは、相続が起きましたときに、その農地についての評価で、それが先ほど来建設省、農林省からいろいろお話しございましたけれども、本来農地だけとしての価格で評価されるべきものと、それからまた、宅地化が予想される場合に宅地として評価されるものがあるわけでございます。

いま両省からお話しございましたけれども、残念ながら農地の売買の現状を見ますと、いわゆる線引きでもって絶対この農地は宅地にならないというところが実はまだないようでございます。したがって、農地について相続が起きましたときには、どうしても近くにありまして、その農地が一体どういふふうに使われておるかという売買実例を参照しながら評価はいたすわけでございます。

でございますけれども、その場合に、近傍地の農地が宅地としての価格で相当売られておる。そこに問題があるわけでございます。おっしゃいますように、それでは、市街化区域内において今後ある一定の経過期間を過ぎればもう農地として存在することを国としてはあまり期待しないんだということになりますれば、相続の段階におきまして宅地含みの価格で評価をして相続税を課税してしかるべきものだと私は思ひます。

それをなぜ農業投資価格というふうなものを見出しまして、その分だけのものは相続税をいま納めてもらって、将来農業を継続するならば、ある一定の年限を経過すればその上回ったところに当たる相続税というものはもう納めていただかなくともいいというところは、農業を継続するからこそこ起るわけでございます。短期間の間に農地が宅地になるのでございまして、これは相続の際の相続税をそのまま納めていただいてしかるべきものだと私は考えております。

○武藤(山)委員 あなたのちよつと取っ違えているのは、私がさっき言ったように、今回の措置は、長くずっと農用地として使っているというところと二十年で免税にするんだ。ところが市街化区域内の農地は、本人が農業を続けようとしても続けられない条件が次から次へ――国の施策として市街化されていくわけですから、これは本人の意思じゃないのですよ。国の方針、政策なんですよ。その犠牲を受けるわけですよ。その中におる農民といふのは。だから、そういう特殊の市街化区域内については、やはり二十年というものは長過ぎるから十年くらいにしてやっても、しかも公共団体にその農地を売った場合、そこで相続税を免税にする。公共団体に売らないで個人の利益を追求して個人的な相手に売った場合には、もちろん適用しない。そういうきめ細かい、地方自治団体に売った場合にはそこで相続税の免税を働かせる、これは十年ぐらゐの年限を切つてしかるべきでないか、こういう提案なんです。

だから、いま主税局長が言ったことは、私が

さっきあなたのかわりに言ったことをまた答えているので、それは百もわかつているのです。そうではなくて、市街化区域内というのはもう農業はだんだんやれない環境にどんどん整備されていくわけですから、周りに押し詰められていくわけですから、追いつめられたものを、それはもう地価が上がって宅地並みにどんどん売れるんだから、宅地並みに売って農業をやめたいというじゃないかという議論ですね。あなたのいまの見解というのは。

そうじゃなくて、私は、農民自身がやりたくともやれない環境にだんだん追い詰められていくわけですから、とにかくA、B農地に三大都市圏はばちちと十万一千円も一反歩当たり固定資産税がかかる。一町持っていたら百万の固定資産税を取られる。とても農業はやれなくなってしまう。そういう状況ですから、そういうものに対してはやはり特例を設けてやって、公共団体へ土地を提供するような形にする。公有地を拡大していく。そういう方向に一つの政策的意図をも含めて相続税をこの際考えたらどうだ。だから、二十年一律じゃなくて、市街化区域内においては少々そこを勘案する必要があるんじゃないか、こういうことを提言しているわけです。

○森(美)政府委員 先ほど私が話しましたことにちょっとつけ加えさせていただきますと、武藤先生のお話に多少飛躍があるんじゃないかと申しますのは、市街化区域を別途にものと考えたらいけないかということ、私、わかりません。ただそのことが、しからば十年で云々という期限の問題とはちょっと合致しないのじゃないか。一つの物の大きな筋としてのお話はわかりませんが、その後段の先生の御結論の方は、私はおかしいのじゃないか、こう考えております。

○武藤(山)委員 なぜ私が十年と言うかというと、同じ政府のつくった法律の中で生産緑地法は十年となっているのだ。市街化区域内における農地の保全を、大体原則として十年としているわけですよ。その間に市街化をどんどん進めていく

ということですね。だから同じ政府のつくった法律なら、生産緑地法と相続税の適用の法律は同じ年限にしていけないか。生産緑地の方も二十年、相続税も二十年、そうならば都市計画内の市街化区域内の農地も二十年間農地として十分耕作していける。片方生産緑地法の方は十年という原則を立てて、それにならってやはり十年にするのは当然じゃないですか。おかしいですか。

○森(美)政府委員 今回の二十年というのは、先ほど先生がおっしゃったように、でき得れば期限なしの永久にという思いを込めて二十年でございまして、その点、生産緑地法の十年とこの二十年とは別問題だと私は考えます。

○武藤(山)委員 どうも私は釈然としないのは、片方では農業をやめろという政策をやっているのです。税はそんな政策には関係ない。税はあくまで富の集中を排除し、富の再分配を行う機能が相続税なんだから、所得税の補完的な役割を果たすのが相続税なんだから、市街化区域内でどんなにいい値段で売られるという土地ならば、それは当然相続税を賦課して税金を取るべきだ、これは税の理論としては私もわかります、税だけを考えれば場合。

しかし、政治というものは税だけじゃなく国の方針、政策というものが片方にあって、その政策と余りにもちがはぐだった場合には、納める農民の方は一人です。片方は建設省があり農林省があり大蔵省があり、もう三つの官庁から農民自身にいろいろな税金が課されたり、いろいろな制約を受けるわけですね。しかし、対象になる農民は一人なんです。私は、やはりそういう政策の整合性というものを十分検討すべきじゃないか、こう思うんですね。市街化区域内における農地の取り扱いについては、いまの政務次官と主税局長の説明では、私はまだ納得いきません。

○中橋政府委員 市街化区域内におきます農地というものは、たとえば国の政策として、それではある一定期間たった後では、そこに農地の存在を許

さないというような政策が強力にとられるならば、また今回の農地に関する相続税の納税猶予制度についても、恐らく別の考え方が導入されたらうと思います。それはもちろん方向としては、いま武藤委員がおっしゃいましたのと違った方向だろうと私は思いますけれども、それは別といたしまして、現在、国として、いまの市街化区域内に、ある一定期間たてば農地がなくなるであろうというのを期待しておるという政策は、私はまだないと思います。私は、やはりそこにおきますところの農家、農家の個々の判断というものを尊重して、市街化区域内といえども農地の存続を許すというような政策であらうと思つて、今回の制度をそのもとに立てておる次第でございします。

○武藤(山)委員 そこが認識の違いなんだね。私は、いま中橋さんにそういう認識を変えてもらいたいと思つたものだから、建設省の見解をずうっと聞いたわけですね。しかし、建設省の方は、もう市街化区域といふものはできるだけ市街化をどんどん進められる環境づくりをしていきたい、下水もつくる、水道も入れる、人間が住みやすいような方向に改善をしていくわけですからね。いまは資本主義、自由経済ですから、農民がやめると言わない限り、最後まで抵抗して、一人でたんぼをがんばったっていいですよ。しかし、そのことは公序良俗や社会の慣習や周りの生活条件から見たら、そいつはえこじな百姓だ、おまえだけ一人ががんばっているという形で、これは周りから非難ごうこうになつてきて、いたたまれなくなりますよ。

ですから、一方ではそういう市街化をどんどん進めるといふ建設省の方針があつて、農業といふものはいよいよやれなくなつてやう条件がつくられていくわけだ。これは国の政策でしようが、あなたがいま強力にと言うのは、国が号令的にとかそういうことだろうが、そんなことはない自由経済ではできないですよ、強制的に百姓をやめろなんというところは、しかし、じわりじわり

と真綿で首をくくられるように、農業がやらない立地条件に周りがずつとされていくわけですから、そういう農地といふものについてはやはり考える必要があるのじゃないか。別な扱いをすべきじゃないか。これは国の政策でしよう。市街化区域といふのは、たんぼをつぶしていく方向に、いよいよなして引き込まれていきますよ。政務次官、それでしよう。A、B農地というのは、いま全国でもっともうすでに宅地並み課税をされている市町村は幾つありますか、政務次官。

○川俣説明員 三大都市圏内でA、B農地につきまして宅地に準じた課税をいたしております市は、百八十二市でございします。

○武藤(山)委員 政務次官、だからかなりの郊外、百八十二都市、これがもうすでにA、Bが宅地並み課税をされているわけですよ。だから東京近郊のかんりのところまで行つていきますね。名古屋もかなりのところまで行つていきますね、百八十二市町村といふことは、ですから、そういうところにはまだかなり農地があるわけですよ、まだかなりある。そういう中におけるやはり特別な配慮といふものを相続税はどうしてもできないんだ、する必要はないんだと、この議論がずつと突っ張れますか。

○中橋政府委員 そういう考えを推し進めますれば、もうわずかの期間に宅地化するといふこととございしますれば、相続税の課税をいたします場合の評価は、宅地として評価せざるを得ないのでございします。それを、やがて宅地になるから、その農業を存続するといふ期間をもつと短くして、今回の新しい制度を適用しろと言われることは、今回の新しい制度の趣旨と全く反することとございします。

したがしまして、いわば農業を半永久的に継続しますという最小限度の年限としていまございします二十年を、さらに市街化区域において短縮するといふわけにはまいりません。

○武藤(山)委員 だから私が言っているのは、自動的にその農地を全部免税にしろと言っているん

じゃないんですね、私のさっきの提言は。その市街化区域内の農地で、もう環境からしても農業はできない、市町村に買い取りしてもらう、地方自治団体に買ってもらう、そういう形の農家が私ばかり出てくると思うんですよ。また、そういう措置をとったものについては、その段階で相続税を免税にしてやる、二十年たたなくとも。仮に十二年で終わりにする、とにかく十年以下はちょっとひととと思うね、だから十年なら十年と切つて、十年以上の場合には、公共団体にその農地を提供した場合には相続税はそこで免税にする、そのくらいな措置はとってやってしかるべきじゃないかと思うんです。自分の意図でやるんじゃないんですよ。政府の政策で農業ができなくなっちゃうんですよ。あくまで自分が、土地がいい値で売れるから売って百姓やめるんだという積極的な農業放棄じゃなくて、周りがだんだん市街化されていって農業としてやり得ないという環境にされちゃうわけだ、農民自身のせいじゃないですね。よ、国の政策の結果そうなるじゃないですか。そこは少々何か配慮していいんじゃないですか。

○中橋政府委員 御提案の、たとえば地方公共団体にその農地が売られるという場合におきまして、も、そのときの価格といふのは宅地として買い取られるわけでございます。それが相続のときよりかなり近い間にそういう事態が起こることによってございまして、やはり相続税の課税というものは、そのときの近傍地域の宅地の価格、しかもそれをすぐさま持つてきておるのではありません。かなりしんしゃくして持つてきておられます。それで相続税を納めていただくというように、どうしてもしざるを得ないのでございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、主税局長、市街化区域内の農地というものは、今度の投資価格で算定しても宅地並みの価格にするのですか、市街化区域は。

○中橋政府委員 農地につきましては、いわゆる農業投資価格というのを見出して、そこまでの部分に当たる相続税を即納していただく、そのときに納めていただくという形になるわけでございます。

ただ問題は、おっしゃいますように、もう近々宅地になる、しかもそれは地方公共団体に買い取られるといふまでも、やはり宅地並みの高い価格で買い取られるわけでございます。それが予想されるわけでございますから、そういう近い機会に宅地として買い取られるようなものを予想しましたときには、今回考えておりますような宅地含みを排除しました農業投資価格というように、なもので課税をするというわけにはまいらないわけでございます。

○武蔵(山)委員 相続税は、しかし宅地価格を全然含まない投資価格を算定するわけでしょう、市街化区域内でも農地である限り。あなたのいま言っているのは、農地であっても、これは近々宅地になるだろうと思われる市街化区域内は、宅地含みの評価額になるのですか、投資価格は。

○中橋政府委員 農業投資価格といふのは、いわゆる宅地含みといふのを排除した価格でございます。ただ、近々宅地として売られるような農地といふことでございまして、そういう価格で一応その場合に相続税を課税いたしております。それから、いわゆる宅地含みの評価をいたしたその間の部分といふものを、十年たったとか、近々のうちに農地が宅地になるといふことで、それを免税するわけにはまいらない。今回の制度の趣旨といふものは、ずうっと農業をやりますというところで、いわゆる農業投資価格として宅地含みの価格を排除したものでやっていただくというものでございます。

○武蔵(山)委員 だから、私が聞いてるのは、市街化区域内の農地にも、投資価格というのは完全に宅地含みの価格を排除した——収益還元に近いのか、固定資産税評価額に近いのか、これから質問しますが、とにかく宅地価格を全然含まない価格で、相続税の評価額は市街化区域といえども一応純農村地域と同じような算定方式で出すんだ、こういうことですか。

○中橋政府委員 算定方式はそのとおりでございます。

○武蔵(山)委員 いまの十年、二十年の問題は、農業団体が要望しているということで一応代理をして質問したわけでありすが、なかなかガードがたい。これはなかなか崩れない。わかりました。次に投資価格なるものは一体どういう価格なのか。ごく最近、農家の相続税の課税件数というのは、全体の課税件数の中で一体どういうことになっているのか。

○中橋政府委員 毎年の課税実績としましては、そういう分類をいたしておりますので恐縮ですが、ごく最近でございますと、四十六年分につきましてそういう方面から別に実態調査をした例がございまして、

それによりますと、全国で相続税の課税を受けました者のうちで農家は三割に当たっております。その農家のうちで、市街化区域内にありまものが四八%、市街化調整区域にございするものが三五・八%、こういうことになっております。

なお、つけ加えますと、持つております農地で市街地の周辺農地と言われますものが五二・三%ということになっております。

○武蔵(山)委員 これは四十六年の数字ですが、三年経過した今日では、地価がべらぼうに上がっておりますので、農家の課税件数は恐らくもっとウエイトが高くなつておるんじゃないか、そんな感じがいたすわけでありまして、いざいかにしても、課税全体の中の三割は農家でありまして、農業者に対する相続税の課税もかなり多いんだという前提に立って、評価の問題がやはり大きな問題になるだろうと思ひます。

地価は一体どうして、だれが決めるのかという問題になると、いろいろな矛盾を私は感じるわけでありまして。同じ土地に価格が幾つもあるわけですね。同じ政府でやりながら、固定資産税の評

価額、相続税の評価額、建設省の公示価格、この三本の価格があるわけでありまして。固定資産税評価額というのは、各市町村で、実態を知っている調査員がかなり詳しく、長年にわたつて調査をして価格を算出している。にもかかわらず、大蔵省はそれを信用しないで、税務署は独自にまた投資価格をつくる。そういう屋上屋を地価について架する必要があるだろうか。固定資産税評価額を基準にして相続税の評価をするのは不都合なのか。なぜそれができないのか、その点をまず最初に伺つておきたいと思ひます。

○中橋政府委員 確かに、一つの土地につきましての評価が区々に分かれておるといふことは、理解を得るのにいろいろむずかしい点があることは同感でございます。ただ、一つには、やはり土地の評価というのは非常にむずかしい問題でございまして、そういう評価の専門家の間において具体的な数字はなかなか分かれるものでございまして、それからもう一つ、本来、評価の目的はいろいろ違つておりますから、なおさら私はこの数字に違いが出てくるのだらうと思ひます。

固定資産税は、申すまでもなく年々の課税が行われる、しかもその課税を受ける人も普遍的でございまして。勢い、何としてもいろいろな配慮がそこに行われるのは避けがたいと思つております。また、またそういうことが現実に行われておること、は申すまでもないところでございまして。相続税になりましてかなり高額のもの、ごく限られた人の納税という問題になりますし、また毎年ということではございまして、世帯交代のときに行われるというところがございまして。

そういう税金の目的とそれに伴います価格とが相関連をして今日のような事態になつてきたものだと私は思つておりますが、それでは非常にわかりにくいから一本にしてどうかというところが、これまでもずいぶん試みとしてなされてまいりましたし、その努力も行われておるわけでございます。おっしゃいますように、それでは固定資産税の評価が相続税の評価から見ても非常に適

正な水準を持つておられるのかという、私は、申しわけございませんけれども、今日の状況ではそういうことは断言できないのではないかと思います。

一つは、いまおっしゃいました公示価格というのがございます。これは現実の売買例等からポイントポイントについてとっておられますので、そのポイント数がふえてまいれば、あるいは二つの税金にとりましてもよりどころになり得るのではないかとふうに思っておりますけれども、何しろこれは全国的にまだポイントの数も非常に少なくなっております。仮にそういうものと比べてみましても、実は相続税の評価額はそれよりも低くなっておりますし、固定資産税の評価額はなおさらそれよりも低くなっておりますから、どこかにまともなところになりますと、やはりいまの負担水準の変動を招来するのではないかと思います。

固定資産税と相続税の評価の間で、仮にそれでは相続税の評価額に固定資産税の評価額を合わせていいのではないかとということになりますと、これは先ほど申しましたように、多くの人のために負担の激変ということが生じてまいります。今日の評価においては、固定資産税では、毎年毎年の納税額については、一・一倍であるとか一・二倍であるとか、漸増方式をとらざるを得ないような事情でございますから、仮に相続税の評価に合わせると思しますと、どうしても税率で調整せざるを得ないと思ひます。そういうときには、全国に散らばっております市町村それぞれの持つております土地のいろいろな用途から考えてみまして、固定資産税のいまの税率は全国で標準税率をとっておりますけれども、それを変動させるということとは事情の違つておる各市町村、特に地方の町村に与える影響も非常に大きいのではないかと思います。

それでは固定資産税の評価に相続税の評価を原則として添わせるような方向はかがかというところを考へてみますと、やはり税率の問題はまた相

続税で考えざるを得ないということになります。そうしますと、相続税は土地だけについて課税をいたしておりますから、土地以外の財産について負担がいまよりは上がらざるを得ないということになりますので、非常に理解がしがたいという難点がございます。いまの二つの税目の評価の間だけでどっちかに寄るということとは、私は非常にむづかしいのではないかと思います。適正な水準というのを何か一つよりどころとして認めて、そこにみんながそろえる、しかしその際には、負担の変動ということを経ながら税率の調整をやらなければならぬ。その調整がまた、国のみならず各市町村、特に地方の町村の財政に非常な影響を与えるのではないかとこういう心配がございますので、なかなか、理想と現実とは一致をしがたいのでございます。

○武蔵(山)委員 いまの説明は全く納得いかぬし、まさにこねくり回して逃げようとする答弁ですね。中橋さんにしてはちょっとでかき悪い。いずれにしても、これは後でもうちょっと議論しますが、建設省もお帰りになるでしょうから、建設省、あなたの方は公示価格には関係ない課ですね。

○野田田説明員 公示価格というのは国土庁の方でございます。もちろん私の課は、全く承知をしております。

○武蔵(山)委員 それでは建設省、お帰りになつて結構です。それから、農林省の方は後で資料で、農地としての売買実例、これは宅地へ農地のじゃなくて、農地としての売買です。その実例を資料にして多くの手元に届けていただきたいのですが、よろしくございませうか。

自治省はもうちょっと待つてみてください。農林省、建設省は結構です。

固定資産税の評価と相続税の評価というのは、相続税評価額から比較すると固定資産税の方が約半分というところですね。そのくらいな価格ですね。その固定資産税の評価額を相続税評価額にす

るには、国税局の方はどういう不都合があるのですか。

実際に売買実例の近似をずっと比較をして考えた場合に、固定資産税では低過ぎる。しかし片方は、売買、売っちゃった場合だよ。相続財産は売れないんだよ。商品価値として直ちに売買ができればいいが、土地、家屋なんというのは、売らないで持つておるのですよ。特に居住用財産なんというのは、全く売れないものですね。だから商品としては、価値があつてないものなんです。自由経済における価値というものは、交換が行われて初めて価値というものが表現できるのであつて、これは経済学の原理、原則ですね。

ですから、売買実例というものを引き出してきて、この程度の価格は当然あるんじゃないかという見積りをするという税務当局の方の見積りにも無理があるんじゃないか。かえつて、自治省の方の固定資産税の評価の方がより現実的であり、そういう実情というものを十分表現した価格ではないか、私はそう感じる。しかし、税金を一銭でもよけい取ろうという立場に立てば、大蔵省の言うような相続税評価額で、より高い評価をして税金を取ろうという思想になりますね。

私はこの際、そういう思想は転換した方がいいと思うのですよ。やはり固定資産税というものを、各市町村が苦勞してきつとつくつてゐるんですから、しかも三年三年に見直しをして改善をしていくんですから、これはやはり固定資産税評価額というものを基準にすることが、納税者にとつてはより親切であり、いままで来ていた納税令書に書いてあるものによって自分の財産というものがわかる。ところが、いよいよ死んでみたら、相続税はその倍だなんてばんとすると、同じ国のやる仕事で、何でもこんなに違うんだという誤解を受けますね。信頼感を失いますね。なぜ固定資産税に合わせるべきでないのですか。

○横井政府委員 先ほど主税局長からも評価はたいへんむづかしいということをおし上げたわけでございます。

しかしながら、私どももいたしましては、法律の規定から「適正時価」、こういう表現がございしますから、そういう適正時価が何であるか、これを苦勞して発見しておるということでございます。

その場合におきまして、土地につきましては、相続財産につきましては直ちに売買が行われるということではございませんので、私どももいたしましては、売買実例から相続税評価を算定いたします過程におきまして、異常な買い進み要素を排除いたしますとか、あるいは相続財産を売り急いだというような場合においては若干評価を下げる要素があるかどうかということとか、あるいはまた、農地の場合におきましては、特に宅地への転用等が困難である、非常に制約があるというふうな事情を十分にしんしゃくはいたしてございします。しかしながら、これらはいずれも法律の適正時価という考えから逸脱いたさない範囲でしんしゃくを行つておるわけでございます。

なお、御考慮いただきたいのは、土地、建物と現金、預金等とのバランスの問題でございます。土地、建物につきましては、いろいろいま申しましたようなしんしゃくをいたしておりますけれども、現金、預金についてはしんしゃくの余地がないわけでございます。したがって、この両者の課税のバランスということをお考えますと、やはり土地、建物につきましても適正な時価で考えざるを得ないということになるわけでございます。この辺を御理解をお願い申し上げたいと思ひます。

なお、固定資産税の評価との関係でございますが、全く固定資産税評価を無視してやっていると、いうことではございませんで、私どもも固定資産税の評価の審議会等に参画をいたしますし、また、国税庁で相続税評価額を算定いたします場合に、地方公共団体等から精通者としての御意見をちょうだいするというふうなことでやっておりますわけでございます。

ただ何と申しまして、主税局長から御答弁申

し上げましたように、相続税は一生に一回の税金でございますし、固定資産税は毎年の年税として当然所得から払わなければいけない、こういう宿命でございますので、両者が相違しておる、こういう事情にございます。

○武蔵(山)委員 適正価格とは何かということを知っているわけですが、やはり適正価格という言葉であつた表現しているのですが、私が言う適正価格とは、商品の価格というものは売買をして初めて商品の価値というものは出てくるのだ。ところが、実際に売買できない居住用財産、そういうようなものの価値というものは、商品の価値と比較したら半減するわけですよ。だから、固定資産税の方は比較的そういうことを加味した、やはり売買の対象にすぎない、そういう財産の評価というものはどうあらねばならぬかということもかなり検討した上でやっているとは思うんです。

ところが、相続税の方は、もしそれを売った場合にはという仮定ですね。売った場合は言つた通り、居住用財産なんているのは、住んでいるんだから売れないんだよ。そこが価格の算定にかなり微妙上の意図が含まれた価格なんじゃないか。相続税というものは、商品としての売買をしない価格で計算をしなければいけないものではないか。何でも全部それが売れたものという仮定でまず売買価格の表例を出して、それからまあ三〇％も引いてやるか、これはまあ五〇％も引いてやるかという目的子勘定ですよ、いまの税務署の評価額は。

その証拠には、この国税庁からくれた資料を見たら、市町村によって大分違いますよ。たとえば上尾市は、固定資産税評価額が二万円のときに相続税評価額が二万六千円で、上尾市は比較的近い価格だ。ところがずつと見ると、たとえば入間市なんというの、固定資産税の評価が一万四千円なのに、税務署は二万九千円、倍ですね。それから朝霞も一万八千九百円が二万七千円、これは倍以上ですね。船橋も、こういうふうになつて

見ると、佐倉市などというのは一万円対一万五千円ですから五割、これを見ると、ばらつきが非常に多い。私はどうもこの相続税課税評価額というやつはかなり国税当局の恣意的判断というものが含まれている。どうも納得いかぬですね。

適正価格という言葉案を果たして相続税評価額の中に導入していいのだろうか。売れない、すぐ商品にならない土地、家屋の評価額というものはいかにあるべきか、そういう観点からやはり評価というものをなすべきではないのか、商品という前提を置かないで。これはおたくの方でくれたこの表とずつと比較してみてもそういう矛盾を感じるのは、感ずる方が間違ひですか。

○横井政府委員 先ほど私が御答弁申しましたときに、売り急ぐ場合の価格の値下がりということも考慮してしんしゃくをいたしてございます。この申し上げたのでございますが、実は、売る場合の客観的価格ということでございますと、かなり高い水準になるわけでございます。私どもは、取り主義と申しますか、税収が少しでも多いようにという観点から考へておるわけでもございませんで、そういう場合におきまして、適正な時価という考え方の中であつてしんしゃくできる場合はしんしゃくしたい、こういう観点から、売り急ぐような場合においては価格が下がる場合も考へられるということ、いわゆる仲値の三割引き、七〇％の評価をいたしておる、こういう事情でございまして、決して取り主義から高くしておるということではございませんで、御了解いただきたいと思ひます。

それから第二に、固定資産税とのばらつきでございますが、私どもは、先ほど来申し上げておりますように、売買実例等から一定の方式によりまして算定をいたしてまいりまして、私どもの評価の額が適正であらう、かように考へておるわけでございますが、なおお手元にご覧いただけます。固定資産税の場合には四十八年の評価額でございます。それから相続税の方は四十九年でございます。

まして、その間、土地事情の変更等も加わつておるといふことを御了解いただきたいと思ひます。

○武蔵(山)委員 いやいや、加わつていても、私が見ているのは、町によつては倍、それから町によつては五〇％増、固定資産税評価額よりもね。そういうばらつきが大変ある。だから、どうも相続税の方はなるべく高い評価をして税金を取らうという意図的な価格が入つてゐるんじゃないかということなんだ。

自治省はどうですか。固定資産税の評価額を算定する場合には、路線価方式あるいはその他の宅地評価法、農地の場合は限界収益率の補正、こういうような方法で実際の地価というものをずつと評価している。そうすると、自治省の評価している固定資産税評価額の算定というのは不合理なものであり、算定に直すべき点があると思うかどうか。自治省の方の見解はいかがですか。

○川俣説明員 固定資産税におきましてこの土地の評価につきましては、先日御説明申し上げたわけでございますが、自治大臣が示しますところの固定資産税評価基準に基づきまして、資産の種類ごとにそれぞれ評価法を定めて、各市町村はそれに基つて評価をしておるということでございます。

したがしまして、各市町村におきましては、この評価基準によつて適正な評価をしておるというふうに考へておるわけでございますけれども、何せここの数年非常に土地の価格が上がりまして、そういう意味から、先ほどから主税局長からお話のございましたように、保有課税として年々納める税であるというところから、必ずしも地価の動向に完全にマッチをしていない部分があるというところは申し上げざるを得ないのではなからうかと思ひますが、いづれにいたしましても、最近、地価の鎮静化傾向もございまして、私どももいたしましては、より適正な評価が市町村において行われますように、五十一年度の評価替えも間近に迫つておることでございまして、そういう指導をしていきたいというふうに考へております。

○武蔵(山)委員 どうも固定資産税の評価も路線価方式をとりあるいは宅地評価法等をとつて、方法は税務署も市町村も同じ方法でやつておるわけでしょうね。同じ方法でやつていて同じ答えが出ないというのは素人から見たらおかしい、算式が同じなら答えは同じになるのが数学の結論なんだから。方法が違うなら何をか言わんやですが、方法は同じでしょう。その評価額を算定する方式は同じなんでしょう、直税部長。

○横井政府委員 前回でございましたが、この委員会でも自治省から御答弁がございました。私どもからも方式を申し上げたわけでございますが、方式自体は同じでございます。ただ、その間の算定の過程におきますしんしゃくの度合い等が異なつておるということであらうかと思ひます。

なお、これは実ははなはだ申し上げにくいことではございますけれども、相続税の場合に、私ども全国を同じ目で見つて評価をいたさなければいけないということに当然なつておるわけでございますけれども、固定資産税の評価につきましては、自治省からいろいろお話をございしましたが、やはり地方自治というたてまえがございまして、たとえば大きな工場等がございまして、固定資産税の税収が十分あるというふうなところにおきましては評価が若干低いというふうなことも間々あるやに聞いております。私どももいたしましては、今後とも評価の適正に努めるわけでございまして、全国を同じ目で見つて公平に評価をいたしたい、かように考へております。

○武蔵(山)委員 とてもこれは議論はまだ平行線でありまして、午前中は一応これで、割り当ての時間が終わりますのでやめますが、午後にもまた引き続いてやりたいと思ひます。納得いきませぬ。

○上村委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 最初に主税局長に伺いたいのですが、相続税を課税するという課税理念は一体何であるか、まずここからお聞きしたいと思ひま

す。
○中橋政府委員 租税はやはり租税力に對して課税し、所要の財源を確保するという事でございまして、租税力は何かということになりますと、税源でございまして、税源は所得か財産でございまして、財産についてその租税力を指標として課税をいたしますもの、一番大きなものは相続税でございまして、

それで、ある程度の規模の財産になればそこに租税力を見出し、相続税をかけ、あわせて財産の再配分ということも意図しておるといふものでございまして、

○広瀬(秀)委員 しかもこの相続税は、いまおっしゃったように資産課税である、財産課税である。世帯交代の際に被相続人が財産を持っておいて、それが死亡した際にだけかけられる税金である。そこで再配分という問題が、これは前に細見局長時代にもいふんという点で論争したことがあるのですけれども、世帯が交代するときに、やはり資産なり富なりの再配分機能というもののウエイトをかなり相続税は持っているのだという議論を細見さんも当時なさったわけですね。

そこで、今日、相続財産の中でも、これは後で数字をお聞きしますけれども、特に、土地が占める比重が非常に上がってきた。今度の改正もそういうところに一つ着目しておるといふことが提案理由でも言われているわけですが、いま経済はまさにインフレの世の中です。そういう中で、そういう資産保有者、土地を持っている人たちの資産がどんどん増価をしている。そういうことで含み資産、インフレ利得を得ているということとを政府が責任を持った国民生活白書でも明確にその点を指摘して、一つのインフレ経済時代における社会的公正の標本みたいだといふようなことを言っておられるわけですね。一方において、金融資産、預金というふうなものを持っている者は年々インフレによって減価をしておりますことを対照的に出して、問題点を指摘している時代です。

そういう中で、ことしの税調の答申の中にも特記すべき問題点が指摘されている。それをひとつ読んでみますけれども、「税制面における社会的公正の是正には特段の意を注がなければならぬ」といふ表現があるわけですね。それで、先ほどの国民生活白書ではそういう不合理、不公平といふものが一方においては指摘されておいて、ここではこういう抽象的な言い方でもって社会的公正の是正ということが特段に強調されておる。

そして、その具体化として相続税の問題、これはもういまおっしゃったように財産に対する課税である。そこに租税力を見出して、しかも世帯交代のときにはせめてそこで適正な再配分機能を税制によって果たそうではないか、こういうところに問題があるとすれば、どうもあなた方が今度お出しになった案というものは——この点は税制調査会自身の矛盾であるとも言わなければならぬが、これはもう税制調査会が結論のところでそういうことを指摘しておきながら、各論のところで相続税の矛盾について改める、こういうことで答申をされている。その辺のところが、どうもわれわれとしては税制調査会自体の審議というのはいく何であつたかといふことについて非常な疑問を抱かざるを得ないのだけれども、そういう問題については、今度の相続税は要するにあなた方としてはいゆる課税最低限といふか基礎控除といふか、そういうものをぐんと上げられた。そしてまた、配偶者に対する特殊な優遇といふものを非常に強く出された。こういうことで、要するに資産優遇という形になっていませんか。その点についてのお考えはどうなんでしょうか。

○中橋政府委員 今回の相続税の改正は、先ほどもお話ございましたように、一つはいわゆる物価調整の面がございまして、一つはいまおっしゃいますように、優遇といふ実質的な問題とすれば、私は配偶者に対する配慮であらうと思っております。それで、第一のいわゆる物価調整という意味

で、ここ数年の地価その他の上昇というものに對しまして、今回はむしろそれに調整するといふ観点で課税最低限の引き上げなり税率の緩和といふのを御提案申し上げておるつもりでございまして、いろいろお話がございましたように、いわば生活なり事業の最小の規模のものについては、そういう物価の上昇その他の影響を相続税の課税から排除する必要といふのは、これはもう皆さんお認めいただいておりますから、課税最低限をいろいろな指数と合わせまして四倍にしたい、たゞとて御理解をいただきますものではないかと思ひます。

それではその次に、特に土地の所有者につきましてインフレ利得が相対的にあるから、相続税といふものについてもこれに對する負担を重くし、せめてよいのではないかと御意見が、いまの広瀬委員の主たる御論拠だろうと思ひますが、これに對しましては、むしろ本来でございまして、課税最低限を四倍に引き上げていただいた、そういうことと同じように、物価調整といふものは同じ程度に税率についても行ななければ、かつて、たとえば昭和四十一年度に相続税について期待をいたしました累進効果といふものが変わるわけでございます。実質的にその累進効果を変えるという御議論はもちろんです。承知をいたしておりますけれども、今回はむしろその累進効果といふものを四十一一年当時に調整をいたしましたというものがねらいでございまして。

ただその際にも、やはりいまおっしゃったような観点も取り入れまして、税率の緩和のその幅を全部四倍に伸ばすというわけではございませんで、下の方は三・三倍から上の方は一・七倍というように漸次縮小しております。あるいはまた最高の税率を七・五倍というふうに設けておりますから、物価調整と言いつつ、しかもその観点の中には、おっしゃいましたような気持ちも入れながら御議論を願っております。

○広瀬(秀)委員 どうも私は、税制調査会の税制

の面における社会的公正の是正ということに特段の注意を払わなければいかぬのだという指摘が、具体化されたものを見ると、まさにあなた方の頭は社会的公正といふものをどういふようにとらえているのか、この疑わざるを得ない。きわめて具体化された各論の段階では矛盾に満ちている、こういうふうに思わざるを得ないのです。

たとえば四十一年の所得税の課税最低限は、夫婦二人で当時五十三万七千円です。この前の相続税が大幅に改正された時点が四十一年ですから、それから見ても、今度昭和五十二年で同じ夫婦二人といふことで百八十三万円で、三・三倍にすぎないわけですね。ところが、相続税の場合に課税最低限は、相続税の基礎控除部分で配偶者控除は一応抜いて考えてみると、当時は定額控除が四百万円、それに法定相続人一人八十万掛ける人数、こういうことで計算しますとこれは八百万です。そうすると五倍になっているわけですね。五十年では五倍になっている。なるほど四十九年では相続税の課税最低限は一・八倍にしかつていない。しかし、五十年で五倍にする。この間における土地の価格上昇は、不動産研究所調査によると、四十一年を一〇〇として四十九年度には三倍ないし四倍の水準に達している。確かにそのくらいは上がっている。相続税の評価額も、路線価方式による最高価格地の平均で同期間に三・五倍に上がっておりますという数字。この数字はよろしいですね。それをまず確かめておきます。

○中橋政府委員 いまお示しの数字はそのとおりでございます。ただ、課税最低限を、配偶者控除に当たるものを除外されまして五倍といふふうにおっしゃいましたけれども、一般的にはやはり配偶者といふのは相続人の中に入つておるものが通例でございまして、今回の改正で、確かにいわゆる課税最低限の中には配偶者控除といふものの考へ方は配慮することをお願いしておりますけれども、基本的には通常の数の相続人があります場合の課税最低

限というのは、四十一年度には一千万円でござい
ましたし、五十年分につきましては、今回の改正
案によれば四千万円でございまして、やはり四
倍とお考えいただいた方がよろしいんじゃないか
と思っております。

○広瀬(秀)委員 そんなことになったらとんでも
ない、これは主税局長の言とも思えないのだけ
ども、当時二百万円というのは配偶者控除として
ありましたよね。それを入れればまあ一千万だ
し、それ以外に今度は配偶者控除というような
ものにかえて、配偶者優遇措置という抜き出した
方向で無制限の青天井の三分の一、いわゆる法定
相統分というのに対応する相統税は、これはもう
全部免除します、これは青天井でしょう。そう
いう相統税に対する免税というものは、これは
大変なものですよね。何十億の相統財産のある
人にとっては、その三分の一ということになれば、
十五億あったら五億だということになる。それ
に対応するものが少なくとも相統税は免税され
るんだという。これはもう青天井ですから、数
えようがないほど巨額にも上る場合だってあり
得るんだ。そういうものですか、私は一応それを
切り離して言ったわけけれども、四倍ということ
はわれわれは納得できない。

われわれが言うのは、社会的な不正をやはり
制の中からも排除する。特に公平というものが
一番租税原則としては大事なことでないかとい
うこと。この点を踏まえたいものはないか。し
たがって、門地とか性別とか出身とか身分
だとか、そういうものによって一切の差別はな
いんだという日本の憲法から言っても、出生の
きからそういう親が財産を持っていてくれたとい
うそのことで、それが世襲的にどこまでも受け
つらぬいていくというのには、わかれはどうか
いまでも抵抗を持つわけですよ。

とについては、ある程度考えていかなければなら
ぬということを主張もいたしております。しか
し、それはやはり新憲法下において両性は全く平
等である、そしてまた夫婦財産制というような
ことも、自己の名において取得したものが妻の財
産だということになっていくけれども、とに
かく所得税等においては、諸外国でも二分二乗も
やっていないじゃないか、妻の資産獲得における貢
献度というようなものや半々ぐらいいに見て
もいいじゃないかという議論も出てくる中で、あ
る程度そういう面を考慮しなければいかぬ。こう
いうようなことで、妻がやはり被相続人たる夫が資
産を形成する過程における貢献度を正しく評価し
て、その分については適正な妻の座をしっかりと認
めるのが公平の原則に合うじゃないかという議論
であります。そういう立場で言ってきたはずで
す。

そういう形で、いままでのところはまあ三千万
というところで限度が置かれておたから、その辺
のところまではまさにそういうわれわれの主張を
入れてだんだん改正してきたというように思っ
ておたわけです。ところが、今度の場合には
妻——配偶者と言ってもまあ妻だけに限定して
ま議論しておりますが、大体おやじさんが先に亡
くなって妻が跡を相続するという事例が非常に多
いものだからそういうように言っているけれども、
も、したがって、いままでそういう貢献度という
ことであったから、婚姻期間が二十年であるとか
あるいは十年であるとかいうような経過もたどっ
てきているわけですよ。それはやはり夫婦の財
産形成の中における妻の貢献度というものを正し
く評価していこうということだったわけですよ。

ところが、今度はそれを、婚姻期間についての
条件というものを一切なくしてしまいましたね。
これは一年でも二年でも妻であればいいというわ
けですか。しかも青天井で、三分の一の法定相統
分は非課税であるということになると、これはま
さに資産優遇税制、財産優遇の税制ではないかと

いうことになって、まさに社会的な不正拡大の相
統税法改正である、資産と財産に対する優遇とい
うことがどうしても大蔵官僚の頭から抜けないの
かなという気持ちにならざるを得ないのですけれ
ども、その辺のところはどうですか。

○中橋政府委員 今回の相統税の中で、先ほど申
しましたいわゆる物価調整でない部分と申します
のは、いま御批判をいただいております。配偶者へ
の配慮でございます。配偶者への配慮を相統税に
つきまして行いますというのには、いまおっしゃ
いましたように、一つは、同世帯間におきますとこ
ろの財産移転というのについて配慮をするとい
うことでございまして、二つは、そういう財産
への寄与というものをどういうふうに判断をする
かという問題でございまして、第三番目は、多くの
場合配偶者と言われております。いま御議論のお
りの妻の座というのを一体どの程度に評価する
かという問題だと思っております。

それで、第一の、同世帯間におきますところの
財産移転ということに徹底いたします考え方とい
うのは、結局は、相統税を課税いたしましたも
その経路がAという人からBという人に財産が移
転します場合に、いかに違っておりまして相統
税負担は同じであっていいというのが基本的な原
理だろうと思っております。そういうことがあるか
らこ、水戸的な移動につきましましては相統税を軽減す
べきであるという御議論が出てくるものでござい
ます。

そういういたしますと、非常に水戸的な移動につ
いて配慮をいたしました場合に、確かにそれは現行
の体制と新しい案におきますところの負担という
のをその時点だけに限ってごらんいただければ、
改正なかりせよいまこれだけの税額を負担した
ではないかということでございますけれども、そ
の次の段階というのをあわせてごらんいただけれ
ば、そんなに負担というのには変わらないはずで
ございます。それがあるがゆえに、同世帯間の財産移
転については配慮していいんだということが相統
税について皆さんから言われるゆえんだと思っ

おります。

それから第二の、財産の形成なり維持について
寄与をしたから大いに配偶者間の財産移転につ
いて配慮すべしという御議論でございまして、
これにつきましても、確かにそういうところはご
ざいます。しかし、一たんそれを適正に見積もる
ということになりますと、実は非常にむずかしい
問題がございまして、現在の民法がそういうものを
いわずある一つの立場から割り切っているけれど
ばまたそれに準拠しやすいものでございまして、
も、財産への寄与度というものがなかなか判断し
がたいということになりますれば、やはりそう
いうものもある程度の概括的な判断というのをそ
こに加えるを得ないのだと思っております。

それからまた、そういういまの二つの点を総合
いたしまして、さらに妻の座というものを優遇し
てはどうかというような考え方、これも私もは
いろいろかねて御批判をいただいておりますところ
でございますけれども、妻の座というような
ことを考えますれば、先ほどの一の問題、二の問題、
それを総合して三の問題になるということになり
ますと、いよいよ婚姻期間の制限といいますが、
あるいはその金額の全体的な制限というものを入
れるということと相矛盾するようなことになっ
てくるわけでございます。

相統というのが配偶者間においての恣意的な行
為で行われないということでございます。夫婦
断をされるということでございますから、一方
の配偶者の地位を尊重するということになります
れば、そこでいけばその生活状況を凍結するとい
うのが配偶者に対する配慮の最たるものだと思
っております。

しかし、それは全部そこで凍結するのがよろし
いか、やはりある程度の相統税というものを負
担してもらっていいのかが問題がございませ
う。そこで今回は、普通の家庭におきます家族
構成であれば、配偶者というのは三分の一とい
う問題でございまして、三分の一というところ

で、そこまでは婚姻期間の制限あるいは総額の制限というものがなしに妻の座というものを考えてみてもそんなに負担の不均衡をもたらすというものではないというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 いろいろ答弁されましたが、たとえば十億も資産を持った年とった人がいる、若い妻とあと余命幾らもないというところを知りつつ結婚生活に入る。一年くらいで、あるいは一年たないうちに死んだ。これは正式に戸籍上ちゃんと妻にしたという場合には、その三分の一というものは当然妻にいく。何らの貢献もほとんどない。老後の生活を幾らか見てやったということでは、それは死を前にした人に対する妻としての献身的な役目は果たしたかも知れぬけれども、財産形成というような問題については何もいはずです、すでにもうある程度老境に達しているのですから。

そういう人が妻を迎える、そして亡くなる、相続開始ということになれば、三分の一は妻のところにいくんだからということ、相続財産全体に対する課税を資産の分割というふうな面からとらえてみると、当然これはまた分割して安い税率に全体的にもいくというふうなことになる。そして、妻の場合にはその妻がなくなればまた垂直の相続が行われるというけれども、そういうように相続課税財産のうち三分の一だけは妻についてそれに対応する相続税はかからぬということ、少なくとも資産が分割されることを許すようなことに当然理論上なるわけですね。これはむしろそういうことを奨励するような形にこの税法がなるんじゃないか。全体的にやはり妻を迎えておた方が相続税を減らす点で有利だということ、高額相続財産を持った人たちが亡くなる直前に皆そういうことをやるというふうになると、これはまた大変な、社会的に不正という面から見ても、おかしな現象になるんじゃないかと思うのですが、そういうことについてはどういう御所見ですか。

○中橋政府委員 申し忘れましたが、今回の改正におきましても、配偶者への三分の一の相続についてその際相続税がかからないという制度のもとにおきましても、それ以外のたとえば子が受け取ります相続財産に対する税額というのは、そのために、それなかりせばの場合と比べて、たとえば適用税率が低くなるということのないように考えております。したがって、この問題は、配偶者が相続財産を受けるそのもののだけの税額を軽減、免除するという制度でございます。

それで、おっしゃいますように、確かに婚姻期間が非常に短い配偶者が、そういった多額の財産を相続税を納めないで受けるというところは起り得ると思います。起り得ると思いますが、それはいわば夫婦という共同生活を一体どういうふうで考えていったらいいのかという問題ではないかと思ひます。仮にその期間が非常に短いということとでございまして、あるいはその意図が不幸にして純粋でないということになりましても、なかなか外からはそれを判断するすべもございせんし、やはりわれわれとしましては、そこに含まれました夫婦の共同生活、それが死ということによって中断された、その生活をなすべくはその残った配偶者に続けてもらえというふうなことを少なくとも配慮するの、やはりいわゆる妻の座に対する尊重ということも言われております基本理念ではないかということで、今回もそういうふうにとり切らせていただいたわけでございします。

○広瀬(秀)委員 非常に善意な解釈をされてい。そういう善意の解釈も、これは何も悪いように悪いように解釈する必要もないからいいですけども、たとえばその後、未亡人になったかたで妻であった者が一家の中心になってやっていくというなことがばかりが想定される世の中ではないはずですね。それを今度は、相続財産を受け取った、そして本人の名義に土地も全部あった、そして相続税も全然払わなかった、一年か二年たつていううちに全部それを処分して放してしまふといううことに對してだつて、相続税の面ではそういうことをやれないようにする何らの保証はないはずですよ。

そうすれば、相続財産を分割して妻の相続分については相続税を免れて、しかも、その妻が三分の一だけですから小さくなった、それを処分して相続財産全体を処分したときよりも安い税金で土地を譲渡していくというふうなことになるのでは、これはかえっておかしなことになるのではないか。これからの土地譲渡所得については五十年以降は幾らかあれるけれども、現にこれがごとしから実施をされる。それで、夫婦としての期限がないのですから数カ月でもよろしい、二カ月でもよろしい、したがって結婚して後一カ月か二カ月でそういう事態になるというふうなことになるれば、これはまことにおかしな事態にもなる。まあそういうレアケースだけを想定して議論することはおかしいかもしれないけれども、そういう点でも非常に問題になるのではないかとこのことです。

したがって、私も一定の歯どめというものを、そういう点では世間の常識、ナショナルコンセンサスというか、そういうものが得られる境界のところはやはりきちんとしておいてもらわなければ困るということなんです。したがって、少なくとも夫婦というからには、たとえば二年か三年あるいは何カ月というふうなことは、これは妻を優遇する理由というものは私はないと思うのです。何年か、少なくとも十年くらい本当に夫婦で苦勞をして一家を支えてくるというふうな、そういうものこそ――それ以上の何十年でも結構だけれども、そういう少くとも十年くらいのことろで線を引いて、何年以上の婚姻生活を送った配偶者というふうな限定を一つ設けたらどうか。これは当然いわゆる国民のコンセンサスを得られる常識的な線だと考える。これが一つ。

それから、相続財産に対して、これはやはり富の再配分というのを世帯が交代したときにせめてやるのが、国のよつて立つ原理である正義を国が実現するんだというふうな立場から言っても、税における公平というふうな立場からも必要ではな

いか。私は何億というふうな高額な相続財産を持つている人たちにまでそういう面で優遇を及ぼしていく必要はないように思うのです。こういうことで、妻の場合等におきましても、これは一億なり二億なりという相続財産額以上の場合には、一定の限界というものをやはりその辺のところまで設けていく。こういうふうな金額の面における制限を付するということが、より公平の原則に合うし、いわゆる資産に対する国の施策は税制まで含めてすべて公平を最もたつとばなければならぬの、その税制までが公平を乱して資産優遇ということに偏っているという国民の批判にこたえる道ではないのか、こういうことを考えるわけなんだけれども、いかがですか。

○中橋政府委員 婚姻期間を設けるといふことは、私は相続というものが配偶者間における自発的な行為によつてはいかんともしがたいということと起る死をめぐって生ずるということから考へまして、不幸、その期間が短かつたとして、考える必要はないのではないかと、ということ、先ほど来申しましたように、今回の改正が同世帯間における財産移転あるいは財産の形成、維持についての寄与とあわせまして妻の座優遇というふうなことを考えたということからの帰結として、どうしてもそう出でこざるを得ないのではないかと思つております。

おっしゃいますように、二年、三年はひどいではないか、十年ではないではないかとおっしゃいますけれども、その線というのは、客観的にいって見出しがたい……(広瀬(秀)委員「それでは、いままでなぜやってきたか」と呼ぶ)

それは、いま申しました三つの点というものを考えまして、漸次今日に至りまして、今回、そういう三つの線を徹底して考えさせていただいた。いろいろ御批判にこたえたつもりでございます。

おっしゃいますように期間を設けるといふことは、私は、配偶者間におきます財産移転がいずれかの自発的な意思によつて行われるということ

あれば、それもまた必要であるという理屈をいまも持っておりまされども、相続に關しましては、徹底をいたしなれば、やはり期間を設ける必要はないのではないかとこのように考へております。

それから、金額の限度でございます。金額の限度も、確かに過去におきます配偶者に対する配慮というものについて設けてまいりました。しかし、配偶者に対する配慮というものを徹底をいたしますれば、私はやはり金額についても、相続の際には設ける必要はないのではないかとこのように考へを依然として持つわけでございます。

その理屈としても、やはり先ほど言いましたような、同一世帯間における財産移転というのが相続を契機に行われるということでございます。その一点におきましますところの負担という点だけに着目をする必要もまたないのではないかとこのように考へますので、両方につきまして、今回の改正は、これは三分の一という点は今後の夫婦財産制度の問題とは絡みまされども、同一世帯間あるいは共同生活としての財産の形成、維持への寄与あるいは配偶者相互間における共同生活への配慮という点から申せば、一つの終着点に参ったのではないかとこのように考へております。

○広瀬(秀)委員 あなたの方のおっしゃっておることは、私もとはどうしても平行線になつてくる。われわれが妻の座の優遇ということを押へてきた、それを大蔵当局も受け入れて、婚姻期間二十年というところまでできた。その次は、二十年と言わなくてもいいじゃないか、十年程度というところまで下げた、こういうような歴史の経過もあるわけだ。そういう中では、われわれはそれを了としておいたわけだ。

それに對して、二年でいいか何年でいいかというところは線が引きにくい、死亡ということによつてのみいまの憲法では相続というものが出来るわけだからということ言われるが、やはり私も妻の座としての妻の婚姻生活、そして一つの

生活単位というもののうちで占める貢獻の度合い、それから一家を盛り立てていく、そういう中で妻の座というものの役割りというものを正しく評価をして、それに報いることにしようというねらいをもつて、そういう意図でやつてきたわけだ。もう妻という名がついたら、戸籍上そういうふうになつたら、もう一カ月でも二カ月でも構わぬのだ、それは優遇されてしかるべきだということとは、国民的な合意ではないと私は思うのです。むしろ十年といううな線があることの方が国民としては納得するし、また、妻本人もそういうことで当然納得するだろうと思ふのです。

したがって、いま主税局長がおっしゃられたような批判というのは、一体どういふところから出てきてそういう十年という線で引くのはおかしいといううなことを言っているのか、その辺をひとつ聞きたいと思ふ。

それと、あなたの方は、いまわれわれが議論しているのは、四十年では相続事案の中で一・九%ぐらゐしか相続税対象がなかった。これが逐次、相続財産の中で土地の値上がりといううなことを通して、四十七年には四・四%とか、四十八年には四・二%とかなつてきた。あるいは四十九年には四・二%がさらにふえておるかもしれないけれども、こういうことに着目をして、大体何%——いづれにいたしましても、われわれがいま議論しているのは、百人のうち二人ないし四人のこと、そういう高額資産家に対する相続税という問題を議論しているわけですよ。百人のうち何人という、少なくとも五%に達しない、そういうことなんですよ。

それでいながら、一方においては、先ほどもちよつと言いましたけれども、勤労者の課税最低限は、四十一年当時から三・三%にしかなつていないじゃないですか。それを今度相続税では四千万の課税最低限にします、それは四十一年当時の妻の控除まで入れても一千万円で、それを四倍にしますといううな考へ方、これが社会的公正を図るということがいま一番国全体の政策の基本

目標として出されている段階において、一体そういううなことでいいんですかということなんですよ。したがって、そこにはおのずからこの際決着をつけたのだ、相続税問題については、水平相続の妻の場合には青天井で、しかも婚姻期間なんといううなこともかわりなく、三分の一の法定相続分については課税しないのだということだけで、すべて今日まで議論してきた、われわれが要求してきたことがカバーされるとはわれわれも全く見ないわけだけれども、そういう点、ひとつこの際、基本的な立場でどう考へられるのか、この点をやはりはっきりさせてもらわなければならぬ。

今後、それでは土地の評価が、いま總需要抑制の中で少しも土地が下がってきているといううなうなことになつたといううなことで、また、これから国土利用計画法や何かで規制なんかがあると強化されるといううなことで土地が下がっていく、相続財産の価額も下がっていくといううな場合には、またそういう方向で修正をするのですか、もうこれは当面直さぬといううな形で行くのですか、その辺も含めてお伺いしたいと思ひます。

○中橋政府委員 相続税につきまして、配偶者への配慮に婚姻期間を設けまして一体どういふ難点がかつてあつたかということでございますが、やはり人間でございまして、死といううなことはなかなか予測できないといううなことは、私からわざわざ申し上げることもないわけでございますが、夫婦生活につきましても、日常われわれのことを考へてみましても、とかく永遠ということを頭に置きながら考へるわけでございます。死といううのは突然やつてまいりますから、何となく夫婦生活の終局といううのはいつやつてくるかわかりません。そのときに、永遠を願つておつた夫婦というものが、たとえば一定の線を引きました十年なら十年に満たないときに、そういう相続税の配慮をしなかつていいのかどうか。十年という線をたとえ切つたとしましても、特に相続の場合でございすか

ら、いろいろな事情でやむを得ずといううな事象というのが起ることはよく例を聞くわけでございます。やはり配偶者に対する配慮をなせやつておるのかという論拠を徹底しますれば、私はどうしても婚姻期間の条件といううのはそこに一つの障害となつてあらわれてくると思へざるを得ないのでございす。

それから、相続税の課税を受けますのは、おっしゃいますように毎年三万人ぐらゐの人数でございす。一体どういふ程度の数の人から資産の再配分を目指しておる相続税の課税を受けてもらつたらいいのかということ、やはりそのときそのときの国民の所得、財産の状況から判断をいたさなければならぬから、たとえば昭和四十一年に死んだ人の中で一・四%しか相続税の課税を受けていなかったといううな時点がございす、その率は、やはり国民の富がだんだん上がつてまいりますれば漸増してしかるべきものだと思つております。

現に、たとえばアメリカにおきましてはその数字は約一〇%ぐらゐでございすし、イギリスにおきましますと約八%程度だと聞いております。ドイツにおきましますのは大体これが三%をやや超えるぐらゐの数字ではないか。少し古い数字でございすけれども、そういうものを國際的にも比較をしながら、また今日のわが國の各個の持つておる財産状況といううなものを考へながら判断をいたさなければならぬが、今回御提案申し上げておる課税最低限が実現をいたしますれば、大体その数字は二・八%ぐらゐになるのではないかとこのように考へてございすから、こ二十年ぐらゐの数字の経過を見てみまして、大体妥当なところではないかなという気がいたすわけでございす。

もちろんそういうことも頭に置き、また先ほど申しましたように、土地の価格の上昇といううのが約四倍でございすとか、その他のいろいろな数字がそれに近いものでございすので、課税最低限を四倍といううめをつけたわけでございす

が、所得税のいわゆる課税最低限につきましては、おっしゃるような倍率だと思ひます。しかし、それはやはり所得税の課税最低限を考へます場合には、何といひましても、いわゆる消費者物価と申しますか、基準的な生計費といふものを頭に置きながら考へてまいらなければなりません。そういつたときには、やはり何といひましても土地の価格の上昇といふのが十年ぐらゐの間に非常に高かつた。確かに消費者物価といふものの上昇は高うございませうし、生計費の上よりも高うございませうけれども、兩者を比べてみますれば、私はやはり地価の上昇といふものが相当のものであつたと認めざるを得ないと思ひます。所得税の課税最低限は三倍にしかならなかつたとおっしゃいますけれども、私どもは、十年前の所得税の課税最低限といふのは、いわゆるイカ刺し論争のあの基準的な生計費といふものから比べますと、かなりゆとりのあるものになつてきたといふふうな考へ方も持っておりますから、それが三倍になつておるのに相続税の課税最低限が四倍になつておるのには伸ばし過ぎではないかといふのは、やはりそれだけの持つております課税最低限の意義といふことから見ますと、それぞれ妥当性を持つておるのではないかとこのうに感じます。

○広瀬(秀)委員 大蔵省は「改正案による相続税負担軽減」といふもので、「遺産額」を二千万から十億まで、二千万、三千万、四千万、五千万、七千万、一億、二億、三億、五億、十億といふようにして、「左のうちの子の取得分」といふことでずつと出しておるわけですね。そして現行と改正案と差引軽減の額あるいは割合といふようなことを出しておる。これを総体として妻に対する優遇措置といふことを含めてどれだけ軽減されたか、遺産額に相応するものをなせ出さぬのですか。

これは三分の一の法定相続分については青天井で税金がなくなるんだ、それは当然わかるだろうというふうなことのうだけけれども、先ほどの答

弁の中で、子の取得分についてはそれほど配慮はしていませんと言つておられるけれども、たとえば十億のところでは子の取得分が当然三分の二になるわけですから、六億六千六百六十六万七千七百四十円ということになつておられるけれども、それに対して軽減額が六千五百九十一万五千円、一七・二%軽減してゐる。そして現行でいけば五七・四%の負担割合であるけれども、改正案では四七・五%にしてゐる。こういうことを出してゐるのだけれども、これを総体のものとしてなせ出さなかつたのですか。何か特別な意図があるのですか。

○中橋政府委員 特に配偶者と子の負担の合計の変動がいかうであるかといふことについて出しおりましたので恐縮であります。両方総合したしましての軽減割合を申しますと、たとえば一億円のところで申しますと五八・四%でございませう。いまお示しの十億円のところで見てみますと四三・一%でございませう。

これでなぜ子の税額の変動だけを特に重要視してゐるのかといふのは、配偶者につきましては、いろいろないま御批判がございましては、確かに三分の一までの相続であればゼロになりますから、おのずと現行の負担率そのものが配偶者につきましてはゼロになります。それでこれは理解がしやすいわけでございますが、一番問題は、その一つの改正は別にいたしましたして、子供の負担が今回の課税最低限の引き上げと税率の緩和でどの程度になるのかといふ点をむしろ見ていただくつもりで、この配偶者を除きました場合の負担軽減割合を御参考までにお出ししたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 その意図はわかりました。他意あつてやつたことではないと思つておられるけれども、こういう資料についても、総体の、妻があつて、妻の今度の五十年から行われるその優遇措置による軽減額といふようなものもはつきり出てくるわけですから、そういうものも合したものを、そして軽減の額とそれから割合は、兩者を合算したものをやっぱり資料として一編出し直してくださ

い、それをひとつ要求しておきます。

それから、先ほど私どもは当然こうあるべきではないかといふことも提案しておるわけですが、でも、こういう点についても——私どもは国民全体を代表しておるつもりであります。しかも、この相続財産をたくさん持つておる人々でも、われわれの議論に対して、いやそうじゃないという立論は非常に薄弱だといふ考へで、われわれに賛成していただけるものだという気持ちで質問してゐるわけですが、そういう点で、やはり依然として、いろいろなその他の税法改正の面においても、どうもやはり資産優遇、財産優遇という立場を、妻の座の優遇といふことを奇貨おくれしとして、まさにそこに焦点を合わせてやつた、まさに不公平税制。そういう面では税制調査会の総論部分における指摘とか離れた方向に向かつてと言わざるを得ない、そういう不満を表明して、あと農地相続の問題等については租税特別措置の際にやらしていただくことにして、きょうはこの辺で終わつておきたいと思ひます。

さつき言つた資料は、ひとつ改めて出し直してください。

○中橋政府委員 お話しした資料はできるだけ早くお出しします。

○上村委員長 午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後一時三十分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。武藤山治君。

○武藤(山)委員 午前中一時間は相続税問題の質疑を行ったわけですが、各委員からそれぞあらゆる角度から御質疑がありまして、もう詰める段階ぐらゐの質問しかないと思つておりますが、まず第一に、相続税の今回の改正はかなり大幅な、思ひ切つた改正だと思つてあります。

す。その中で相当減税になるのではないかと推察をしたのでありますが、先ほど主税局長の答弁では、前年度と比較して八百億の増収になる。四十九年が三千六百十億円で、今度は四千四百五十億といふことですから、これだけの減税を行つても、税制を改正しても、なおかつ八百億税額で増収になる。その数字には間違ひないですね、主税局長。

○中橋政府委員 四十九年度と五十年年度のそれぞれ当初予算対比でございまして七百五十億円でございませうから、おっしゃる数字に近いと思ひます。

○武藤(山)委員 ちょっと素人考へで、この今回の改正だけを見ると、かなり思ひ切つた減収になるのではないかとこのうに感じしたのであります。が、どうして七百五十億の増収になるのか、その要因を、積算の基礎をちょっと説明してみてください。

○中橋政府委員 相続税の収入を見積もるにつきまして、一つは財産価額がどの程度伸びるかといふこととございませう。それから、納税者が幾らぐらゐふえるかといふこととございませう。財産価額で一〇%、納税者で五%伸びるというところで計算をしてみますと、現行法のもとにおきまして七百五十億円ふえるわけでございます。

○武藤(山)委員 現行法ではなくて、いまの改正案でいって七百五十億ふえるんでしよう。現行でいくと、先ほどの主税局長の答へは五千何百億になるのですよ、税収が。

○中橋政府委員 私がちょっと間違つておりました。五十年の改正後におきまして五十年年度の相続税の収入は、四十九年度の当初に對しましては百三十億円の増収になります。改正前におきましては、先ほど申しました七百五十億円ふえるわけでございます。それで、改正によりまして六百二十億円減少するといふこととございませう。

○武藤(山)委員 ちょっとおかしいな。先ほどの主税局長の答弁では、改正なかりせば五千七十億になります。改正をしたので四千四百五十億円が

見込め、こういう答弁です、午前中の答弁では、そうすると、四千四百五十億円ということ、皆さんの方の国税収入から見た相統税の地位、これは税制調査会に送った資料と調査室のつくった資料では、金額が違ふのです。どっちが本当かわかりませんが、この税調に配った資料でいくと、四十九年度は三千九百十億になっている。調査室の資料では三千九百十億になっている。この間に三百億違ふのです。これはどっちが本当ですか。

○中橋政府委員 相統税という歳入の科目の中には、税目としては贈与税も入っておりますので、純粹に相統税の収入で申しますと、三千九百十億円のうち三千二百七十四億円が相統税でございます。

○武蔵(山)委員 三千二百七十億ですね。それで、五十年年度税収は四千四百五十億と午前中答えたけれども、これは間違いないですか。

○中橋政府委員 四千四百五十億と申しましたのは、贈与税も入っておりますので、相統税の税目だけで申しますと、三千七百七十五億でございます。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、約五百億円の増ですね、四十九年度と五十年年度を比較すると。

○中橋政府委員 そのとおりでございます。

○武蔵(山)委員 これだけの税制改正を行うと、かなり減収になると実は思ったのでありますが、増収になるということがちょっと理解できなかったわけでありました。

そうすると、その増収になる理由は、土地、家屋の価格が一〇%伸びるだろう、納税者も五%ふえるだろう、こういう見通しでいふような数字になるんだ、こういうことですね。ということ、午前中議論をいたしました土地、家屋の評価の問題、評価額の問題、またことし評価を改めてかなり評価を増額する、こういうことが隠されておるわけですね。

○中橋政府委員 評価を増額するというのではござい

ません、一般の売買実例によりましてところの価額というものが上がってまいりますから、それを反射的に受けまゝところの相統税の評価額というのは上がらざるを得ないのでございます。

○武蔵(山)委員 もうすで、午前中議論した評価額よりも現在国税庁が手にしている評価額は上げてあるんですか、直税部長。

○横井政府委員 相統税の評価額の作成につきましては、けさほど申し上げたようなやり方でございますが、五十年分につきましては、現在売買実例資料等を収集いたしまして、基礎的な作業を進めておるといふ段階でございます。

なお、今回の改正法案を御承認いただきまして、土地評価審議会ができましたので、土地評価につきましまして審議会にお諮りいたして最終的に決めた、かように考えております。

○武蔵(山)委員 土地評価審議会というのは、農地の価格を審議する審議会ではなくて、それもやるが、同時に宅地も今度はその審議会にかけるんですか。

○横井政府委員 御指摘のとおりに考えております。

なお、土地の売買状況等を調査いたしておりますので、先ほど御指摘がございましたように、必ず相当程度上がるだろうということでもないのではない、かように考えております。

○武蔵(山)委員 しかし、建設省が発表している売買実例あるいは公示価格の傾向というのは、四十九年度は落ち込んだ、上昇幅がなくなつて逆に地価はマイナスになった、建設省はこういう発表ですね。にもかかわらず、税務署の方は一〇%上がるというのはどういうわけですか。

○横井政府委員 一〇%については私よく存じないのでございますが、土地状況全体を申し上げますと、ただいま御指摘がございましたように、国土庁等でのいろいろな御調査も進んでおるようでございます。私もはそういうものも参考にいたしながら資料を整理したい、かように考えておりますが、ただ全国的にながめますと、全部が一

に動くということでは必ずしもございませんで、地域地域によりまして若干の異なつた事情も生ずるのではないかとことも考えておるわけでありませう。

○武蔵(山)委員 いや、横井さんね。先ほど主税局長が、これだけの大幅減税措置をやりながらなせ税金が五百億伸びるか、こういう質問をしたら、その積算の基礎は価格が一〇%伸び、さらに納税人口が五%くらい伸びるだろう、こういう答弁をしたわけですね。

価格が一〇%伸びるということは、その大宗をなすのは土地だと思ふのです。土地の売買の実例は昨年はすでにもう逆に前年比で低下しております。建設省は、土地についての価格はもう上昇率はストップして逆に低下しておるのだという発表までしてあるわけですね。公示価格というのは、四十九年一月一日の建設省の出ておる。皆さんの相統税の評価額というのは去年の七月一日。だとすると、地価というものが下がっているにもかかわらず、国税庁は一〇%地価が伸びるという見方をするのにはちがひがございませう。建設省の方の実例の売買実例と比較しておかしいではないか、こういうことなんです。

○横井政府委員 若干技術的なことにわたりますので恐縮でございますが、実は毎年の相統税評価の作業につきましましては、前年の四月現在で売買実例等の収集を終えまして、それを基礎にしてスタートしておるわけでございます。そこで、四十九年分の評価額と申しますのは、四十八年の四月に収集しました資料が中心で進んでおります。五十年分につきましては、四十九年の四月現在から資料をとってスタートしておりますが、四十八年の四月と四十九年の四月では若干の上昇がございませう。しかしながら、その後におきまして、土地価格の値動きが武蔵委員御指摘のようになつておるわけで、私もはそういうものも参考にいたして、例年に加えて七月以後十二月一ばいまでの売買実例等をさらに収集いたしまして、土地の事情を十分に反映した

評価をいたしたいということで作業をいたしておるわけでございます。

○中橋政府委員 それから、一つ申し忘れましたが、相統税の改正をこれだけ大幅にして、なお改正後におきまゝところの五十年の収入が四十九年度に比べて相当なものであるということにつきましましては、相統税は改正を相当行つていただきまして、平年度におきましては二千七百七十億円の減収になるわけでございますけれども、御案内のよう、相統税につきましましてはかなり延納が行われますので、初年度へのインパクトをいたしましては五百億円ということになりますから、この程度の相統税の改正でということをおっしゃいますと、きには、初年度の減収はそういうことで平年度のものに比べればかなり低いということもあわせてお考え願ひたいのでございませう。

○武蔵(山)委員 そうすると、実際に五十年年度に課税される件数、金額と四十九年度に課税される件数、金額との差はどうなんですか。延納分の税額として入ったところで比較しないで、課税の比較でいいたらどういふことになりますか、四十九年度と五十年年度と。

○中橋政府委員 相統税について申しますと、四十九年度の当初予算に課税する件数というのは三万二千人程度というふうに見込んでおりました。それが五十年年度の見込みにおきましては三万四千程度と見込んでおります。

課税財産価額で申しますと、四十九年度の当初は一兆七千四百七十億円を見込んでおりました。五十年年度におきましては二兆一千四百二十億円というふうに見込んでおるわけでございませう。

○武蔵(山)委員 そうしますと、かなり評価額が引き上げになるということの意味しますね、差は四千億ですか。そうするとかなりまた土地なり家屋の評価というものを意図的に引き上げるといふことがある感じがする。どうですか。

○中橋政府委員 意図的に引き上げるというふうにおっしゃいますけれども、一般的な土地価格が上がってまいりますれば、相統税の評価におきま

してはおのずと反映せざるを得ないわけでございます。時価というのはそういうものでございまして、一般の売買実例が高くなつてまいりますれば、それを反映いたしまして時価も上がつてまいるといふことでございます。

○武蔵(山)委員 建設省の公示価格は四十九年の上がらない。地価は大体上げとまり、もうすでにそういう発表をしているわけですよ、片方では。だから、五十年度もいまの政府の施策よろしきを得れば、地価が暴騰するなという要因はないのですよ。それを一〇%上がるという見方をするのは一体どういふわけなんだ、こういうことなんです。

○中樞政府委員 暴騰するといふふうにはもちろん見ておりませんけれども、一般的な地価の今日までの傾向を見てみまして、評価としましては五%上がりますよ、それから納税人員と申しますか課税件数としては五%ふえましようといふことで、課税財産価額は一割伸びるでしようといふことで、先ほど申しましたように、二兆一千億円余りとしたわけでございます。

○横井政府委員 国土庁の公示価格との関係でございますが、いま手元に資料がございませぬけれども、私の記憶によりますと、四十九年におきまして一月から七月まではたしか上昇の数字が出ております。それから後がダウン傾向になつています。そこで、上昇と下降、これがどのようによ影響しておるかといふことを今後詳細に見きわめたい、かように考えております。

○武蔵(山)委員 大平さん、大蔵大臣にちょっとお尋ねしますが、午前中主税局と大蔵長の間相続税の土地、家屋の評価をめぐつて議論をしたのですが、いま日本では同じ土地に三つの価格があるのですよ。一つは建設省の公示価格、一つは税務署の相続税評価額、もう一つは自治省の指導する固定資産税評価額と三本あるわけですよ。税務署の決定する相続税の課税価格といふのは大体両方の真ん中あたりを歩いているんですね、公示価格の五〇%程度のところ、固定資産税と比較するとや

り半分くらいなところ。この決定の仕方がどうも——相続財産だつてすぐ売買できる空地や財産もあるけれども、居住用の住宅、さらに家屋、こういうものは交換価値がないんですね。売らなければ価格は出てこないんですよ。それを付近が売ったからといふことで、その売った価格を参酌して、その価格が算出されてくる。ここには大變な無理があるのではないか。従来はそうやっていたと言ふのです。

主税局はそのガードがかたいわけでありまして、そういう点、相続財産といふのは商品価値として売買の対象にならぬのだから、やはり評価額といふものをできる限り固定資産税評価額の方へだんだん近づけてやる、そういう配慮をこの辺でやはり国税当局といふのは再検討する時期じゃなからうか、私はこんな感じがしてならぬのでありますけれども、大蔵大臣の大臣としての所感はいかがでしようか。

○中樞政府委員 ちょっとその前に、固定資産税の評価と相続税の評価につきまして、おっしゃいますように、相続税の評価は売買実例をそのまゝ持つてきておるといふわけでもございませぬし、固定資産税の評価も売買実例をそのまゝ持つてきておるわけでもございませぬ。いずれの税の評価におきましても、いわば基本価格を見出すために売買実例を基準とはいはします。その場合に、いま武蔵委員が御指摘のように現実には売らないものでございまして、現に持つておるものの評価といたしましては、現に持つておるものとは異なる、その税において同じでございます。そのしんしゃく率が違つておるといふことは確かにございませぬ。それは午前中にも申し上げましたように、それぞの税として毎年取る税でありますとか、たゞさんの人にかかる税でありますとかいふときにはおのずとしんしゃくが相当程度やられるといふようなことがあると思われませぬ。

それから先ほど、一般的に地価は横ばいしないしは下がつておるではないかという御質問でございまして、たとえば全国市街地価格指数で

見てみまして、昨年の九月を前年に比べてみますと、八・七%やはり伸びておるといふような事情を示しております。

○武蔵(山)委員 私が言っているのは、そのしんしゃくの度合いをもう少ししんしゃくしていいんではないか、現在のこの計算の基礎をもうちょっとしんしゃくをして売買実例より距離を離す、こ

ういふ配慮が相続税財産にあっていいんではないか、そういうことをいま言っているわけですね。だから、従来のしんしゃくの度合いよりももう少しと度合いを見てやたらどうだ、こういう提言なんです。それを大臣に承つたのです。

○横井政府委員 けさほど申し上げましたように、正常でない実例等を除きまして仲値を出しまして、これに七割を掛けておるといふのが一般的なやり方でございます。農地につきましては、さらに農地としての制約といふことでしんしゃくをいたしてございませぬ。

そこで、現在の評価の水準でございませぬが、武蔵委員御承知のように、国土庁の公示価格に對しまして大体五〇%といふのが相続税評価の平均的水準になつておることが第一点でございます。それからもう一つは、けさほど申し上げたのでございませぬが、他の財産、特に現金、預金等とのバランスもございまして、土地の評価につきまして低ければ低いほどよいといふことではないと考へるわけでございます。その辺のことから考へまして、しんしゃくにもおのずから限度がございまして、やはり適正な時価といふ範圍内のものでなければならぬのではないか、かように考へるわけでございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、おたくの方で出したこの資料によると、農地の場合、たとえば中間農地、純農地といふことで固定資産税評価額倍率方式。そして評価水準は、市街地周辺農地が仲値の五六%（七〇%掛ける八〇%）といふ算出です。中間農地が仲値の五六から三八・五、純農地が仲値の三八・五、こ

のは何を参酌して出しているのですか。

○横井政府委員 まず最初の七〇%でございませぬが、これは仲値、まあ正常価格と申しますか、これに對しまして売り急いだ場合の値下りの度合い、これを考へまして七〇%といたしてございませぬ。

次に八〇でございませぬが、農地といふことで、宅地になるための転用のむずかしさ等がございませぬので、これを二割しんしゃくいたしまして八〇%といたしました。

それから五五でございませぬが、これは農家の農地の限界補正率、固定資産税でお使いになつておるものと同じでございませぬが、限界補正率といふことで五五を使つておるわけでございます。したが

が、いまして、通常の農地でございませぬと、いわゆる仲値の五六%、純農用地でございませぬと、七〇%に掛ける五五%で三八・五でございませぬ。中間農地はその中間といふことになるわけでございます。

○武蔵(山)委員 こういうややこしい数字を国税当局で編み出して地価を評価しているわけでありませぬが、今度の投資価格になつた場合には、いまの算式でいくと、純農地といふのはどういふ計算になりますか。

○横井政府委員 先ほど申しました計算は、いづれも売買実例をもとにして考へてまいつておるわけでございます。純農地といふ土地の売買につきましても、最近の実情を見ますと、多くの場合と申しますか、ほとんどの場合におきまして宅地化の要素といふのが入つておるものが通例でございませぬ。したが

す。

○武蔵(山)委員 だから、その計算をすると、たとえばいまの仲値の三八・五というもののよりもはるかに低くなる。その低くなる数字というのは、大体どの辺になりそうなのか。固定資産税評価額よりは高くなるか、固定資産税評価額と、してんごてんになるか、という程度を一応想定できま

すか。

○横井政府委員 地域ごとにかなり違った要素になろうかと思うのですが、現在でも一反歩当たり、北海道、東北等の純農村という地域につきましても、二十万から三十万ぐらいの評価になつております。それから都会地周辺になりますと、かなり評価が上がつてきております。それから市街地になりますと、これは宅地並みの評価をいたしておりますので、非常に高く評価が出ております。

そこで、宅地化の要素を抜いた場合どの程度になるかということですが、宅地化が進んでおりますところにおきましては、現在の相続税評価を相当程度下回るようになろうかと思ひます。

それから固定資産税との関係でございますが、市街地におきまして固定資産税を宅地並み課税しておるといふA、B、Cの地域でございますが、これにつきましても、固定資産税評価額よりも農業投資価格が下回るといふことが起こるのではないかといふふうに考えております。

○武蔵(山)委員 いま横井さんがおっしゃるとおりになれば、不安は解消されます。ところが、先ほど午前中からの議論でいろいろ感じましたことは、どうも税務当局というものは、大変評価額というものが恣意的に行われているという感じがしてならぬものですから、信用ができません。いままなたが答弁したようなことで、今後は投資価格が相当程度下がる、いわゆる公示価格より相当程度下がる、これが一つ。相当程度とは半分くらいなのか、どの程度を大体予想されるのか。

それから第二は、三大都市圏の百八十二都市の

A、B農地については固定資産税よりも落ち込むだろう、こういう答弁がありました。その後段の固定資産税より落ち込むだろうということについては、やや納得いたします。

それで、公示価格より相当というその相当というのは大要抽象的ですから、どの程度になりそうですか。

○横井政府委員 先ほど申し上げましたのは、現行相続税評価額よりも大幅に下回るのであろう。したがって、当然公示価格を大幅に下回ると思ひます。

それから、周辺のいわゆる市街地調整区域内の固定資産税評価額とのバランスで考えますと、固定資産税評価額よりは農業投資価格の方が高いであらうというふうに考えるわけでございます。

○武蔵(山)委員 次に、土地の価格がかなり短期間に上昇している。皆さんの方の出した数字では、土地の価格の推移を指数でちょっと見ますと、日本不動産研究所調査の市街地価格の指数は昭和四十一年と四十九年を比較すると三三八・三・三八倍ですね。それから住宅地価格、これが三九六・二、約四倍ですね。このように地価が高騰している。また最高価格地の路線価対前年比というものを、これを見て三・四九・五と三倍半ですね。四十一年と比較して大体三倍半から四倍、地価というものが高くなっているわけでありま

す。そういう観点から、今回の相続税の定額控除というものを六百万から二千万に改定する。ちょうどこれは三・五倍の定額控除の引き上げであります。定額控除は六百万が二千万になるわけでありま

す。それから、三・五倍引き上げるわけでありま

す。相統税の方の定額控除を三・五倍引き上げる措置をとって、贈与税の方は、基礎控除は現行四十万を六十万にする。これも三・五倍にすれば、仮に三倍にしても百二十万程度にすべきだという議論が出てくると思うのですが、相続税の方は三・五倍引き上げて、贈与税の方は四十万をわずかに六十万に上げて、贈与税の方はどういうわけですか。

○中橋政府委員 私どもは、贈与税は相続税の補

完税であるというふうに考えておりますし、毎々申しますように、相続というモメントとそれから贈与というモメントとは、かなり質的に変わつておるといふふうに考えております。したがって、一般的に申せば、相続税よりは贈与税についてより強くこのことを考えるという方向でござい

ます。

したがって、四十一年であれ五十年分であれ、課税最低限につきましても相続税についてはかなり大幅に上げていただくように御提案を申し上げておりますが、贈与税につきましても、むしろそこにおきまして、基礎控除額と申しますのは、少額のものにあえて追求しないというかなる行政上の配慮というものが加わつております。したがって、同じ倍率でもって伸ばす必要もないと思ひますし、特に相続税につきましても、ごらんのごとく相続財産の中に占めます土地のウェイトというものは非常に高うござい

ます。けれども、贈与税におきましては、もちろん土地の贈与ということも行われますし、資金の贈与ということも行われるわけでござい

ます。資金の贈与ということも行われるわけでござい

ます。資金の贈与ということも行われるわけでござい

ます。資金の贈与ということも行われるわけでござい

を逃れるために分けるだろうと言われども、いまの百万円程度だったら、そう大したものゝ贈与でございませぬ。土地について百万の贈与をするなどといったって、それは本当に微々たる面積です。だから、これはもうちょっと検討してし

かるべきじゃないですか。六十万というのにそう固執する必要があるでしょうか。

○中橋政府委員 もうすでに武蔵委員がいまおっしゃつたとおりでございまして、贈与税というのは随時行えるものでございまして、基礎控除が仮に六十万円と申しましても、毎年毎年これを使えば、累積的に六十万円の二十倍、三十倍というのが子供の一人についてでも可能なのでござい

ます。そうしますと、相続税の補完税たる贈与税の意味がなくなつてしまひます。

やはり贈与税につきましても、そういう観点から、行政上の配慮で少額不追求という意味を超えてこれを引き上げる必要というのは余りないのではないかとと思ひております。

○武蔵(山)委員 あなたが税制を改正する最高責任者ですが、六十万を上げる必要はないとおっしゃいます。いまの地価の高騰ですべての財産の評価が上がつてくる今日では、六十万といふのは低きに失する、私はそういう強い見解です。しかし、あなたの方は六十万でいいんだ、こ

うがなばつておるわけでありま

蔵大臣はどのような御見解を持ちますか。

○大平内務大臣 故愛知大蔵大臣がいま御指摘のような御答弁をされたというのを私も漏れ聞いでおります。居住用の最小限度の必要な財産にまで相続税をかけなくてもいいじゃないかという考え方は、理解に苦しむところではないかと存じます。したがって、現行法でも課税最低限という制度で、今回は四千万円を御提案申し上げておりますけれども、最低限の居住用財産には課税が及ばないということを生かそうとしておる立法趣旨をおくみ取りいただきたいものと思っております。愛知大臣の考え方の根本にも、そういう共通の願いがあったのではないかと私も思います。

○武蔵(山)委員 われわれは都会地でも最低土地七十坪、建物三十坪、その範囲内までぐらいいは相続税がかからぬようにしろということをやつと要求してきたわけでありまして、今回の改正で、東京、大阪、名古屋のよう大都市圏で居住用財産に相続税がかからないという限度まで到達したかどうか、私は到達しないんじゃないかと思う。特に大蔵省の方のあらゆる資料が子供四人ですね。子供四人というのはもうこれからはかなり少なくなってくる。もう子供二人ぐらゐの家庭というのがかなり圧倒的に多くなっている。子供一人しかつくらぬという家庭もいまはかなり多いですよ。ですから、四千万円と言われるけれども、四千万円というのは子供が四人いるときの話なんであって、一人だった場合は二千四百万でしよう。定額控除の二千円に四百万。だから、子供が四人という計算で大体標準だ標準だ、こうおっしゃっているから金額四千万、なるほどでかいな、こういう感じだけれども、子供の少ない人は今回の改正でもそれはもうかなりはみ出てしまふ。

それから、妻が相続をすればということ、しないのをしたという計算をして税金がかからぬようになつて言ふけれども、妻が相続するということよな家は全体の中からいって半分のじやないですか。配偶者が相続するというのはどのくら

いあります。

○中橋政府委員 配偶者が遺産の相続をなさるという例は、相続税の課税から見ても約六割でございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、あとの四割は配偶者が相続をしない。そうすると四千万というやつが働かぬわけですからね。だから実際にはかなり課税最低限が——たとえば女房と子供一人、それで女房が相続をしない、子供一人が相続した、その場合の最低限は幾らですか。

○中橋政府委員 女房もなし、子供一人が相続をいたしますとしますと、その課税最低限は二千四百万円でございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、女房が相続をするのが六割あるというお話であります。女房にしないでもほとんど長男に相続を一本にまとめていく、そういう日本の伝統的なものはまだかなりあるわけですね、もう半分近く、四割はとにかく女房が相続を受けていないというところは、女房が相続を受けているのは六割だったでしよう。さつき、あなたはそう言つたじゃないですか。だから四割の配偶者は相続をしていないわけでしょう。何ですか、いま一生懸命手を挙げようとしているのは。

○中橋政府委員 課税件数のうちで配偶者が相続をいたしました例は約六割と申しましたのですけれども、その課税を受けた場合は、もうすでに先に配偶者が亡くなつておりました、たとえば未亡人であったといつて相続税を課税された者も、またその次の段階では課税件数の中に入りますものですか六割という数字を示すのであります。配偶者が現に残つておる場合に相続人とならないというようなことはちょっと考えられませう。

○武蔵(山)委員 子供が成年に達していたら、その妻が相続を受けるなんというのは田舎ではまれです。それは大抵せがれが相続をいたしますよ。ですから、妻の計算を入れて、三分の一まではどうで何千万だ、そうして四千万まではかからない

んだ、かからないんだと言ふけれども、実際には直税部長、現場で取り扱う者から見たら、子供一人が配偶者は相続を受けない、そういう場合というののかなり多いと思うのですよ。ちょっとそういう数字を出してみてください。

○横井政府委員 相続税法の制度でございますけれども、たとえば三分の一というのは、配偶者が相続をしなければ適用がないというふうなことがございまして、一般的には法定相続分で課税するというふうにしておりますが、したがってまして相続税の申告上は、配偶者がございまして必ず四千万、一人でも優遇制度を使つておるといふことでございます。

ただ、実例から見ますと、たとえば農家でございまして、成人をされておる長男の方等が農地を全部相続をされます。したがって、配偶者が相続されるのはそれ以外のたとえば預金、現金であるとかあるいは動産であるとかいうふうなところで相続される場合が多いというところで、必ずしも限度いっぱいにならない場合がございまして、私も、私、実例を挙げておる面から申しますと、配偶者がございまして、申告上全く相続を受けていないというふうなことは、実は聞いたことがございませぬ。

○武蔵(山)委員 子供が四人いた場合の例で、全部資料ができておるわけですね。これでいくと、国税庁の方ではなかなか数字を出してきて、東京の住宅では二百三十平方メートル、七十坪の土地と百平方メートル、三十坪の家屋で税金がかからなくなるから、大体居住用財産には税金がかからないんだ、標準的な住宅地においては税金はかからないんだ、実はこういう資料をわれわれの前に出してあるわけでありませう。

その例は、板橋区の常盤台一丁目の場所が一番高いということを出しているわけですね。ところが、実際には小さな本屋さん、小さな商店、それこそ三、四十坪しかない、それが神田とか品川だとか新宿だとか、そういうところにならぬだに住んでおるんですね。そういう小さい土地しか

ないけれども地価がべらぼうに上がつてしまつておる、そういうところはどうか、これは課税されないようになりませうか。皆さんの方の出したこの板橋区じやなくて、千代田区とか新宿区とか中央区とか、こういうところはどうか。

○中橋政府委員 いろいろなポイント、ポイントでございます。それで仮に、いま御議論がございましてけれども、過去の課税実績から申しまして相続人は四、何人というのがずっと例でございませう。おっしゃいますように、最近の核家族化の現象によりまして、若い家庭におきましては子供が非常に少ないのでございまして、いま相続税を課税されておる家庭、それともかなり財産の多い家庭でございまして、実績といたしまして、四、何人という数字を示しております。

したがって、私どももそういう実績から、一応今日の相続税の課税最低限を考えます場合には五人という数字をとつておりますし、大体通常の場合には、配偶者もその中に入ると一応考えたわけでございます。もっとも今回の改正によりまして、課税最低限を考へるにつぎましては、配偶者であつたその他の相続人であつたと金高は違ひませぬ。

しかも、もう一つ御配慮いただきたいのは、いわゆる定額控除の金額のウェイトというのを今回非常に上げております。四千万円のうちの二千万円という半分にしておりますから、だんだんおっしゃるような線に近づきつづつあるというふうにも御理解をお願いいたします。

ところで、具体的なポイントでございますが、いろいろさういふ配慮を常々私どももやりながら相続税の改正をお願いするわけでございます。ところで、その改正をかなり大幅に行いますのはここ十年ぶりということでございますけれども、その間におきまして、たとえば私どものものの評価でございますからちょっと実感に遠いのでございませうが、建物を三十坪くらい持つておられて、それからその他の、建物と土地以外の財産を、そのときの統計から申しまして大体この程度ぐら

あるものであるという想定を置きまして、それでは残った課税最低限の余裕額として宅地がどのくらい持てるかという計算をやってみました。

たとえば、下高井戸のある地点におきまして、昭和四十一年では約九十坪くらい、そういう余裕の宅地があったわけですが、これがだんだん宅地の価格の上昇によりまして、こういう計算で申しますと、その坪数は減ってまいるわけでございます。今回改正する前、四十九年におきましてはこれが約四十坪くらいになっておるといふ計算になります。今回のような改正をやったとしますれば、同じ地点でその坪数は約百五十三坪くらいになるだろう、こういうような計算をいたしております。同じような計算を、たとえば上石神井についてやりますと、昭和四十一年におきましては百二十五坪くらいが宅地として課税最低限の中に入るのであるというような計算をいたしておりますが、これが今回の改正でやっておりますと、約百三十坪くらいになるだろう、

こういうような計算があります。それぞれの地点でいろいろやってみまして、大体昭和四十年代にだんだんその坪数が落ちてまいりましたものが、今回の改正の時点には、五十年に入りまして大体四十年代の初めの水準を少し上回ったところになるだろうという見通しでございます。

○武蔵(山)委員 それはいまの下高井戸などは坪当たり二十万の相場計算ですね。ところが、千代田区富士見町あたりでは坪六十万、税務署の評価です。それから千代田区六番町六十三万円、こういうようなところはたとえば駅付近とか繁華街に近いところの住宅などは坪七十万、そういう評価を税務署の相続税評価としても出しているわけですね。そうすると、大臣、地価がどんどんどんどん上がってしまふことによつて、自分の生活用の財産の評価がどんどん高くなるために、子供の少ない人あるいは子供一人くらいの場合、結局切り坪しなければ相続税が納まらぬ、こういう問題が出てくるわけですね。

そこで、金額からだけ相続税を減税していかな

いで、一定の土地と一定の家屋の面積の居住用最低限の財産、生活上の最低限の不動産については相続税がかからぬ、そういう制度を相続税法の中に導入すべきじゃないかという方向をこの辺でとにかく再検討すべきではないか。

いま大蔵省の言わんとしていることは、そういう一定の土地の面積と建坪について免税になるようなことを、物的な基礎控除というものをやるよりも金額でときどき洗い直して、金額の課税最低限を上げていけばいいからなるんだというのが主税局の言の分なんです。それはあくまで四人家族の場合なんです。しかし、子供が一人しかいないで、女房はいたけれども女房は相続を受けずに子供に相続させた、宅地を切り坪でもしなければサラリーマンの場合だったら十年間延納したところで納められない。結局住んでおるところを売り飛ばして税金を払うというケースが出てくるわけですよ。

だから相続税も、そういう家族の少ない場合なども考慮すると、やはり物的課税最低限が必要じゃないかなろうか、そういう方向を今後、国会でやらねばならぬ無理を言っているんじゃないかと、今後私は主税局としてじっくり前向きでそういう検討をしてしかるべきではないか、こういう提言なのであります。大臣の御所見はいかがでありますか。

○大平國務大臣 御主張される趣旨はよく理解できるところでございます。それといたしても貨幣価値が不安定で、貨幣計算による税制で長く安定的に出てきていることと申すのであります。したがって、一番いい答えは、きのうも高沢先生とのやりとりにもございましたように、貨幣価値を確立していく、安定させていくということが根本でございまして、したがって、われわれは勇気を持ってインフレ対策をやつて、貨幣計算でもってすべてが支障なくやっていると申すような経済政策、財政政策をやつてまいることが第一だと思つてございまして、

武蔵先生の言われること、よく理解できます。け

れども、それは十分でないだろうから物的な、客観的な指標というものを導入しておかぬと危ないというものは、ある意味において最初から敗北主義に一部妥協してある御思想でないかと思つてあります。したがって、こいねがわくは大蔵省を鞭撻いたしまして、貨幣価値の確立に努めて、物的な基準によらなくても貨幣計算でちゃんとやれるようにおましらうという御鞭撻がまず望ましくございまして。

しかし、それはそれといたしまして、われわれ至らない人間のやつていくことでございまして、危惧の念を持たれていくことも無理ないと思つてございまして。したがって、そういうことに対して税制上あるいは執行上いろいろ工夫する努力は同時にやつておくべきじゃないかということだろふと思つてございまして、そういうことに対しての検討は絶えず怠つてはならないことだろふと思つてございまして、本日御提言がございましたことに對しては、真剣に検討すべきものと私は思つております。

○武蔵(山)委員 割り当て時間がほとんど参りませんので、いまの居住用財産に相続税をかけるなという問題については、今後十分主税局もひとつ検討していただきたい。大臣から前向きに常にならうという問題については検討しなければという御発言があったわけでございますから、主税局当局も十分ひとつの物的基礎控除というもののについての考え方について検討していただきたい。強く要望いたしておきます。

次の問題は、個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の免税問題ですが、日本私立幼稚園連合会、ここから国税庁にいろいろ質問をされていくやうであります。その質問の趣旨は、私立の幼稚園の事業用財産については相続税法第十二条に言う「學術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが相続又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することとが確実なもの」この場合には相続税を非課税と

するという規定、この「學術その他公益を目的とする事業」ということで、私立幼稚園それから宗教、寺や神社がやつていく幼稚園というもののに対する相続税の課税を非課税にしてほしい。それに對して国税庁直税部の名前で、財産が個人に帰属する場合はどうしてもだめだ、実はこういう回答が連合会の方に寄せられているわけでありまして。

私も幼稚園の主張というものは、今日の日本の実態からいくと、これに相続税をばたけたかたのではまことにこれは幼稚園の存立にかかわる問題である、こういう感じがしてなりません。過般、東京の幼稚園が相続税が納まらぬために幼稚園を閉鎖した、こういう新聞報道もございまして。国税庁の方は、いやそういうのは早く学校法人にすればいいじゃないか、管轄が違ふから文部省の方だということ、まさに木で鼻をくくったような回答が寄せられている、血も涙もない回答であります。

そこで、いま幼稚園を学校法人にするのに大変むずかしいということ、一体、国税庁当局は知つていないのか。学校法人にする場合のいろいろな基準があつて、東京都みたいな土地の狭いところでの基準とどりの幼稚園にするなどということとはもう不可能ですね。周りの土地の買収もできない。結局、幼稚園を閉鎖する以外ないのですよ。そういう実態というのを、国税庁はもうちょっと情のある理解をしてやれないものなのか。

まず文部省に伺いますが、いまの私立幼稚園、それからお寺や神社がやつていく、宗教関係がやつていく、幼稚園、これが全国の幼稚園のうち何割くらい占めていますか。

○和説委員 申し上げます。幼稚園の総数は国公私を通じて一万二千六百何がしございまして、そのうちの六割が私立の幼稚園、七千六百十四ございまして。その私立幼稚園の中で、個人立幼稚園が三六〇余りを占めておりまして、二千七百七十七ございまして。それから、宗

教法人立幼稚園が私立幼稚園の中の二五%近くを占めておりまして、千八百七十一でございます。

以上でございます。

○武蔵(山)委員 本来なら幼稚園というのは、政府が小学校と同じように積極的に助成をし、援助し、あるいは政府が直轄で設立をして教育をすべき、教育という重大な仕事なわけでありまして、それを国がやらないから、結局民間で個人がやる、お寺がやる、こういうことで現在だいたい発表になりましたような六〇%が私立である。こういう状態を早く改善しろと言われても、現状というのはそう簡単に学校法人に全部切りかえがつかない。学校法人にする場合の基準の最も重要なところはどこか、ちよつと調べてみて下さい。

○和説明員 一つには幼稚園の設備基準がございます。それは現在の幼稚園設置基準、昭和三十三年の文部省令でございますが、それ以前に設置された幼稚園につきましても、設置者変更等の監督庁の認可を受けずして、現行の設置基準に適合する程度の施設設備を持っていたかといふことを都道府県監督庁が申し出ておりまして、その現行の設置基準でも一回洗い直すということをして、いまのところいたしております。

それからいま一つは、学校法人の認可基準、法人の財産としての程度のものを要求するかという二つの問題があるわけでございます。

○武蔵(山)委員 その二つの基準、中身をちよつと……

○和説明員 申し上げます。

設置基準につきまして重要なところだけ申し上げますと、たとえば二学級の幼稚園の場合に、現行の設置基準では、園舎が三百二十平方メートル以上でなければならぬ、あるいは運動場が三百六十平方メートル以上でなければならぬという学級数に応じましていろいろな基準がございます。

それから、先ほど申し上げました学校法人の財産としての程度のものを要求するかということにつきましては、これは特設文部省で基準をつ

くつてはおられないわけでございますけれども、従来の姿勢は、園地、園舎が原則としては学校法人のものでなければならぬという程度の姿勢で来ておるわけでございます。

○武蔵(山)委員 大臣、いまおっしゃいましたように、二学級という八十八名ですね。一学級が四十名というように設置基準で決まっておりますから、八十名の生徒を収容する幼稚園では、運動場だけでも三百六十平方メートルあればいい。それに教室が生徒一名について何平方メートル、全部基準が決まっている。おまけに借金があつては学校法人は認めない。債務があつてはいけません。そうすると、国税庁が言ったように、全部学校法人にしたらよろう、税金の問題ではないかといふねつて、学校法人にどんどんしなさいといふても、現実にはできない。特に東京のような密集地であるところでは、この基準に適合するような用地を取得し、拡大をし、文部省で許可を受けられるという条件にないのです。

だから、これは国税庁の方をお願いをし、特別に何か特例を考へて、相続税がかからないようにするか、大臣が閣議で発言をして、幼稚園の問題は特別の問題だから現実には幼稚園として稼働しているところについては一定の年数を切つて、その基準以下のものでも幼稚園としての学校法人を認可するように文部大臣、総理大臣が判断をするか、このいずれしか私はないと思うのであります。それでないと、あの子供たちをあんまり大事にして養成し教育して、未来の日本を背負つて立つ子供たちのために献身的に働いてる幼稚園の先生方や保育さんのかたを考えたときには、その簡単に相続税が納まらぬために閉鎖するといふようなことが起こり得ないようにはする必要があるであらう、こう考へるのであります。大蔵大臣の御所見はいかがでございますか。(中橋政府委員「委員長」と呼ぶ)

これはあなたとは関係ないじゃないか。閣議でそういう方向でやるか、国税庁がこうするかどっちかだ。これは大蔵大臣じゃないですか。あなたが

答へたつて、木で鼻をくくつたような答へしか出ないのじゃないですか。

○中橋政府委員 いまの幼稚園の問題も、確かにおっしゃる通りに相続を契機にして問題が起こつておることはよく承知をいたしております。ただそこで、幼稚園の経営といふものが非常に重要であることもわかりますが、幼稚園を経営しておられる個人の方のジレンマといふようなものも、私は何とかならないかという気がいたします。

と申しますのは、幼稚園の経営をやるという理想に燃えていたけれども、そこには非常に大きな財産はあつても個人のものとして運用されておいたくない、そうして相続税はその使用目的でしんしゃくをしてもらいたいといふところに、実は問題があるわけでございます。それを解決いたしますためには、やはり将来にむかひまして、一人一人の経営者の意思にかかわらずその財産を幼稚園経営という目的にささげるといふようなお気持ちを持っていたら、何らかの打開的な道が講ぜられるのじゃないかと思ひます。

というところは、やはりそういう存立の目的のために学校法人にしたいだのが一番いいわけでございます。おっしゃる通りに、確かに学校法人としての基準が厳しいといふことはございまして、今日まで長い間幼稚園経営をやつてきたわけでございますから、一定の基準に合わないといふことで法人化の道が閉ざされるというの実はいかばかりかという気がいたすわけでございます。やはりそういうところは、幼稚園経営の実績といふものを御勘案の上で何らかのそういう道を開いていただければ、私どもの方でもそれに沿つたような配慮がなし得るのじゃないかと思つておる次第でございます。

○武蔵(山)委員 文部省はいかがですか。ただいま中橋主税局長のお話で、現実にある幼稚園といふものをまだ存続させなければならぬ日本の実情にある。しかも、幼稚園の存在は大変重要な意

義がある。廃止させたくない。父兄の願いは特に強い。しかし、学校法人にするにはこれこれのこ

ういう規則があつてなかなかない。となると、現実には幼稚園をやつておるところだけ特例的な規則をつくつて学校法人が容易に設置される、そういう基準に――現実にあるものだけでいいですよ。未来永劫今度新しくつくつた制度で緩めつ放しでさつとつたといふのも行政上まずからうと思ひますから、何かそういう特例的な措置で、現在ある個人幼稚園が速やかに法人化できるという手だてを文部省はそろそろ検討していいのではないかと思ひますが、あなたの職務権限内でお答えできる問題かどうかよくわかりませんが、あなたで答えられない場合には、文部大臣と十分協議し結論を出す、こういう答へがしていただけますか。

○和説明員 申し上げます。

学校法人以外の私立の幼稚園の学校法人化の問題につきまして、実は先ほど申し上げました現在の設置基準に適合するかどうかの審査を、おっしゃるような一定の期間やめるといふ方向で考へてみたいという姿勢があるわけでございますが、実は学法人の問題はこの問題だけではございませんで、先ほど申し上げました法人の財産としての程度のものを考へるかという学校法人認可基準の問題と、それからいま一つ、公費助成をふやしていく方向ではありますけれども、公立幼稚園と比較しますと、やはり父母の納付金が非常に高い問題がございます。また、公私の適正配置もあわせて考へまないと、公益法人として私財を提供したものが成り立つていかないという問題があり得るわけでございますので、この三つの問題がある基準にある時点考へて取り組んでみたい。実はこれは初中局だけではございまして管理部門とも関係がありますので、現在相談してるところでございます。

○武蔵(山)委員 それはせつかくひとつ最善の努力を傾けていただきたいし、できるだけ急いで結論を出すような御努力を文部省に強くお願いをい

たしたいと思ひます。

割り当て時間が終わりましたのでやめざるを得ないのでありますが、大臣、きょうは主税局長にみんな答へさせちゃって大臣はここで休業というやうなことで、最後に大臣、今度の改正の大問題は、何十億財産があるが何百億財産があるが、配偶者が相続をする場合三分の一までは免税、百億あった場合の三分の一は三十三億ですが、これには税金がかからない。妻が相続をし、あるいは妻が亡くなって夫が遺産を相続したという場合にも天井なしに三分の一の範囲内を免税にするというところは、国民感情から見ても、公平な相続税の改正と言えるだろうか。これはまさに資産家優遇、財産家天国という批判を受けると思うのでありますが、大臣はどのような御見解を披露されますか。われわれは限度を設けるべきだ、少なくとも一億か二億が限度、そして国民の公平、公正という期待にこたへるべきではなからうか、こういう感じがするのでありますが、大臣の見解はいかがですか。

○大平内務大臣 夫と妻の夫婦間の水平相続を相続税法上相続と認めるかどうかというところ、それは相続として認めないということでございます。ならば、これは金額がいかに多くてもそれをとらえて課税という事態が起こらないわけでございます。から、非常に割り切った考え方をいたします。ならば、三分の一に限ったというやうなことも、ある意味において同時代人の間の水平相続の場合に對して非常に不徹底だという見方も私は成り立つのではないかと申すのです。

しかし、同時に、あなたが言われるやうに、これは天井がないじゃないか、資産家優遇じゃないかという御批判はあるだろうと私は思ふのであります。したがって、立法政策上の視点をどこに置るかということでは決めていかなければならぬと思うのであります。武蔵さんが言われるやうな考え方もあるだろうと思ふのです。それは現行法により近い立場であらうと思ひますし、このかたくなな主税局長が今度は妻の座を優遇するとい

うことで相当飛躍的な考え方を持ったということでは、私はある意味で一つの立法政策上の進歩であつたと思ふのであります。どちらに軍配を上げるかというところは国会で決めていただくわけばいかぬわけでございますけれども、あなたが今度のわれわれの御提案はそんなに無謀なものではないのではないかと、相当くみ取っていただいていい決断じゃないかと私は考へております。

○武蔵(山)委員 今度の改正でどうしても賛成しかねるのは、私はその一点なんでありまして。前は婚姻期間十年、そして三千万、そういう一つの妻の座というものを評價してやろうという考え方から、今度は完全に年数も要らない、しかも三分の一の範囲内の遺産相続は一切妻は免税というのでは、これは資産のたくさんある者はますます有利で、たとえば再婚をした、おやじがぼっくり死んでしまった、女房が百億の財産をもつた、その財産にたとへば株だとか骨とう品とかいろいろなものがあったとする、それをどんだん高く売ってぜいたく三昧をしようが、全くこれは自由だ。主税局長は、なに妻はやがて年寄りでもなく死ぬだろうから、またそこで相続税は取れるのだ、取れるのだからいいじゃないかと言ふけれども、必ずしも年寄りの女房が来るかわからない。後妻の場合には若い、四十も年の違うピカソみたいなだつておるのですから、若い奥さんが結婚をして、三日目に亡くなった、そうしたら一日に二十億も財産がつくなんというものは、これはどう考へたっておかしい話ですよ。だからやはりこの青天井にしたということについては、私はどうしても賛意を表するわけにまいりません。しかし、時間でありますからやめます。

○上村委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 私は前回も問題にしていまいりましたけれども、いわゆる夫婦間における贈与税の問題についてお伺いをしたいと思ひます。

最近、夫婦がそれぞれ職業を持ち、そして社会的にもいろいろな役割りを果たしているという家庭が大変ふえてきております。私は本来、このよ

うな夫婦共々せざるゐるいはまた婚姻中に形成をされた財産については、これは全く夫婦がお互いに協力をしてそして得られた財産でありますので、この夫婦間における財産の贈与という問題については、私は課税をすべきではないというふうに考へております。

共々せざる夫婦の場合、土地を購入しようあるいはマイホームをつくらうというやうな場合に、夫婦共同名義にすればよいではないか、この前をういうお話でしたけれども、実際には夫婦が協力をしてマイホームをつくらうとする場合には、夫の収入だけではとても手に入らない。したがって、どうしても共同で妻も一緒にまわつてマイホームを建てなければならぬ。したがって、夫婦の名義にすれば妻からの贈与があつたんじゃないか、妻の名義にすれば夫からの贈与があつたんじゃないか、こういうことで、二人が協力をしてつくった財産についても贈与税がかかるというところは、共同名義にすればこれはからならないと言ひますけれども、現実の問題として、夫婦間で協力をしてつくった財産に、制度上その名義いかんによつては贈与税がかかるというところは、どうしてもこれは納得がいかないわけです。

この前も何回かここで論議もいたしましたし、これは主税局長などでは、いまの夫婦財産制度が別産制をとつていっているところから出てくる問題だといふふうに言われましたけれども、私は、別産制をとつていっているという民法のたてまえがあつても、当然これは夫婦間の協力をして得た自分たちのマイホームというもののついて、どちらかの名義にしたらそれが贈与税の対象になるということでは、これは不合理だと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○中樞政府委員 この前にも申し上げましたが、いまおっしゃいました例につきましましては、二通りのことが考えられます。

いま小林委員がおっしゃいましたのは、夫婦がそれぞれ所得の源を持つておつて、かせいで得ま

したそれぞれの財産をもとに、二人でマイホームをつくつた場合に一方の名義にする、そういう場合は贈与税の問題が起るのとはおかしいではないかというのが設例のやうでございますけれども、そういう場合に、私はむしろ、前にもお答えいたしましたやうに、せつかく共々せざるの御夫婦がそれぞれの財産を得られてつくられた財産でございますから、仮に登記をいたします場合にもそのまゝの形をあらわしていただければ、贈与税の問題は全然起らないで済むんじゃないかと思ひますが、そのときに、せつかく二人で築き上げられた家をどつちか一方の財産として表示しようとするところに、実は実態と離れた点がございまして、どうしてもまた贈与じゃないか、贈与税が起るということがあつたのではないかと思ひます。

それから、もう一つの例としまして、どちらかが働いておつて財産を得てきまされども、小林委員のおっしゃいますやうに、片一方が働いて得てきた所得であつても、内助の功というのがあるんだから、それは二人でかせいだものと考へるべきではないか。したがって、仮に夫がかせいでまいりました財産の中から妻の財産をつくつたというときには、贈与の問題が起つてくるのはおかしいではないかという御面もあるかと思ひます。その場合に、私はこれもまた前に申し上げましたやうに、いまの民法の夫婦財産制度というのはおっしゃいますやうなことになるております。私は、確かに夫婦の財産として一つの有力なる物の見方とは思つておりますけれども、まだまだ民法においてはそこまで発展をいたしてないといひます。そういう制度をとつておりません。したがって、残念でございますけれども、夫がかせいできまされた所得は夫の財産でございますから、それから妻の財産をつくりましたら、どうしてもそこでは法律的には贈与ありとせざるを得ないわけでございます。その場合にはまた贈与税の問題が生じてござるを得ない、こういうことに相なるものと思つております。

○小林(政)委員 そのままではこの前の論議としてずっと出てきていた問題だと思ふのです。

夫婦別財産制の問題については、民法にこういう規定があるからそれはむずかしいんだということですが、収入を得てきた者がその自分の収入によって財産を購入するという場合には、それは当然所得を得てきた者の名義にすればいいことは、いわゆる別産制の考え方ですけれども、こういうことは当然だと思ふのです。

だが、しかし、夫婦間で婚姻をしてから協力をして自分たちのせめてマイホームというようなことを何とか実現しようとする場合に、いわゆる税制の面でそういう問題の配慮というものがあつていいのではないかと。ましてそれが居住用資産という場合には、これが当然贈与の対象として見られるというところはおかしいのではないかと。これは妻の場合に、収入があるのかかわらず、夫婦間で協力をしてつくった自分たちの家なり土地なり、こういうものが贈与の対象として課税対象になるというところは、いまの社会の実情その他を踏まえても、これは税制の面で配慮すべき性格を持つてゐるものではないだろうか、こういう点についてはいかがでしょうか。

○中橋政府委員 ただいまお話しのような点を実はわが相続税法でも配慮いたしまして、いまおっしゃいましたように、長年の寄与にこたへまして配偶者が他の配偶者に居住用財産を贈与した場合に、ある一定限度に達して贈与税を課税しないという制度を設けておるわけでございす。その気持ちは、全くいまおっしゃいましたようなことを反映して設けております。

○小林(政)委員 もちろん贈与税の場合は相続税の前払い的な性格も持つという点もあるのかもしれないけれども、やはり贈与税の中でこういう具体的な事例もたくさん出てきております。したがって、夫婦間で婚姻中に形成した財産というのについては、当然これは贈与税の中で配慮をしていくべき問題ではないか、こういうふうと思つております。

ております。

それで、夫婦別産制と言ひましても、実際にはいろいろな事例がございす。たとえば個人経営の商工業者といひますか自営業者、この場合に、青色申告の場合には、家族が協力をして一緒に働いてゐる場合には給与制度をとつておりますけれども、白色申告の場合、実際に小さな店を一つ持つてゐるという中では、本当に一家の家族労働の依存というふうなことでそれが切り回されてゐる。しかも、そこで働いてゐる妻は、現実には家のこと一切をやつながら、しかもそれだけではなから、帳簿の記帳から、仕入れから、資金繰りから、店番から全部その責任も負ひ、一緒に仕事をしてゐるわけだ。

ところが、実際に専従者控除といふのは、今度は四十万というところでございすけれども、いままでは三十九年度は二十七万五千円ですね。それで配偶者控除も受けられない。夫婦別産制と言ふけれども、妻の働いてゐるこの問題について、労務費という対価は、具体的には今度の税制だつて年間四十万円にしかならない、こういうことになつてゐるわけだ。夫婦別産制といふのをとつてゐるならば、当然——妻と一緒にゐる一つの店の経営に携つてゐるという場合に、その労働に對して妻の所得といふものは全く無視された形で、専従者控除が今度は十萬ふやして四十萬です。あなたの給与は一年間四十萬というふうな形にしかならないわけだ。

私は、夫婦別産制と言ふけれども、こういう問題が課税の実態の中にこのまま残されてゐて、そして所得を得た者がそれによつて得た財産がその人に所属するといふような考え方だけでは、これは納得がいかないのです。たとえば、このような店を経営してゐた人が、たまたまそれじゃ何とか土地を少し買おうというふうなことで土地を買へば、これはあなたには現実には所得がないんだからというところで、妻の名義になつた場合には当然贈与税がかかってくる、こういうことが起るわけだ。いかがですか。

○中橋政府委員 通常所得のない方が財産を取得せられたという場合には、その財産の説明を求めざるを得ないのでございす。しかるべき財産の御説明がないときには、やはり贈与が行われたといふことで判断をすることになると思ひます。

○小林(政)委員 所得がないと言ふけれども、実際にはその店を経営してゐる場合に、もう妻がほとんど半分は、あるいは半分以上事によつては協力をしている。そしてその店全体の所得が得られてゐるというところは、これはもう否めない事実だと思ふのです。しかるに実際には、これは商店の方々、自営業者みんなに聞いてみれば、そこでの妻の座といふものがいまだそんなに低いところに置かれてゐるか。税制の上でも専従者控除といふうなものしか認めてゐない。自家労賃を認めてくれと言つても認めない。そしてあなたの所得は今度いけば年間四十萬だといふことで、あなたにはいわゆる所得の裏づけがないから、したがつて買ったこの土地についても、これは夫から贈与されたものだという形で贈与税がかかるということは大変不合理ではないでしょうか。

○中橋政府委員 いま、夫婦共同といふことで所得は分けられるべきである、それを反映してない税制は非常に不合理である、否めない事実を曲げてゐるというふうにおっしゃいましたけれども、実は私はその前にやはり民法の問題があると思ひます。わが国民の感觸といふのが確かにそういうことであるといふならば、恐らくは民法の夫婦財産制度といふものもそういう方向に改正されてしかるべきものだと思います。

ただ、残念ながら、実はそこまで行つておりません。むしろ私は、税法の方がその点では一般の財産制度よりも進んでゐるのではないかとつくづく思つております。ただ、そのときに、おっしゃいますように、白色申告と青色申告との間に、お店のことをおやりになるのであれば、やはり家計と企業といふものの経理を分離していただければ、もう十分その労働の対価に對する給与とい

うものは今日の所得税法上は控除するようになっておりますから、ただもうその企業と家計の経理の分別といふことさえやつていただければ十分その実態に合うことになりまふので、ぜひそういう道をおとり願ひたいのでございす。

○小林(政)委員 これは当然勤務に従事してゐるのであるから、税制上自家労賃を認めるべきだといふ強い要求は、もういまここで論議しようとは思ひません。この次の租税三法のときに譲りたいと思ひますけれども、こういう形で要求が出て、税制上の立場では、あなたのところは専従者控除だけでございす、それを認めれば配偶者控除も認めないのだという形で、別産制といふことを言ひながらも、実際にはその妻の所得といふものを、いわゆる労働の対価としても正当に見てゐない。こういうことを一方でやりながら、まあ夫婦の間で話し合つてよく協力もしてくれてゐるし一緒にやつてゐる、せめて少し土地を何とかしようといふことで妻の名義にすれば、それが直ちに贈与の対象になる。

私は、当然、この夫婦間の贈与といふ問題についてはこれは課税すべきではない、特にささやかな自分たちの住居とかあるいは本当にそういうものについて、それを夫婦間の贈与とみなして課税をするといふようなあり方は税制の上でこれを改正していくのは当然のことじゃないかと思ふのですが、この問題についての大蔵の基本的なお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○大平国務大臣 いまの御提起になつてゐる問題は、民法で割り切られて、税法でも実態に即して処理ができるという体制になつておればよろしいわけだと思ひますけれども、民法がまだそういう姿勢をとつてゐないやうでございす。税法は、しかしながら、やりようによりましては合理的な処理ができる仕組みはとり得ると思ひます。ただ小林先生のおっしゃる問題は、現実にはそういう処理を、毎日忙しい中で記帳その他ができない立場におられる方にそれを強いるといふようなことは、なかなか現実にはむずかしいのではない

かというようなところを御指摘になられておるんじゃないかと思うのであります。

したがって、税法の執行面であつた点について工夫をこらす余地があるのかどうか、そのあたりはおもひも検討してみなければならぬと思ひますが、制度全体の問題といたしましては、ひとり税法だけの問題ではなく、日本の法律制度全体の問題としておっしゃるような仕組みにはまだなっていないといふことでございます。いままゐる政府委員から申し上げたとおりでございます。税法の領域におきまして執行の面において工夫すべきものもありとすれば、なお検討してみたいと思ひます。

○小林(政)委員 私は、民法が別産制をとっているといふことが税法上の改正を行う障害になるならないといふ問題じゃなくて、この夫婦間の贈与といふ問題については課税をすべきでない、こゝういふ立場でぜひ今後一層検討をしてもらいたいといふふうに思ひます。

それから、配偶者に対する贈与税の中では、結婚後二十年たてば一千万円までいわゆる免税にするといふことがございますけれども、この二十年といふ根拠が何によつてつくられたのかといふことが、前回は何遍か意見をこゝでも述べ、また聞きまされけれども、根拠といふものが大變はつきりしない。私は、むしろ配偶者に対する贈与の問題については、二十年といふこの期限をさらにもつとこれについて緩和措置をとるといふことがきわめて必要ではないかといふふうに思ひますけれども、この点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○中橋政府委員 贈与税におきまして、居住用の財産を配偶者に贈与しました場合に特例があります。そのときにおっしゃいますように婚姻期間の制限がございまして、これが二十年でなければ絶対にならぬのかといふことは、もちろんそういう基準として設定できるものではございません。しかし、それではもう少し緩和していいのではないかとはいふにおっしゃいますけれども、それ

じゃ一体何年がそれよりすぐれていいのかということになりますと、必ずしも短ければ短いほどいいといふものでもないと思ひます。やはりおっしゃいますように、この制度が配偶者のそういうた寄与といふことで考えられるといたしますならば、ある程度の長さといふのが必要になると思ひます。

その長さを一体どこにとるかということになりますれば、前々から申し上げておりますように、まずまずは俗に申しますような銀婚といふようなことが一つの峠でございますから、それよりも少し短いところの二十年というのがやはりまずまずの基準期間ではないかといふふうに考えております。

○小林(政)委員 考え方として、私は、やはり二十年といふ根拠といふのは依然としてわからないわけですね。夫婦間の贈与といふ贈与について、まして居住用の資産について、これは贈与税の対象とすべきでないといふことがまず前提ですね。そして大臣が、この問題についてはいろいろ何か配慮ができればといふ意味でさつき御答弁もいただきましたけれども、そうであるならば、せめて二十年たつた場合に居住用の資産については一千万円免税にするといふこの妻に対する措置は、これはやはり寄与率云々といふこともありますけれども、夫婦間の財産を築いてきた寄与率その他を考へれば、私はもっとこれは引き下げてしかるべきではないかといふふうにお聞きしたわけですが、これもこの問題について今後具体的にこれを引き下げていくという意思があるのかどうか、これは私は大臣にお伺いしたいと思ひます。

○大平国務大臣 二十年がいいのか何年がいいのかといふことは、先ほど御答弁がありましたように、絶対的な基準といふようなものはないわけでございますが、検討すべしといふ御提言でもございまして検討いたします。

○小林(政)委員 もう時間もなくなつてまいりました。私は、私は先ほど来妻の座といふことについて——大蔵大臣も、大變かたくなな税務当局が今

度はえらい配慮をしていふことをおっしゃいましたけれども、実際には妻の座といふ問題について、いままで言われてきたような庶民の本来に生活をしていく妻、中小零細業者の妻を見て、あるいはまた、勤労世帯の中におけるつましくさきやかというやり繰りして苦勞している妻を見ても、本当にまだまだ妻の問題については今後ともっと重視をしていかなければならない、こゝういふことを痛切に感じますけれども、片や相続税に至つては、先ほど来からいろいろと論議されておりますとおり、妻の座を優遇するのだからと、いままで免税の限度額といふものを設けていたのをその限度額も取り払い、そして実際には何十億の財産があつても、それに対しては妻の法定相続分については一切課税しないのだ、こゝういふ措置をとられてゐるわけですね。

私も妻の座をもっと重視をする必要がある、税制の上においてもあるいはその他の法の上においても妻の座をもっと重視する必要があるといふ言ひは、こゝういふ特定の一部の資産家といふ言ひは、それこそ何十億財産があつても三分の一は全部青天井で課税しないといふようなことではなくして、一般の庶民の妻といふもの、こゝにこそもっと優遇の措置をとるべきではないかといふように考へて言つておるわけでありまして、

ただだいたいの資料を見ても、課税価格階級区分表といふこれを見ても、三千万円から五千万円のところを見ても大体これは四〇%、そしてそれ以上一億を上回るものについてはわづか一%、実際にこの数字で見てもほんの一%にすぎないといふような層に、どれだけ財産があつても三分の一までは課税しないのだ、こゝういふ措置が実際にとられてゐるわけですね。私はこれこそ不公平だと思ふのです。むしろ妻の座といふ名でこゝういふ優遇措置をとるのなら、これは本

当に金持ちの優遇措置であつて、私もが言つてゐるのは、本当に中小零細の業者で、夫とともに真つ黒になつて働いてゐる妻に対してはもつと優遇措置をとつてもらいたいといふことであります。こゝういふ特権的なごく一部の妻を優遇するといふ名のもとで、今回相続税でこゝういふ措置がとられたといふことは、私はきわめて遺憾だと思ひます。

この問題については、いままで私が述べてまいりました同じ妻の座であつても、本当に庶民の妻の座といふ点と、今回の措置との関連において、大蔵大臣の所見を私はひとつお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○中橋政府委員 相続の場合と贈与の場合につきまして、配偶者間における財産移転について分別して考へてゐるのはおかしいじゃないかといふ御趣旨だと思ひますが、それは私が申すのは、人間ではおもしろい死といふことを契機として起るものである。贈与につきましては、それは当事者の意思によつて起るものであるといふことで、差をつけてしかるべきものと私は思つております。

また、贈与についても配偶者間の財産移転について配慮を加へるべきではないかといふお話でございます。それは確かに一つの有力なる御意見だと思つております。

ただその際にも、相続につきまして、私はこゝういふ全く偶発的なできごとによつて起る相続について限度を設けないといふことは、一つの配偶者に対する評価といふものを徹底したと思つておる、これについてはある種の条件が必要であるといふふうな御意見が非常に強いわけでございますが、やはりこゝういふことは配偶者間における財産といふものについても、特別に考へるといふのは、なおむしろ今日のわが国の時勢としては少し早いといふふうな御意見があるといふ証左ではないかと思つております。

私はこゝういふ点から言ひまして、本人の意思によつて行われる贈与につきましては、やはりある程度の条件がつく。しかもそれを打開するために

は、いろいろそういった配偶者間の財産移転というものについての国民の考え方がだんだん変わってくることによります。民法のそういった制度も変わってくるというのが基本的には必要でないかというふうに考えております。

○上村委員長 広沢直樹君

○広沢委員 きょうは、いま審議中の入場税法あるいは相続税法について最終的な審議をし、大蔵大臣の意見を聞くということで大蔵大臣の出席をいただいております。入場税法について、私もいままですと論議を重ねてまいっております。私から、あと要約いたしまして大蔵大臣に若干伺いますので、ひとつ大臣の答弁をよろしく願いたいと思っております。

そこで、今回の税制の改正に当たりまして大きな目玉と言え、いま審議中の入場税法であり、そして相続税法の一部改正であります。まず私は、その入場税法の一部改正について先般、事務局の皆さんにそれぞれ質疑を申し上げてまいっておりますので、二、三大臣の所見を伺っておきたいと思っております。先般の質疑の中で、今回大幅に入場税の免税点が引き上げられておるわけでございますが、これはいままでにな

い大きな前進だと私も評価をいたしております。今回の改正で今後大衆料金には課税しないという、結果的にはそうなるわけでありまして、結局、そういう意味にとつてよいのかということ、当局にお伺いした折に、隣におられる中橋局長は、そういう意味になるという答弁をなさっておられたわけであります。大臣はこの点についていかがなものでございましょうか。簡単に答ええただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 この入場税の発生の歴史から申しますと、御指摘のように、これはある意味で大衆課税であったと思つてございすけれども、今回のような大衆改正の洗礼を受けますと、これは大衆課税ではないのかというところになると思つてございす。言いかえれば、もう入場税の性格が変わつたと観念すべきじゃない

か。したがって、税本来の面目に返りまして、入場者の消費支出に端的に示される租税力に依じて課税するというところで割り切つて考えてもいいものじゃないかという感じを持っております。

○広沢委員 ただいま大臣から、考え方は変わつてきたという御答弁がありました。確かにこの入場税は、再三説明もありましたけれども、創設当時は戦費の調達とかあるいはその当時の時代背景から考えていわゆる娯楽的なものを抑制していく、こういう意味合いがあったと思うのですが、戦後はまたこれが、そういう意味合いから社会背景が変わりましたからサービス課税、こういうことになってまいりました。サービス課税ということになりますので、入場税については免税点が百円と、改正になつても免税点が非常に低く押さえられておつたわけですね。ところが、いま大臣の答えのように、今回の改正によりまして一挙に映画については十五倍、あるいは演芸とかスポーツ、見せ物等については三十倍ということになりますから、実態に即して考えてみましても特別料金だけにしかかからない、こういう実態であります。

こういう一つの大きな変化があったということは、いま私も申し上げましたとおり。そしてまた、税率も五％と一〇％と二段階になつておつたものが一〇％ということになつておりますから、そういうことを考えてみますと、サービス課税の中でも大衆と言ひますか、そういう一般的なものについては入場税としての課税は今後は廃止する、そして特別なものだけに限つて租税力ということにウェイトを置いて課税する、こういうふうには、これは姿勢を明確にしておく必要があるのではないかと、こう思つてお伺ひしたわけであります。そのことをはっきり肯定しましたので、次の問題についてお伺ひしたいと思います。

そこで、今度はもう一つ、入場税の性格の中で営利を目的にしない、こういったものについてはやはり非課税にすべきだという持論は、私は先般も申し上げたわけであります。それについてはいろいろな議論もありましようけれども、人間性を高める意味において、社会的あるいは文化的、教育的な催し物についてはやはり非課税にすべきではないか。時代の背景はだんだん変わつてきて、今日のように社会教育面から考えても多様化した社会でありますから、入場税法の中では学校あるいは社会教育関係の団体が主催する催し物が一定の要件に該当する場合は非課税並びに免税、こういう措置を事実とされることになっております。ですから、そういう意味において、いま言う社会的多様化に即応していわゆる社会的あるいは文化的、教育的なものについては、単なる営利を目的としないというものについては非課税にしていく。事実今回の免税点が大幅に引き上がりまして、現在のそういった催し物についてはほとんど非課税になつてしまつたわけでありまして、実態的にはそうなるというところになるのです。しかし、これは法律がある以上は、その根拠としては、そういう考え方で運用すべきじゃないかと私は思つたわけであります。その点について大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

○大平国務大臣 それは先日山中先生との間でもそういうやりとりがありました問題でございす。そういう催し物の文化的なあるいは教育的な性格によりまして課税、非課税を決めるべきではないかというお説と、そういうことは税務署の判断からは勘弁していただいて、税務署としては一般的に入場料の多寡ということで割り切らされていただきたい、そういう文化的な評価という問題には深く立ち入らないようにさせてもらいたい、この二つの考え方があるわけでございすけれども、沿革的に言つて、山中先生もきのう御指摘になつたとおり、すでにそういう考え方で免税措置がとられておるケースがあるわけでございす。したがつて、われわれはそれを尊重して執行に当たらないわけばいかぬわけでございすので、いまそういう考え方を全部整理しまして、ドライに割り切つてやることにいたしますというわけにもまいりません。従来の政府のつてまいりました

方針というものは尊重してまいらなければならぬわけでございす。ただし、いま御指摘のように、大部分が今度の改正で課税から外れてしまふことになるわけで、実際問題としてひかかるケースは少ないと思ひますが、そういうことから完全に脱却することは私はできないと思つてございす。そういう立法政策は依然としてまだわれわれの課題として残つておると思つたのでありまして、いずれの時期かにどちらかにちゃんと割り切つて直すべきものは直すべきではないかと思ひますけれども、今度の改正ではまだそこまでは御理解いただきたいと思います。

○広沢委員 それからもう一点、入場税について今回の改正の問題についてお伺ひしておきたいのですが、今回の改正で据置きになつたいわゆる競輪あるいは競馬等のギャンブルの問題なんですが、これは先般、私、議論の中で政務次官からも一応お答えはいただいておりますけれども、これに對してこうする、という明確なお答えがありませんので、きょうは大臣御出席でありますので伺つておきたいと思ひます。

これは四十六年の改正以来、四十八年にも改正がありましたが、四十六年の改正以来低く据置かれていたわけですね。というところは、いまこういうギャンブルについては、免税点が三十円ということになつております。その意味は何なのかと言ひますと、これはやはり整理料金の性格が強いということもありません。それだから低額である、特にギャンブルに対する社会的批判にこたえる政策的な配慮だ、こういったことが一つの据え置いておくという主眼点であるようであります。それならば、比較的低額であることから免税点を設けてわざわざ非課税にする必要はないのではないかと。現実には百円ぐらいの入場料を取つて二十円あるいは三十円というの、先般の局長の答弁の中に具体的にありました。いろいろございすけれども、やはりこういう社会的批判にこた

えるという意味から考えていくならば、こういうものについてわざわざ免税点を設けるというのはいかかなものだろうか。この際、そういう面からもう一遍見直してみよう必要があるのではないだろうか、私はこう思うわけでありすが、この点についてはいかがなものでしょうか。

○大平国務大臣　ギャンブル税制ばかりでなく、ギャンブルをどう取り扱うかという問題、これは相当緊張を呼んでおる政治的な問題だと思ふのであります。したがって、この税制をどう考えるかということも、その一環として私は手帳に考えてしかるべき問題とは考えないわけでごさいます。本来これは相当急を以て、政府の問題として国会の問題としても取り上げて、深く論究していかなければならぬ問題ではないかと思つております。

したがって、政府委員は、今日まで御提案のように、少額不追求というように何でも深追いはいたしませんというような答え方もしてないで、従来の経緯は一応尊重いたしておくことにいたしますというようなお答えをしたと思ふのでございすが、これは入場税とは別個のもつと広い視野において、いろんな観点から検討すべき課題を持つておると思ひますので、引き続きギャンブルに対する課税をどうするかということについては検討させていただきたい。いま明確な御答弁がでないのは非常に残念でございますけれども、ひとつ預からしていただきたいと思ひます。

○広沢委員　それでは、相続税のことについて二、三お伺いいたします。

今回、いまの相続税の問題については当局は相対的に切った免税点を引き上げた、これは評価に値するのですが、確かに相続税についても非課税措置はさまざまに大幅なものになっております。先ほどからも議論が出ておりますように、私もこの相続税の非課税のあり方が少し行き過ぎたものではなからうか、こういうふうにごさいます。もちろん私も、いままでこの夫婦間の相続につきましましては、やはりこれを配慮すべきである、

非課税にすべきである、ただし青天井でいいというものを申し上げたことではないのでありまして、やはり一定限度に基準を設けてやっていかなければならないということをお願いしてまいりたい。

そこで私は、議論は前々から皆さんがおっしゃっていることと私も同じなんですけれども、ただ、今日の情勢から考えてみまして、この相続税の改正に当たってやはりもう少し配慮しなければいけないんじゃないだろうか、こう思うわけなんです。というのは、高度経済成長のもたらしたひびきは是正、なかなか社会的な不正を是正する、これは急務だということは大蔵大臣も財政演説あるいは所信表明で盛んに申されておるわけですね。その是正のためには、税制の機能もこの際十分に活用していかなければならぬ。そうならば、言うまでもなく税制の持つ機能というのは所得配分、富の再配分、こういうこととあります。また、特に高度経済成長の荒れ方によつてもたらされたインフレが高進すればするほど、こういうものの不正というものは益々拡大しているわけでありまして、この際十分にそれを頭に置いて改正しなければならぬはずなんです。

その意味においては、その相続税の非課税の措置というものが大幅に上がつてきたということは評価できるわけなんです、その中にいま申し上げておるような問題を含んでいるというところは、これはやはりこの社会的な不正の是正という一つの前提に立つての相続税の改正の中においては、どうもこれは解せないんじゃないですか。この点との関係をどういうふうに大臣はお考えになつておられるのか、この際明確にさせていただきたいと思ふのです。よろしいでしょうか。

社会的な不正を是正しなければならぬということとは、これはもういまの時代の最大の課題であり要請であるといふ大臣が、今度は相続税の改正においては、相対的には前進したといえども、中にはいま言うようにまさしく社会的な不正を拡大する結果を招くというふうな改正のやり方をや

るといふのは、これはどうも解せないじゃないかということなんです、いかがですか。

○大平国務大臣　社会的な不正を是正するということが、これはことしの財政で考えなければいかぬことであるばかりでなく、いつでも考えておかなければいかぬことなんです。過去においてもこれが最大の課題でございまして、また将来においても私はこれが最大の目標であることは変わりないと思つてございします。

しからば、税制というのは社会的な不正の是正という観点だけで立案していくかというところ、いまいじくも広沢先生も言われたように、税の持つ役割、機能というものを生かしていかなければならぬわけでごさいます。また時代が変わるに従ひまして、税制のあり方というふうなものもいろいろ考え直していかなければならぬことは当然でございまして、今度の相続税の問題として一番大きな問題は課税最低限を大幅に引き上げたというところ、これは昭和四十一年以来三倍ないし四倍物価が上がつたというふうな点も考えまして、税制をそれに合わせていかなければならぬ現実の必要があつたわけでごさいます。これは当然税制当局といたしましては考えなければならぬことであつたと思つてございしますが、ことし妻の座に特に光を当て、しかも際限なく青天井に資産を持つ妻を優遇するやうなことをやることは社会的公正に逆行するんじゃないかという御批判を、ずっとこのうからも伺つておるわけでごさいます。

私はそれは大きな誤解が一つ前提にあるんじゃないかと思つてございします。つまり、私もたばこを申し上げておるやうに、夫と妻というものは同時代人だということでごさいます。同時代人で、しかも協力してつくつた財産というものの水平移動というところ、相続税法上相続としてとらえるかどうかというところ、いままでとらえてきたわけだけれども、それはとらえないという考え方もあり得るわけなのでございまして、今度は中途半端だけれども、それはもうとらえない方向

に切り切つたわけでごさいます。それは一つの社会的な不正の拡大だなどという思想と全然縁もゆかりもない措置だと思ふのだけれども、何でそれと結びつけて御批判をいたさなければならぬのか、私にはちょっと了解がつかないわけなのでございします。

それならもうそんなことやめたらいいんで、妻の同時代の水平的な相続は、相続税法上従来どおりの考え方であるべきであつて、やはり多少の修正でやめていく。ばくは皆さんの方が非常にコンサバティブだと思ひます。主税局の方が物の考え方がうんと進歩的だと思ふのです。ですから、それは社会的な不正と違つた観点から、本来、相続税法というものはそうあつてしかるべきじゃないかという原点に返つての改革だと評価していただけないものか、いかがでしょうか、広沢先生。

○広沢委員　確かに、いままでの相続税法のあり方というのは、いま大臣がおっしゃつたやうに、夫婦間は同時代人として一つという見方を、いままでの相続税のあり方としてはしてきていないんです。しかし、確かに妻の貢献度というものはある程度認められたから、限度を設けてきたわけなんです。それで、今度はまた、婚姻期間をとにかく十年だつたものをそれも外してしまつていますね。こういうことは、結局いままでの考え方を大臣がおっしゃるやうにがらつと変えてしまつて、いわゆる一つという見方にしてきた、こういうわけですね。それは理論的にはその意味はそれで通ずるんです。それはわからぬでもないのですよ。

だけれども、そういうふうにしたからそれじゃ結果的にはどうなるかというところ、これは理屈ではそれで合ふんですが、現実の問題としては、多く財産を持つておる者とそうでない者との差というものは、大きく開きが出てまいります。相続税の目的そのものは何なのかといへば、先ほど局長が答弁なさつておりましたけれども、資産への課税である、いわゆる財産の再分配、こういうふうには先ほど局長は答弁されておられるわけですが

よ。そうでしょう。そこで最終的に所得を是正していくんだ、こういう意味が相続税にはあるわけですよ。

それならば、いま言うように限度を設けてやってきた中で、いま理屈がそうだからということにしてしまふと、何億円、何十億円持つておろうとそれは非課税になってしまふというふうな結果が出てくるわけですから、仮に理屈はそうあるとしても、そこに、今度は逆に、理論を変えたとしても、限度を設けていくことがやはり政策的に必要ではないか、こういう意味なんです。それをマクロ的に見ますと、やはり社会的な公正、分配というものが問題になっているときに、一挙に、理屈が変わったから、理論を変えたからこれを青天井にしてしまふということは行き過ぎではありませんか、こういうわけなんです、その点おわかりになりますか。

○大平國務大臣 よくわかります。先生のおっしゃることよくわかるのですが、本来、いままでの税法で、配偶者が死んだことをとらえてそのときに相続税を納めておたというところが間違いだ。間違いだということに気がつければ、もう過ちを改めるときにははばかってはいかぬのです。早いところ改めた方がいいわけなんです。いま、で、だから、それを今度は税務当局はそういう正しい方向に一遍相続税を編み直そうとしておるわけですから、けなげにもよく考えたということとで鞭撻をしていただきたいと思うのです。

あなたの言われることはわかります。それは大きな改革なんです。従来の考え方からいくと、そういう立論も十分成り立つと思えますけれども、広沢先生の考え方は非常に保守的な手がないか、考え方だと思えます。主税局の方が非常に革新的だということには、だれが聞いておつてもそう思うと思うのです。

しかし、それじゃどちらがいいかということでございますが、幸いにもこの程度の改革ができるようになった、かたくなな主税局もそこまで踏

み切れるようになったのだから、ひとつそれでは一遍やらしてみようというくらい寛容を私はお願いしたいと思ひます。

○広沢委員 大臣はこちらの方が保守的で主税局の方が革新的だ、こういうふうにおっしゃいましたけれども、私は何も理屈がおかしいと言っているのじゃないのです。そういう一つの理論を変えるなら変えても結構だけれども、その変えたことによつて生まれるそういうふうなアンバランスはやはり是正すべきではないか。それが是正される措置が何らとられずにそのまま出されていくから、ここは直すべきではないかと申し上げているのであつて、別に旧来の形に戻つてしまふと私は一言も申し上げておるわけじゃありませんので。

そこで、それならばこれからの課税の原則は、これを提案申し上げます。
生きていくために必要な一定の限度、こういうもののつてはゆるゆるのシビルミニマムを決めて、他の資産については税制機能の原則を生かして課税していくという考えに将来は立つてしかるべきじゃないか。

あるいはもう一つ、もう時間がありませんので申し上げておきたいのは、これはここだけで考えるのではなくて、やはり富裕税とか財産税とかそういう面の税制を考える上において、これと整合的に考えていかなければならない問題も出てくるかと思ふのです。そういうこともあつて、ただここだけでそれがどうだと言うと反論もあるかと思ひますので、その点の整合性を考えて、将来をうけた富裕税的なものも考える、あるいは財産税的なものも考えるということなのか、いま申し上げたように、やはり一定の限度を設けて、そのほかについては課税していくという方向で将来は考えるのか、その点だけをお答えいただいて、時間ですから質問を終わりたいと思ひます。

○大平國務大臣 第一点の方はシビルミニマムといひますか、そういうものは課税しない、という

より課税の圏外に置くように努力すべきでないか、これは先ほども各先生方の議論の中にございまして思想でございまして。私といたしましては、課税最低限というものが適宜に設定されて、貨幣経済が安定していくというところでございまして、ならば、それが一番望ましい姿だと思ひますが、皆様の頭の中には、そういうことが将来危ぶまれるので、何か物的な、何か客観的な保証がないと不安だというお気持ちもどこかにおありになるようでございます。

だとすれば、これは税制をどう編むかという問題も、あるいは執行に当たつてどう考えるかという問題も、いろいろめんどめんどな問題でございすけれども、そういう不安が現実におありとすれば、これはまた税務当局としてはいろいろ考えておかなければならぬ問題であらうと思ふので、そういう点について、インデクセーションの問題とかなんとかいろいろめんどめんどな問題もあるようでございますが、これは引き続き検討させていただきますと思ひます。

第二の富裕税、財産税との関連でございす。私は、まだ不敏にいたしまして、そこまでの関連を持っていま相続税を考えていないわけでございますが、しかし、富裕税は先進諸国でもすでに取り入れて現実に実行に移してある国もあるようでございますし、日本でも論議があるようでございますし、したがつて、これは財産税には間違いのないことだし、そういう関連においても、もっとそういう財産税という立場から、共通の性格を持つておるわけでございすから、これはひとりと相続税だけの問題でなく、財産税全体の問題としての問題点をみな含んでおる税制だということ意識を常に持つていかるべきじゃないかという御指摘と思うのでございす。そういう点につきましては、十分配慮していかなければいかぬと思ひます。

○上村委員長 荒木宏君。
○荒木委員 保留分について時間をいただきましたので、お約束の範囲内で進めさせていただきます。

いと思ひますが、実は、お尋ねする点は、先ほど来の同僚委員の御質疑にも関連するわけですから、大臣がお出にならぬ委員会で私がお尋ねしましたのは、今度の相続税法あるいは贈与税法、この現行法、改正案を含めて、不公正を維持する面あるいは拡大する面があるのではないかと、まさに先ほどの質疑に関連してお尋ねしてまいりまして、まあ妻の座と一口に言つても、勤労者の妻と資産家の妻、これは受けるメリットが随分と違ふ、これは事実として、主税局長はそういう点はお認めになったと思ひます。それから、同じ資産家の中でも、少額資産家と高額資産家、これが今度の改正法に伴つて受けるメリットもまた違ふ、こういう点もお認めになったわけでは。

そこで問題点は、先ほどお尋ねがありました三分の一の青天井になつてゐる。これははからずも大臣のお考えをいま伺ひまして、実は同世代間の承継については、本来、相続と見るべきかどうか、こういう括弧づきの進んだ考えから、今度のような措置がなされたというふうに向つたわけでは。

そこで私は、私の前回の質疑あるいは先ほど来の同僚委員の質疑を伺つておりました、この三分の一の青天井を設けるという問題、これについては、現行の民法よりもいゆる進んだ考えを取り入れる、それをもとにしてゐる、こういう御答弁があつた。ところが、この夫婦間の居住用資産の贈与については、これは現行民法がまだ別産制をとつておるからということで、二十年という点はなかなか話が進まない。私がお尋ねしたいのは実はこの点であります。

そこで、三分の一の青天井ということについて、民法は明らかに同世代間相続も同じ相続としてとらえてゐる、これはいま申し上げるまでもなく、大蔵省の皆さんも肯定なさると思ふのですが、念のために法務省に伺つておきますが、いまの現行民法で、同世代間相続を法律的に異なつた世代間相続と別個の性質のものとしてゐるかどうか、実

定法上の解釈として一言初めに伺っておきたいと思ひます。

○井関説明員 その相続の根拠につきましては、いろいろな学説がございます。中には、血族、血のつながりを重視する考え方もございます。かつての旧民法がそうございましたが……。

しかし、新憲法下において配偶者に相続権を認めるということになりますと、実定法上はそれは異別に扱っていると思われません。

○荒木委員 そこで、対比する意味で、この贈与の夫婦間の二十年という制限ですね、これは主税局長は、現行民法が別産制だとなつてしまつていて、しかし私は、この二十年の根拠の当否について、果たしていまの法律のたてまえなりあるいは現状なりをその後御検討になつていくかどうか。これは昭和四十一年でありまして、二十年といういまの制度が決められたのは、そう伺つておりますが、違いますか。四十六年ですか。その後、そういったことの適否について御検討になつたかどうか、これをひとつ対比の意味でお尋ねしたいと思うのです。

そこで、夫婦の財産制については、申すまでもなく、別産制と法定財産制がありますが、この法定財産制で共有ということになっておりますけれども、これには所有権の共有という規定が性質に反しない限りは準用されるのではないかと、こう思うのですが、法務省の方、いかがですか。

○井関説明員 ちょっと御質問の御趣旨がよくわかりませんが、現行の七百六十二条はいわゆる別産制をとつておると言われております。しかし、それも中身によりまして、実質的にその共有関係にある夫婦財産というものもあるわけでございます。そういう特殊なものに關しましては、共有の規定が当然に適用があるわけでございます。

ただ、一般的に問題になります内助の功と申しますか、家事労働だけに従事している夫婦の財産につきましては、これは離婚あるいは相続で婚姻の解消時にその権利が顕在化したしまして、それ

までは少なくとも対外的には、その名で得た人の財産ということになりますので、当然にその段階では、共有のことは問題になつていないのが現状であらうかと思ひます。

○荒木委員 いま言われたその名でというのは、これは形式的に考へてゐるのですか、あるいは実質的ですか。

○井関説明員 先ほども申しましたように、共かせぎの夫婦であるとかあるいは生産活動に従事している配偶者であるとかいふふうな、実質的にその財産の形成に寄与した者については実質的に判断すべきであらうと思ひます。いま一般的に申し上げましたのは、いわゆるそうでない普通の家事労働に従事している奥さんについてでございます。

○荒木委員 そうしますと、主税局長、実質的に夫婦の財産の所有関係を見る、これはいま法務省の方からお話があつたとおりですね。名義のいかんにかかわらず実質的に見る。実質的に見て特有財産でない限りは、これはいまの法定財産制によれば共有になります。共有になつた場合に、身分法上矛盾しない法理である限りは民法の共有規定が適用される。正確に言えば準用されるということになります。ここまでいま法務省の御意見を伺つたのです。

そこで、局長はいま二十年というのがいかにどうかをほかに判断する物差しがないとおっしゃる。民法の共有規定で、そういった共有関係がいつ定着するか、その点についての規定は全くありませんか。どうやらなくなつてしまつたか。

○中橋政府委員 ちょうどこの場合の問題として、いま共有の規定が適用になるとおっしゃいましたけれども、一般的に想定されますのは、たとえば夫が所得を稼得してゐる場合、妻が家にあつて実務実質的にもその所得にあずかつてゐないのですけれども、その生活の本拠においての内助の功についてかなりメリットを見るところから、夫の名でもってしかも実質的に得てきた所得についても、その半分なら半分が妻の共有

であるとするような法理は、まだ実はわが民法にはないのでございます。

したがひまして、私はそういう意味で、わが民法におきましてこういうふうな場合には別産制でございまして、夫婦間においての贈与財産については、そういう法理のもとに考へなければならぬといふことを申し上げたわけでございます。

そうしてその場合に、それでは全然配慮しなす。そうしてその場合に、現在の相続税法におきましては、ある程度夫婦の共同生活でもって、いわゆる実質的な内助の功といふようなものについてもある程度の配慮をしようといふことからございまして、現在の居住用財産についての配偶者への贈与についての配慮でございます。

そうすると、ある程度の貢献、寄与といふことを一体どういふふうに判断するかといふのは、これは全く税法からの観点でございます。もちろんそれは現実には二十五年でありまして二十年でありますとかいふことをこれまでとてまいりましたけれども、客観的、絶対的に最低の期間といふのはございせん。しかし、およそそのときには、税法の観点から申しまして、相当程度さういふ夫婦生活における共同体の継続、しかもそこに於ける寄与といふことの推定といふものがありまして以上は、ある程度長くはないかぬといふことは言へると私は思ひます。

○荒木委員 局長、法律的な解釈の筋道をゆがめては困りますよ。いま局長が言われたのは七百六十一条の日常家事に伴う連帯責任あるいは権利の問題で、私が言つておられますのは内助の功だとかさういふふうな問題ではなくて、民法七百六十二条で、実質的に特有財産でない限りは表見の關係のいかんを問はず共有關係になる、法律でさう決まつてゐるのですよ。ですから、局長が民法の原則を重視される限りは、いま私が言いますように実質特有財産でない限りは共有關係になるのですから、それは所有権法の共有規定が準用される。これはもう学説の上でも裁判例の上でも争う

余地のない事柄です。

ですから、いま相続税法、贈与税法の上で二十年といふことを決めていられざる。それがいいかどうかの物差しがないとおっしゃるけれども、しかしまさに夫婦間の財産關係について適用されるべき、準用されるべき共有關係で、どの程度たばその共有關係が確定するかという年限規定は全くないか、こう聞いてゐるのです。問題をさらさないで、私が聞いておりますところを言つていただきたい。いろいろ二十年の当否の材料を探していられしやと思つたのです。まさにこういう場合に、一定の場合には適用すべしと法律が言つておる、その法領域でいかなる年限がたば共有關係が確定するかといふことの規定があるかないかといふことを伺つてゐる。

○中橋政府委員 夫が外に出まして所得を得てまいりました、それは民法七百六十二条の特有財産となるのでございまして、ある程度の年限がたば共有になるといふことで相続税の二十年といふのを決めたものではございせん。

○荒木委員 どうも論議を整理するのに暇がつかつてかなわぬのですがね。実質的に共有關係にある、これを前提にしておるのです。いま局長が言われたのは内助の功といふことで、実質的にも夫の特有財産である場合を前提にしておつたおつたのですが、私が言つてゐるのはさうじゃないのです。たとえば共働きの夫婦の場合には、何年たば共有關係に質的な変化が起るか、さういふ意味の規定は全くないか、こう聞いてゐるのです。

○中橋政府委員 共働きのそれぞれが所得を得てまいります場合には、それぞれの所得でございまして、それは年の経過とともに共有になるからといふことで相続税法は考へておりません。

○荒木委員 贈与の場合に、夫婦間の財産關係の場合に、たとえば共有關係であれば五年間是不分割契約は許される。しかし、五年たてばいかに当事者間で不分割契約を結ばうとも共有關係といふ

事態が一步進んで階段を上るからそれは効力を持たない、こういう規定がありますね。さらに、それは五年間延長を許されるけれども、更新は一回限りで十年以上はだめだ。つまり民法で言う共有の財産関係というのは五年刻みで階段をつくって、五年間は当事者間の契約でいろいろいじくけれども、それを過ぎれば共有関係が一応定着をする、こう見ているわけですよ。

ですから、夫婦間の財産の共有関係についても、実質的にそういうふうな準用の面が認められるならば、五年あるいは十年という身分法に伴う財産法上の関係としてはこれは一つの刻みになるのじゃないか、そのことを伺っているわけですよ。

○中橋政府委員 夫婦共働きで得てきた財産が、いまの荒木委員のお話でございまして、共有であるという前提でお話があるように考えられますけれども……(荒木委員「いや、そうは言っていない」と呼ぶ)私どもはむしろそれぞれが得てきた財産はそれぞれの特有財産であるというふうに考えておりますし、共働きでない場合に、夫が得てきたものは夫の財産である、その上においての贈与の問題として考えておるわけでございます。

○荒木委員 それでは、こういう点から伺いましょうか。

いまの夫婦間の婚姻期間というものは、一体何年継続した夫婦が一番多いか。たとえば十年の夫婦もありましょう、五年の夫婦もありましょう、二十年もありましょうが、大体半分ぐらいはどの程度の婚姻年数かという点はいかがですか。

○中橋政府委員 その数字は具体的には持っておりませんが、常識的に考えますれば、三十年とかいうものがおよそ普通の夫婦生活の長さだと思っております。

○荒木委員 いま日本で夫婦が何百万、何千万組ありましようけれども、そのうちの大体多い経過年数というのはどのぐらいか。三十年とおっしゃるのですか。つまり、いま三十年とおっしゃったのは、日本の夫婦の中で三十年連れ添った夫婦の組が一番構成比が高い、局長はこうおっしゃるの

ですね。そうですね。

○中橋政府委員 残念ですが、私は手元に数字を持っておりませんが、常識的に判断をしまして、普通まず夫婦生活というのは三十年の事例が多いのではないかとこの感じを持っておりますというところをお答えしました。

○荒木委員 それでは法務省に伺いますが、厚生省がこの点で統計をとっておりますね。そして五年未満の夫婦何組、十年未満の夫婦何組、十五年未満の夫婦何組、これで私が聞いたところでは、五年から十年は一六〇、十年から十五年が一八〇、十五年のところは約半分になる、こういうふうに言うのですが、いかがですか、大体そうかどうか、その点だけひとつおっしゃってください。

○井関説明員 御指示いただきまして早速調査いたしましたけれども、それを示す数字を私どももよく見つけ出せなかったのですが……

○荒木委員 あなたは御存じないかもしれませんが、法務省の方から私どもに連絡がありましたよ。あなたはどなたにお聞きになったのか知れないけれども、昨日も一昨日もそういう趣旨で連絡が来りましたから、すぐ調べてください。それは少し保留しておいて質問を続けます。すぐ調査してください。

局長、私の方で直接聞いたのではそういうことなんです。ですから、これは社会的実態として一つの資料になると思うのです。あなたがおっしゃっている二十年の当否ということについては、要するに何もいとおっしゃるんでしょう。まあ常識的に結婚式がどうかとかおっしゃって、おりましたけれども、やはり実態を調べて、そしてその上で他の法律の関連領域のめども調べる、これが当否を判断する一つの目安ではないかと思うのです。

それから、夫婦が同居しておりますときに、妻の側にはその居住用資産について全く権利がないかどうか、婚姻期間のいかんにかかわらずですよ。婚姻をして同居すると、同居、協力、扶助の義務がある。特有財産であっても一方配偶者に全

くそのものに対する権利がないかどうか。身分法上、婚姻をして夫の家に入れば、その家を使用収益する権利がありますね。もちろん対外的に対抗要件があるかないか、あるいは物権的な排他的専有権になるかどうか、これは大いに問題がありましよう。しかし、少なくとも当事者間で全く権利がないかどうか、この点は法務省の方はいかがですか。身分上の点も含めて。

○井関説明員 夫婦はお互いに同居し、扶助し、かつ扶養しなければいけない義務をもっておりまして、当然その夫婦たる地位に基づいて他方の財産を使用する権利があると思いますが、それがたゞいま御指摘のように、財産法的な権利といふような概念はいまのところとられていないのが多いのじゃないかと思ひます。

○荒木委員 ですから、身分法上から言いますと、いかに特有財産であると言っても、一方的に出ていけと言ふことはできぬわけでしょう。そういう意味から言えば、そこに使用収益権がある。だとすれば、全くそれが無いものと同じように評価ができるかどうかという問題はあると思ひます。当事者間で贈与があった場合の評価の方法として、そうだとしますと、控除制度が創設されたときのいろいろな検討がありましようけれども、そういう点も一つは踏まえて、たとえ婚姻期間が短かくても、そういういわば全く権利制限のない財産とは違つたという意味からも控除制度といふものは考えられなければならぬと思うのです。

ですから、いづれにしても、先ほど大臣もこの点は検討するといふふうな趣旨で御答弁があったようですから、いま指摘しましたような、まず夫婦の実態、それから関連法領域の概念規定、そしてさらには配偶者が持つておる身分法上の一方配偶者に対する権利、それに対する税法上の評価、こういうふうな総合的な点からこれは検討するといふことを、ひとつ事務当局もはっきり大臣の趣旨を受けておっしゃっていただきたいと思います。

○中橋政府委員 いま三点ばかりさらに検討すべき点をお示しになりましたけれども、現に夫婦生活をやっておる者の期間が非常に短くなつておるから、贈与税の配慮をする場合にもそういった例を少ししゃくしろと言われると、これはまたなかなかむずかしいのではないかと思います。

それから、あと二つのことにつきましては、それはまさに婚姻ということについての特別のいろいろな関係といふことから生じておることとてございまして、現在、そういうものも配慮の上でございましておるものが、贈与税の特別の配慮の制度でございまして、それを一体どういふふうに考えるのかというところで、何年というのが一番それにあつたのかという問題でございまして、いろいろな角度からこの年限につきまして検討しなければならぬと考えております。

○荒木委員 だけれども、局長、あなたは先ほどの答弁では、そういう点は検討していないと言つていたんですよ。だって、どのくらいの年数が一番長いこととさへ御存じなかったんじゃないですか。ですから、それらをすべて検討するのうでいまの制度ができておるといふことは、私はどういふ言えぬと思うのです。

そこで、提起した点について、どっちにしても検討するとおっしゃるんだから、ひとつ積極的にやっていた方がいいのですが、言うまでもなく、これは勤労者、国民の場合に生じておるのでありまして、大資産家の配偶者間の贈与あるいは相続についてはむしろ頭打ちを設けるべしと、こう言っておるのであります。

最後に、大臣にお尋ねしますが、もう一度もとへ返りまして、民法の方ではまだ同世帯間相続は別なものとは考えていないという話であります。ですから、そうだとしますと、その点について現行の民法の規定から踏み出すような扱いになる。他方では、別産制の方に固執をなさなかな年限短縮というふうなことに踏み切れない。これは政策矛盾ではないかと思うのです。

頭打ちを設けますと——たとえば今度の初年度減収額試算は四百三十億であります。そのうち、た

とせば五千万で頭打ちをつくれればこの減収は三百四十億、一億で頭打ちをつくれれば大体二百七十億ぐらい。これは事務当局の話で大体そういう見当です。それから配偶者相続が大体そのうち六割でありますから、これに六割を掛けて、そして三分の一というのをやめれば、いずれにしても五十億ないし七十億の財源が出るというのが、大蔵省の事務当局の説明なんです。ですから、その財源を、たとえば同時に審議されております入場税法、これは税収見積もりが約三十億ですけれども、これをやめれば、こちらの方はすぐそれができる。つまり、たとえば資産一億以上の場合に頭打ちをつくれれば、入場税法はやめることができる、数字の上で大体見合うわけですから。

しかも一億以上の資産の配偶者というものは、資料によれば、四十七年度わずか千名そこそこすぎない。ところが、入場税の方は、今度の改正案になっても映画が百万人、演劇その他が二百万人。ですから、三百万人の文化的要求と、わずかに握りの千人ほどの大資産家に対する恩恵と、どちらをとられるか、政策選択の判断になってくると思うのです。私どもは、多数の国民が文化的要求を享受し得るために、いま出されておる政府案に照らして言えば、三百万人の文化的要求実現のために千人ほどの大資産家の頭打ちをつくるべきではないかと思うのですが、大臣の政策的な御意見を伺いたいと思います。

○中務府委員 数字のお話が出ましたので、先に私からお答えをいただきますが、私どもの方で、いまお示しのように、今回の配偶者の改正をたとえば五千万で頭打ちにした場合、一億円で頭打ちにした場合という計算はやっておりません。恐らくいまお示しの数字は、今回の相続税の改正を、過去におきますところの遺産額の階級別にしました減収額の見直しをもとにされまして、一億四千万の遺産額について減収額がこれこれでございますというのを基礎に計算をされましたものであるかと思ひます。それはもちろん頭打ちそれは別といたしまして、それはもちろん頭打

ちをつくれれば、今回の改正の減収額のうち、おっしゃるような数字が正確かどうかわかりませうけれども、減収額が減ることは当然でございます。

ただ、そのときに、それでは一方に入場税を今回三十億歳入として予定しておるのであるから、これをやめることによってあちらの方を消せるのではないかという税収一般についてのお話になりますれば、それは数字の上ではそういうことになりましますけれども、これもまたる申し上げておりますように、入場税の今日残る形といたしましてはやはりこの程度の形として残るのがよろしかろう、このことによりまして収入としては五十年でございまして、それとこれとを結びつけていただくというのをもた、私どもとしては別にお考へいたしたいのでございます。

○荒木委員 大臣に政治的な御判断を伺ったのです。つまり、一握りの大資産家の配偶者の恩恵とこれは大体金額が一緒ですね、それと百万、二百万、三百万という国民の文化的要求と大臣はどちらをおとりになるか、これを聞いておるのです。事務当局じやちやと無理です。

○大平国務大臣 だから、先ほど申し上げましたように、夫婦間の死亡による財産の移動という問題を相続税法上とらえるかどうかということが問われるべき問題であつたわけでございます。それが捕捉すべきものであるということでございます。したがらば、在来の税法のような考え方になるわけでございます。本来これは取るべきじゃないんじゃないかというところになりますと、今度主税局が考えたような方向に行くんじゃないかと私は思うわけでございます。荒木先生がいまより出しておる問題と次元が違つたわけでございます。そういう政策的な選択の問題がまず一つあるということ、これは申すまでもないことだと思つたのでございます。しかし、それはそれとして、ここにそういうことを取りやめて、あるいは制限を設けて、天井を

設けて減収額を少なくすることを考えるべきじゃないかということでございますが、この税法案の御審議をお願いするまでには政府としてもいろいろな手順を経て検討してまいつたわけでございまして、各方面の御意見も丹念に聴取してまいつたわけでございます。したがって、これまでの検討の過程を通じて、まずそういう主税当局の考え方というものはサポートがつかないか、考へていいことじゃないかというような支持を得たと思ひますので、いまこれはやはりそうでなかつたのだということを私が申し上げるわけにいかぬと思つたのです。これはどうしても通していただければならぬ税法でございますので、私といたしましては、いままでも鋭意検討してまいりました税法が今日の状態においてベストであるという判断で御審議をお願いしておる立場でございます。荒木先生の御疑問になる点がわからないもので、はございませんけれども、おまえどう思ふかという端の御質問に對しましては、原案の立場が正しいと思ひますというお答えをせざるを得ないと思ひます。

○荒木委員 お尋ねしたことの御答弁がなくて残念ですが、また総理が出席される機会もありますから、これでおきます。

○上村委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○上村委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより各案について、政府より提案理由の説明を求めます。大平大蔵大臣。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○大平国務大臣 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、昭和四十九年度税制改正において所得税の画期的な減税を行ったところでありますが、昭和五十年年度においても、今次の税制改正の一環として、最近における国民負担の状況にかんがみ、各種所得控除の引き上げなどにより所得税負担の軽減を図るため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、人的控除の引き上げであります。すなわち、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を、それぞれ現行の二十四万円から二十六万円に引き上げることとしたしております。この結果、昭和五十年分の課税最低限は、昭和四十九年度の所得税減税の平年度化が大きいことも反映して、夫婦と子供二人の給与所得者の場合で、昭和四十九年分の百五十万円から百八十三万円へと三十三万円程度引き上げられることとなります。

第二に、福祉政策等の見地から障害者控除等の特別な人的控除についても、一般的な控除とあわせて引き上げを行うこととしたしておりますが、その引き上げ幅は一般的な控除の倍額といたしております。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除を、それぞれ現行の十六万円から二十万円に、特別障害者控除を二十四万円から二十八万円に引き上げますとともに、老人扶養控除を二十八万円から三十二万円に引き上げることとしたしております。

第三に、退職所得の特別控除額を、勤続年数二

十年までは一年につき二十五万円、勤続年数二十年超については一年につき五十万円に引き上げることとしたしております。この結果、勤続年数三十年の場合の退職所得の特別控除額は、現行の八百万円から一千万円に引き上げられることになりました。

第四に、中小企業対策の一環として、白色申告者の専従者控除を現行の三十万円から四十万円に引き上げることとしたしております。

第五に、医療費控除について、医療費支出の実情に即しつ、その拡充を図るため、最高限度を現行の百万円から二百万円に引き上げますとともに、いわゆる足切り限度のうちの定額基準を現行の十万円から五万円に引き下げることとしたしております。

第六に、山林所得等の特別控除額の引き上げを行うなど、実情に応じたきめ細かな改正を行うこととしたしております。

すなわち、山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除額をそれぞれ現行の四十万円から五十万円に引き上げますほか、給与所得者が確定申告を要しない限度額を、年間給与収入については現行の八百万円から一千万円に、給与以外のその他の所得については現行の十万円から二十万円にそれぞれ引き上げ、また、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を現行の三万円から五万円に引き上げるなどの措置を講ずることとしたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、同族会社の留保所得に対する課税を軽減し、また商法改正に伴う制度の整備を図るため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

すなわち、第一に、同族会社につきましては、各事業年度の留保所得のうち一定の控除額を超える部分について、特別の税率により法人税を課税いたしておりますが、この場合の定額控除を現行の年一千万円から年一千万五百万円に引き上げるこ

といたしております。

第二に、法人税の確定申告書は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に提出しなければならぬこととなっており、改正商法の施行に伴い、会計監査人の監査を要する等の理由により決算の確定が困難となることとなる法人につきましても、一定の条件のもとに、その提出期限を一月延長することができるといふ制度を設けることとしたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、利子配当課税の特例の見直しを初めとして租税特別措置の整理合理化を推進するとともに、福祉対策、公害対策その他に資するための所要の措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、利子配当課税の改善合理化であります。

すなわち、利子配当所得の源泉分離課税制度について、選択税率を二五%から三〇%に引き上げました上、その適用期限を五年延長することとしたしております。

第二は、土地譲渡所得課税の適正化であります。

すなわち、個人の長期譲渡所得の分離比例課税制度は適用期限の到来とともに廃止し、新たに五年間の時限措置として、譲渡益二千万円以下の部分については、二〇%の税率により課税し、譲渡益二千万円超の部分については、本則の二分の一総合課税にかえて四分の三総合課税とすることとし、また、短期譲渡所得の分離重課税制度の適用期限を五年延長する等の措置を講ずることとしたしております。

第三は、既存の特別措置の整理合理化であります。すなわち、海外投資等損失準備金について、先進地域に対する投融資で資源開発以外のものに係る制度を廃止するとともに、価格変動準備金制度について、後入れ先出し法により評価しているた卸し資産をその対象から除外するなどの整理合理化を行うこととしたしております。

第四は、農地に対する相続税の納税猶予制度の創設であります。

すなわち、農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予することとし、その相続人が次の相続までまたは相続税の申告期限後二十年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除することとしたしております。

第五は、福祉対策に資するための措置であります。

すなわち、老年者年金特別控除額を六十万円から七十八万円に引き上げますとともに、障害者を雇用する場合の割増し償却制度の適用期限を二年延長することとしたしております。

第六は、勤労者財産形成、住宅対策に資するための措置であります。

すなわち、住宅貯蓄控除制度の控除割合及び控除限度額を引き上げますとともに、住宅取得控除制度及び新築貸し家住宅の割増し償却制度について、その適用期限を二年延長することとしたしております。

第七は、中小企業対策に資するための措置であります。

すなわち、中小企業構造改善計画等に基づき、中小企業者が負担する試験研究費課金を任意償却の対象に加えますほか、中小企業新分野進出計画に基づき廃棄される施設等について加速償却を認めることとしたしております。

第八は、公害対策に資するための措置であります。

すなわち、昭和五十一年度の自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する乗用自動車及び電気自動車とする乗用自動車の開発普及を促進するため、一定の期間、物品税の課税標準を減額

することとしたしております。

第九は、資源対策に資するための措置であります。すなわち、探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の対象に海外自主開発法人からの引き取り鉱石に係る探掘所得を追加いたしますとともに、海外投資等損失準備金制度について、対象資産等の拡充を行うこととしたしております。

以上のほか、交際費の損金不算入制度等、期限の到来する措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○上村委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来る二十八日金曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散會

(第一類 第五号)

(二七)(その二)

第七十五回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第十一号(その二)

〔本号(その二)参照〕

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号中「五百万円」を「千万円」に改め、同項第三十二号中「四十万円」を「四十六万円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律(第九十二条(配当控除)を除く。)において、「利益の配当」には、利息の配当及び商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含むものとする。

第十四条第一項中「若しくは利息」を削る。

第十七条及び第二十四条第一項中「又は利息」を削る。

第三十条第三項第一号中「二十万円」を「二十五万円」に改め、同項第二号中「四百万円」を「五百万円」に、「四十万円」を「五十万円」に改め、同条第

四項第二号及び第三号中「四十万円」を「五十万円」に改める。

第三十二条第四項、第三十三条第四項及び第三十四条第三項中「四十万円」を「五十万円」に改める。

第三十六条第三項中「若しくは利息」を削る。

第五十七条第三項第一号を次のように改める。

一 四十万円

第七十三条第一項中「十万円」を「五万円」に、「こえる」を「超える」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「十六万円」を

「二十万円」に、「二十四万円」を「二十八万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十

二条第一項中「十六万円」を「二十万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十四万円」を「二十六万

円」に改める。

第八十四条第一項中「二十四万円」を「二十六万

円」に改め、同条第二項中「二十八万円」を「三十二万円」に改める。

第八十六条第一項中「二十四万円」を「二十六万

円」に改める。

第九十二条第一項中「居住者が利益の配当」の下

に「(商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含む。以下この条において

同じ。)を加える。

第九十九条第一項中「百万円」を「二百万円」に、

「こえる」を「超える」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改め

る。

第一百四十四条第一項、第一百七十七条第一項及び第一百四

条第四項中「三万円」を「五万円」に改める。

第二百一十一条第一項中「八百万円」を「千万円」

に、「十万円」を「二十万円」に、「六十万円」を「百

万円」に改める。

第六百六十九条第二号中「若しくは利息」を削り、

第九百九十条中「八百万円」を「千万円」に改める。

第二百五条第一号中「五十万円」を「百万円」に、

「こえる」を「超える」に改める。

第二百一十三条第一項第一号中「三十万円」を「五

十万円」に改める。

第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第一

項中「若しくは利息」を削る。

別表第一中「別表第一 公共法人等の表」を「別

表第一 公共法人等の表(第四条、第十一条関係)」

に改め、同表第一号の表中南万同胞援護会の項を

削る。

別表第二中「別表第二 別表第二の表」を「別表第二

の表」に改める。

別表第三中「別表第三の表」を「別表第三の表」に改める。

別表第四から別表第六までを次のように改め

る。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円 64,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の7%に相当する金額
64,000	65,000	120	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
65,000	66,000	220	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
66,000	67,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
67,000	68,000	420	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
68,000	69,000	520	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
69,000	70,000	620	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700
70,000	71,000	720	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
71,000	72,000	820	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
72,000	73,000	920	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
73,000	74,000	1,020	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
74,000	75,000	1,120	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
75,000	76,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
76,000	77,000	1,320	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
77,000	78,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
78,000	79,000	1,520	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
79,000	80,000	1,620	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
80,000	81,000	1,720	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
81,000	82,000	1,820	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
82,000	83,000	1,920	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
83,000	84,000	2,020	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
84,000	85,000	2,120	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
85,000	86,000	2,220	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
86,000	87,000	2,320	150	0	0	0	0	0	0	0	6,800
87,000	88,000	2,420	250	0	0	0	0	0	0	0	6,900
88,000	89,000	2,520	350	0	0	0	0	0	0	0	7,000
89,000	90,000	2,620	450	0	0	0	0	0	0	0	7,200
90,000	91,000	2,720	550	0	0	0	0	0	0	0	7,300
91,000	92,000	2,820	650	0	0	0	0	0	0	0	7,500
92,000	93,000	2,920	750	0	0	0	0	0	0	0	7,600
93,000	94,000	3,020	850	0	0	0	0	0	0	0	7,700
94,000	95,000	3,120	950	0	0	0	0	0	0	0	7,900
95,000	96,000	3,220	1,050	0	0	0	0	0	0	0	8,000
96,000	97,000	3,320	1,150	0	0	0	0	0	0	0	8,200
97,000	98,000	3,420	1,250	0	0	0	0	0	0	0	8,300
98,000	99,000	3,520	1,350	0	0	0	0	0	0	0	8,500
99,000	101,000	3,670	1,500	0	0	0	0	0	0	0	8,600
101,000	103,000	3,870	1,700	0	0	0	0	0	0	0	8,600 円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち100,000 円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額
103,000	105,000	4,070	1,900	0	0	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	4,190	2,030	0	0	0	0	0	0	0	
107,000	109,000	4,310	2,150	0	0	0	0	0	0	0	
109,000	111,000	4,430	2,270	100	0	0	0	0	0	0	
111,000	113,000	4,550	2,390	220	0	0	0	0	0	0	
113,000	115,000	4,670	2,510	340	0	0	0	0	0	0	
115,000	117,000	4,790	2,630	460	0	0	0	0	0	0	
117,000	119,000	4,910	2,750	580	0	0	0	0	0	0	

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
119,000	121,000	5,040	2,870	700	0	0	0	0	0	0	
121,000	123,000	5,180	2,990	820	0	0	0	0	0	0	
123,000	125,000	5,330	3,110	940	0	0	0	0	0	0	
125,000	127,000	5,480	3,240	1,070	0	0	0	0	0	0	
127,000	129,000	5,650	3,380	1,210	0	0	0	0	0	0	
129,000	131,000	5,820	3,520	1,350	0	0	0	0	0	0	
131,000	133,000	5,990	3,660	1,490	0	0	0	0	0	0	
133,000	135,000	6,160	3,800	1,630	0	0	0	0	0	0	
135,000	137,000	6,320	3,940	1,770	0	0	0	0	0	0	
137,000	139,000	6,490	4,080	1,910	0	0	0	0	0	0	
139,000	141,000	6,660	4,220	2,050	0	0	0	0	0	0	
141,000	143,000	6,830	4,360	2,190	0	0	0	0	0	0	
143,000	145,000	7,000	4,500	2,330	160	0	0	0	0	0	
145,000	147,000	7,160	4,640	2,470	300	0	0	0	0	0	
147,000	149,000	7,330	4,780	2,610	440	0	0	0	0	0	
149,000	151,000	7,500	4,920	2,750	580	0	0	0	0	19,600 円	
151,000	153,000	7,670	5,070	2,890	720	0	0	0	0	19,600 円に、そ の月の社会保険 料控除後の給手 等の金額のうち	
153,000	155,000	7,840	5,240	3,030	860	0	0	0	0	150,000 円を 超 える金額の45% に相当する金額 を加算した金額	
155,000	157,000	8,000	5,400	3,170	1,000	0	0	0	0		
157,000	159,000	8,170	5,570	3,310	1,140	0	0	0	0		
159,000	161,000	8,340	5,740	3,450	1,280	0	0	0	0		
161,000	163,000	8,510	5,910	3,590	1,420	0	0	0	0		
163,000	165,000	8,680	6,080	3,730	1,560	0	0	0	0		
165,000	167,000	8,840	6,240	3,870	1,700	0	0	0	0		
167,000	169,000	9,010	6,410	4,010	1,840	0	0	0	0		
169,000	171,000	9,180	6,580	4,150	1,980	0	0	0	0		
171,000	173,000	9,350	6,750	4,290	2,120	0	0	0	0		
173,000	175,000	9,520	6,920	4,430	2,260	100	0	0	0		
175,000	177,000	9,680	7,080	4,570	2,400	240	0	0	0		
177,000	179,000	9,850	7,250	4,710	2,540	380	0	0	0		
179,000	181,000	10,020	7,420	4,850	2,680	520	0	0	0		
181,000	183,000	10,190	7,590	4,990	2,820	660	0	0	0		
183,000	185,000	10,360	7,760	5,160	2,960	800	0	0	0		
185,000	187,000	10,520	7,920	5,320	3,100	940	0	0	0		
187,000	189,000	10,690	8,090	5,490	3,240	1,080	0	0	0		
189,000	191,000	10,860	8,260	5,660	3,380	1,220	0	0	0		
191,000	193,000	11,030	8,430	5,830	3,520	1,360	0	0	0		
193,000	195,000	11,230	8,600	6,000	3,660	1,500	0	0	0		
195,000	197,000	11,420	8,760	6,160	3,800	1,640	0	0	0		
197,000	199,000	11,620	8,930	6,330	3,940	1,780	0	0	0		
199,000	201,000	11,820	9,100	6,500	4,080	1,920	0	0	0		
201,000	203,000	12,010	9,270	6,670	4,220	2,060	0	0	0		
203,000	206,000	12,260	9,480	6,880	4,400	2,230	0	0	0		
206,000	209,000	12,550	9,730	7,130	4,610	2,440	270	0	0		
209,000	212,000	12,850	9,980	7,380	4,820	2,650	480	0	0		
212,000	215,000	13,140	10,230	7,630	5,030	2,860	690	0	0		
215,000	218,000	13,430	10,490	7,890	5,290	3,070	900	0	0		
218,000	221,000	13,730	10,740	8,140	5,540	3,280	1,110	0	0		
221,000	224,000	14,020	10,990	8,390	5,790	3,490	1,320	0	0		
224,000	227,000	14,320	11,280	8,640	6,040	3,700	1,530	0	0		

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額							税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
227,000	230,000	14,610	11,580	8,890	6,290	3,910	1,740	0	0	
230,000	233,000	14,900	11,870	9,150	6,550	4,120	1,950	0	0	
233,000	236,000	15,200	12,160	9,400	6,800	4,330	2,160	0	0	
236,000	239,000	15,490	12,460	9,650	7,050	4,540	2,370	210	0	
239,000	242,000	15,790	12,750	9,900	7,300	4,750	2,580	420	0	
242,000	245,000	16,080	13,050	10,150	7,550	4,960	2,790	630	0	
245,000	248,000	16,370	13,340	10,410	7,810	5,210	3,000	840	0	
248,000	251,000	16,670	13,630	10,660	8,060	5,460	3,210	1,050	0	
251,000	254,000	17,000	13,960	10,940	8,340	5,740	3,450	1,280	0	
254,000	257,000	17,330	14,300	11,270	8,630	6,030	3,690	1,520	0	
257,000	260,000	17,670	14,640	11,600	8,920	6,320	3,930	1,760	0	
260,000	263,000	18,010	14,970	11,940	9,200	6,600	4,170	2,000	0	
263,000	266,000	18,390	15,310	12,270	9,490	6,890	4,410	2,240	0	
266,000	269,000	18,770	15,640	12,610	9,780	7,180	4,650	2,480	320	
269,000	272,000	19,160	15,980	12,950	10,070	7,470	4,890	2,720	560	
272,000	275,000	19,540	16,320	13,280	10,360	7,760	5,160	2,960	800	
275,000	278,000	19,930	16,650	13,620	10,640	8,040	5,440	3,200	1,040	
278,000	281,000	20,310	16,990	13,950	10,930	8,330	5,730	3,440	1,280	
281,000	284,000	20,690	17,320	14,290	11,260	8,620	6,020	3,680	1,520	
284,000	287,000	21,080	17,660	14,630	11,590	8,910	6,310	3,920	1,760	
287,000	290,000	21,460	18,000	14,960	11,930	9,200	6,600	4,160	2,000	
290,000	293,000	21,850	18,380	15,300	12,260	9,480	6,880	4,400	2,240	
293,000	296,000	22,230	18,760	15,630	12,600	9,770	7,170	4,640	2,480	
296,000	299,000	22,610	19,150	15,970	12,940	10,060	7,460	4,880	2,720	
299,000	302,000	23,000	19,530	16,310	13,270	10,350	7,750	5,150	2,960	
302,000	305,000	23,380	19,910	16,640	13,610	10,640	8,040	5,440	3,200	
305,000	308,000	23,770	20,300	16,980	13,940	10,920	8,320	5,720	3,440	
308,000	311,000	24,150	20,680	17,310	14,280	11,250	8,610	6,010	3,680	
311,000	314,000	24,530	21,070	17,650	14,620	11,580	8,900	6,300	3,920	
314,000	317,000	24,920	21,450	17,990	14,950	11,920	9,190	6,590	4,160	
317,000	320,000	25,300	21,830	18,370	15,290	12,260	9,480	6,880	4,400	
320,000	323,000	25,690	22,220	18,750	15,620	12,590	9,760	7,160	4,640	
323,000	326,000	26,080	22,600	19,140	15,960	12,930	10,050	7,450	4,880	
326,000	329,000	26,510	22,990	19,520	16,300	13,260	10,340	7,740	5,140	
329,000	332,000	26,940	23,370	19,900	16,630	13,600	10,630	8,030	5,430	
332,000	335,000	27,370	23,750	20,290	16,970	13,940	10,920	8,320	5,720	
335,000	338,000	27,810	24,140	20,670	17,300	14,270	11,240	8,600	6,000	
338,000	341,000	28,240	24,520	21,060	17,640	14,610	11,570	8,890	6,290	
341,000	344,000	28,670	24,910	21,440	17,980	14,940	11,910	9,180	6,580	
344,000	347,000	29,100	25,290	21,820	18,360	15,280	12,250	9,470	6,870	
347,000	350,000	29,530	25,670	22,210	18,740	15,620	12,580	9,760	7,160	
350,000	353,000	29,970	26,070	22,590	19,130	15,950	12,920	10,040	7,440	
353,000	356,000	30,400	26,500	22,980	19,510	16,290	13,250	10,330	7,730	
356,000	359,000	30,830	26,930	23,360	19,890	16,620	13,590	10,620	8,020	
359,000	362,000	31,260	27,360	23,740	20,280	16,960	13,930	10,910	8,310	
362,000	365,000	31,690	27,790	24,130	20,660	17,300	14,260	11,230	8,600	
365,000	368,000	32,130	28,230	24,510	21,050	17,630	14,600	11,560	8,880	
368,000	371,000	32,560	28,660	24,900	21,430	17,970	14,930	11,900	9,170	
371,000	374,000	32,990	29,090	25,280	21,810	18,350	15,270	12,240	9,460	
374,000	377,000	33,420	29,520	25,660	22,200	18,730	15,610	12,570	9,750	

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
377,000	380,000	33,850	29,950	26,050	22,580	19,110	15,940	12,910	10,040	
380,000	383,000	34,290	30,390	26,490	22,970	19,500	16,280	13,240	10,320	
383,000	386,000	34,720	30,820	26,920	23,350	19,880	16,610	13,580	10,610	
386,000	389,000	35,170	31,250	27,350	23,730	20,270	16,950	13,920	10,900	
389,000	392,000	35,680	31,680	27,780	24,120	20,650	17,290	14,250	11,220	
392,000	395,000	36,180	32,110	28,210	24,500	21,030	17,620	14,590	11,550	
395,000	398,000	36,690	32,550	28,650	24,890	21,420	17,960	14,920	11,890	
398,000	401,000	37,190	32,980	29,080	25,270	21,800	18,340	15,260	12,230	
401,000	404,000	37,690	33,410	29,510	25,650	22,190	18,720	15,600	12,560	
404,000	407,000	38,200	33,840	29,940	26,040	22,570	19,100	15,930	12,900	
407,000	410,000	38,700	34,270	30,370	26,470	22,950	19,490	16,270	13,230	
410,000	413,000	39,210	34,710	30,810	26,910	23,340	19,870	16,600	13,570	
413,000	416,000	39,710	35,160	31,240	27,340	23,720	20,260	16,940	13,910	
416,000	419,000	40,210	35,660	31,670	27,770	24,110	20,640	17,280	14,240	
419,000	422,000	40,720	36,170	32,100	28,200	24,490	21,020	17,610	14,580	
422,000	425,000	41,220	36,670	32,530	28,630	24,870	21,410	17,950	14,910	
425,000	428,000	41,730	37,180	32,970	29,070	25,260	21,790	18,320	15,250	
428,000	431,000	42,230	37,680	33,400	29,500	25,640	22,180	18,710	15,590	
431,000	434,000	42,730	38,180	33,830	29,930	26,030	22,560	19,090	15,920	
434,000	437,000	43,240	38,690	34,260	30,360	26,460	22,940	19,480	16,260	
437,000	440,000	43,740	39,190	34,690	30,790	26,890	23,330	19,860	16,590	
440,000	443,000	44,250	39,700	35,150	31,230	27,330	23,710	20,240	16,930	
443,000	446,000	44,750	40,200	35,650	31,660	27,760	24,100	20,630	17,270	
446,000	449,000	45,250	40,700	36,150	32,090	28,190	24,480	21,010	17,600	
449,000	452,000	45,760	41,210	36,660	32,520	28,620	24,860	21,400	17,940	
452,000	455,000	46,260	41,710	37,160	32,950	29,050	25,250	21,780	18,310	
455,000	458,000	46,770	42,220	37,670	33,390	29,490	25,630	22,160	18,700	
458,000	461,000	47,270	42,720	38,170	33,820	29,920	26,020	22,550	19,080	
461,000	464,000	47,770	43,220	38,670	34,250	30,350	26,450	22,930	19,470	
464,000	467,000	48,280	43,730	39,180	34,680	30,780	26,880	23,320	19,850	
467,000	470,000	48,780	44,230	39,680	35,130	31,210	27,310	23,700	20,230	
470,000	473,000	49,290	44,740	40,190	35,640	31,650	27,750	24,080	20,620	
473,000	476,000	49,790	45,240	40,690	36,140	32,080	28,180	24,470	21,000	
476,000	479,000	50,290	45,740	41,190	36,640	32,510	28,610	24,850	21,390	
479,000	482,000	50,800	46,250	41,700	37,150	32,940	29,040	25,240	21,770	
482,000	485,000	51,300	46,750	42,200	37,650	33,370	29,470	25,620	22,150	
485,000	488,000	51,810	47,260	42,710	38,160	33,810	29,910	26,010	22,540	
488,000	491,000	52,310	47,760	43,210	38,660	34,240	30,340	26,440	22,920	
491,000	494,000	52,860	48,260	43,710	39,160	34,670	30,770	26,870	23,310	
494,000	497,000	53,440	48,770	44,220	39,670	35,120	31,200	27,300	23,690	
497,000	500,000	54,010	49,270	44,720	40,170	35,620	31,630	27,730	24,070	
500,000円		54,300	49,520	44,970	40,420	35,870	31,850	27,950	24,270	177,100円
500,000円を超え 580,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								177,100円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち500,000円を 超える金額の60 %に相当する金 額を加算した金 額

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
580,000円		71,900 ^円	67,120 ^円	62,570 ^円	58,020 ^円	53,470 ^円	49,450 ^円	45,550 ^円	41,870 ^円	
580,000円を超え 680,000円に満た ない金額		580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 580,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								
680,000円		96,900 ^円	92,120 ^円	87,570 ^円	83,020 ^円	78,470 ^円	74,450 ^円	70,550 ^円	66,870 ^円	
680,000円を超え 770,000円に満た ない金額		680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								
770,000円		121,200 ^円	116,420 ^円	111,870 ^円	107,320 ^円	102,770 ^円	98,750 ^円	94,850 ^円	91,170 ^円	
770,000円を超え 860,000円に満た ない金額		770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								
860,000円		149,100 ^円	144,320 ^円	139,770 ^円	135,220 ^円	130,670 ^円	126,650 ^円	122,750 ^円	119,070 ^円	
860,000円を超え 1,050,000円に満た ない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額								
1,050,000円		215,600 ^円	210,820 ^円	206,270 ^円	201,720 ^円	197,170 ^円	193,150 ^円	189,250 ^円	185,570 ^円	
1,050,000円を超え 1,230,000円に満た ない金額		1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
1,230,000円		284,000 ^円	279,220 ^円	274,670 ^円	270,120 ^円	265,570 ^円	261,550 ^円	257,650 ^円	253,970 ^円	615,100 ^円
1,230,000円を超え 1,510,000円に満た ない金額		1,230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,230,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								615,100 円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち1,230,000円を 超える金額の65 %に相当する金 額を加算した金 額
1,510,000円		401,600 ^円	396,820 ^円	392,270 ^円	387,720 ^円	383,170 ^円	379,150 ^円	375,250 ^円	371,570 ^円	
1,510,000円を超え 1,970,000円に満た ない金額		1,510,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,510,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額								
1,970,000円		608,600 ^円	603,820 ^円	599,270 ^円	594,720 ^円	590,170 ^円	586,150 ^円	582,250 ^円	578,570 ^円	
1,970,000円を超え 2,900,000円に満た ない金額		1,970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,970,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額								

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
2,900,000円		円 1,073,600	円 1,068,820	円 1,064,270	円 1,059,720	円 1,055,170	円 1,051,150	円 1,047,250	円 1,043,570	
2,900,000円を超え 3,820,000円に満たない金額		2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,900,000円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額								
3,820,000円		円 1,579,600	円 1,574,820	円 1,570,270	円 1,565,720	円 1,561,170	円 1,557,150	円 1,553,250	円 1,549,570	
3,820,000円を超える金額		3,820,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 3,820,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに2,600円を控除した金額										
従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,600円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,600円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,600円を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 2,150	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0
2,150	2,200	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,200	2,250	10	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,250	2,300	15	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,300	2,350	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,350	2,400	25	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,400	2,450	30	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,450	2,500	35	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,500	2,550	40	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,550	2,600	45	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,600	2,650	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,650	2,700	55	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,700	2,750	60	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,750	2,800	65	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,800	2,850	70	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,850	2,900	75	5	0	0	0	0	0	0	230	0
2,900	2,950	80	10	0	0	0	0	0	0	230	0
2,950	3,000	85	15	0	0	0	0	0	0	240	0
3,000	3,050	90	20	0	0	0	0	0	0	240	0
3,050	3,100	95	25	0	0	0	0	0	0	250	0
3,100	3,150	100	30	0	0	0	0	0	0	260	0
3,150	3,200	105	35	0	0	0	0	0	0	270	0
3,200	3,250	110	40	0	0	0	0	0	0	270	0
3,250	3,300	115	45	0	0	0	0	0	0	280	0
3,300	3,400	125	50	0	0	0	0	0	0	290	0
3,400	3,500	135	60	0	0	0	0	0	0	290円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち3,300 円を超える 金額の22% に相当する 金額を加算 した金額	0
3,500	3,600	140	70	0	0	0	0	0	0		0
3,600	3,700	145	75	0	0	0	0	0	0		0
3,700	3,800	150	80	10	0	0	0	0	0		0
3,800	3,900	160	85	15	0	0	0	0	0		0
3,900	4,000	165	90	20	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,100	170	100	25	0	0	0	0	0	0	0
4,100	4,200	180	105	30	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,300	185	110	40	0	0	0	0	0	0	0
4,300	4,400	195	120	45	0	0	0	0	0	0	0
4,400	4,500	205	125	50	0	0	0	0	0	0	0
4,500	4,600	210	130	60	0	0	0	0	0	0	0
4,600	4,700	220	140	65	0	0	0	0	0	0	0
4,700	4,800	230	145	75	0	0	0	0	0	0	0
4,800	4,900	235	155	80	10	0	0	0	0	0	0
4,900	5,000	245	160	85	15	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	255	165	95	20	0	0	0	0	660円	0
5,100	5,200	260	175	100	30	0	0	0	0	660円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000	0
5,200	5,300	270	185	110	35	0	0	0	0		0
5,300	5,400	280	190	115	45	0	0	0	0		0
5,400	5,500	285	200	120	50	0	0	0	0		0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円を超える 金額の45% に相当する 金額を加算 した金額	円
5,500	5,600	295	210	130	55	0	0	0	0	0	0
5,600	5,700	305	215	135	65	0	0	0	0	0	0
5,700	5,800	310	225	145	70	0	0	0	0	0	0
5,800	5,900	320	235	150	80	5	0	0	0	0	0
5,900	6,000	330	240	155	85	15	0	0	0	0	0
6,000	6,100	335	250	165	90	20	0	0	0	0	0
6,100	6,200	345	260	170	100	25	0	0	0	0	0
6,200	6,300	355	265	180	105	35	0	0	0	0	0
6,300	6,400	360	275	190	115	40	0	0	0	0	0
6,400	6,500	370	285	195	120	50	0	0	0	0	0
6,500	6,600	380	290	205	125	55	0	0	0	0	4
6,600	6,700	390	300	215	135	60	0	0	0	0	11
6,700	6,800	400	310	220	140	70	0	0	0	0	18
6,800	6,900	410	315	230	150	75	5	0	0	0	25
6,900	7,000	420	325	240	155	85	10	0	0	0	32
7,000	7,100	430	335	245	160	90	20	0	0	0	39
7,100	7,200	440	345	255	170	95	25	0	0	0	46
7,200	7,300	450	350	265	175	105	30	0	0	0	53
7,300	7,400	460	360	275	185	110	40	0	0	0	60
7,400	7,500	470	370	280	195	120	45	0	0	0	67
7,500	7,600	480	380	290	205	125	55	0	0	0	74
7,600	7,700	490	390	300	210	130	60	0	0	0	81
7,700	7,800	500	400	305	220	140	65	0	0	0	88
7,800	7,900	510	410	315	230	145	75	0	0	0	95
7,900	8,000	520	420	325	235	155	80	10	0	0	102
8,000	8,100	530	430	330	245	160	90	15	0	0	109
8,100	8,200	540	435	340	255	165	95	20	0	0	116
8,200	8,300	550	445	350	260	175	100	30	0	0	123
8,300	8,400	560	455	355	270	185	110	35	0	0	130
8,400	8,500	570	470	365	280	195	115	45	0	0	137
8,500	8,600	580	480	380	290	205	125	50	0	0	144
8,600	8,700	590	490	390	300	210	135	60	0	0	151
8,700	8,800	605	500	400	310	220	140	70	0	0	158
8,800	8,900	615	515	410	320	230	150	75	5	0	165
8,900	9,000	630	525	425	330	240	155	85	10	0	172
9,000	9,100	640	535	435	335	250	165	90	20	0	179
9,100	9,200	655	545	445	345	260	175	100	30	0	186
9,200	9,300	670	560	455	355	270	185	110	35	0	193
9,300	9,400	680	570	470	365	280	195	115	45	0	200
9,400	9,500	695	580	480	380	290	200	125	50	0	207
9,500	9,600	705	590	490	390	300	210	130	60	0	214
9,600	9,700	720	605	500	400	310	220	140	70	0	221
9,700	9,800	730	615	515	410	320	230	150	75	0	228
9,800	9,900	745	630	525	425	325	240	155	85	0	237
9,900	10,000	755	640	535	435	335	250	165	90	0	245
10,000	10,100	770	655	545	445	345	260	175	100	0	253
10,100	10,200	785	665	560	455	355	270	185	110	0	262
10,200	10,300	795	680	570	470	365	280	190	115	0	270
10,300	10,400	810	695	580	480	380	290	200	125	0	279
10,400	10,500	820	705	590	490	390	300	210	130	0	287

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
10,500	10,600	835	720	605	500	400	310	220	140		295
10,600	10,700	845	730	615	510	410	315	230	150		304
10,700	10,800	860	745	630	525	420	325	240	155		312
10,800	10,900	875	755	640	535	435	335	250	165		321
10,900	11,000	885	770	655	545	445	345	260	175		329
11,000	11,100	900	785	665	555	455	355	270	180		337
11,100	11,200	915	795	680	570	465	365	280	190		346
11,200	11,300	930	810	690	580	480	375	290	200		354
11,300	11,400	945	820	705	590	490	390	300	210		363
11,400	11,500	960	835	720	600	500	400	305	220		372
11,500	11,600	975	845	730	615	510	410	315	230		381
11,600	11,700	990	860	745	630	525	420	325	240		391
11,700	11,800	1,000	870	755	640	535	435	335	250		400
11,800	11,900	1,015	885	770	655	545	445	345	260		410
11,900	12,000	1,030	900	780	665	555	455	355	270		420
12,000	12,100	1,045	915	795	680	570	465	365	280		429
12,100	12,200	1,060	930	810	690	580	480	375	290		439
12,200	12,300	1,075	945	820	705	590	490	390	295		448
12,300	12,400	1,090	960	835	720	600	500	400	305		458
12,400	12,500	1,105	975	845	730	615	510	410	315		468
12,500	12,600	1,120	985	860	745	630	525	420	325		477
12,600	12,700	1,130	1,000	870	755	640	535	435	335		487
12,700	12,800	1,145	1,015	885	770	655	545	445	345		496
12,800	12,900	1,160	1,030	900	780	665	555	455	355		507
12,900	13,000	1,175	1,045	915	795	680	570	465	365		518
13,000	13,100	1,195	1,060	930	805	690	580	480	375		529
13,100	13,200	1,210	1,075	945	820	705	590	490	390		540
13,200	13,300	1,225	1,090	960	835	715	600	500	400		552
13,300	13,400	1,245	1,105	970	845	730	615	510	410		563
13,400	13,500	1,260	1,115	985	860	745	625	520	420		574
13,500	13,600	1,280	1,130	1,000	870	755	640	535	430		585
13,600	13,700	1,295	1,145	1,015	885	770	655	545	445		596
13,700	13,800	1,310	1,160	1,030	900	780	665	555	455		608
13,800	13,900	1,330	1,175	1,045	915	795	680	565	465		619
13,900	14,000	1,345	1,195	1,060	930	805	690	580	475		630
14,000	14,100	1,360	1,210	1,075	945	820	705	590	490		641
14,100	14,200	1,380	1,225	1,090	960	830	715	600	500		652
14,200	14,300	1,395	1,245	1,100	970	845	730	615	510		664
14,300	14,400	1,410	1,260	1,115	985	860	740	625	520		675
14,400	14,500	1,430	1,275	1,130	1,000	870	755	640	535		686
14,500	14,600	1,445	1,295	1,145	1,015	885	770	650	545		697
14,600	14,700	1,460	1,310	1,160	1,030	900	780	665	555		708
14,700	14,800	1,480	1,325	1,175	1,045	915	795	680	565		720
14,800	14,900	1,495	1,345	1,190	1,060	930	805	690	580		731
14,900	15,000	1,515	1,360	1,210	1,075	945	820	705	590		742
15,000	15,100	1,530	1,380	1,225	1,085	955	830	715	600		753
15,100	15,200	1,545	1,395	1,245	1,100	970	845	730	615		764
15,200	15,300	1,565	1,410	1,260	1,115	985	855	740	625		776
15,300	15,400	1,580	1,430	1,275	1,130	1,000	870	755	640		787
15,400	15,500	1,595	1,445	1,295	1,145	1,015	885	765	650		798

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
15,500	15,600	1,615	1,460	1,310	1,160	1,030	900	780	665	809	
15,600	15,700	1,630	1,480	1,325	1,175	1,045	915	795	675	820	
15,700	15,800	1,645	1,495	1,345	1,190	1,060	930	805	690	833	
15,800	15,900	1,665	1,510	1,360	1,210	1,070	940	820	705	846	
15,900	16,000	1,680	1,530	1,375	1,225	1,085	955	830	715	859	
16,000	16,100	1,700	1,545	1,395	1,240	1,100	970	845	730	871	
16,100	16,200	1,715	1,565	1,410	1,260	1,115	985	855	740	884	
16,200	16,300	1,730	1,580	1,430	1,275	1,130	1,000	870	755	897	
16,300	16,400	1,750	1,595	1,445	1,290	1,145	1,015	885	765	910	
16,400	16,500	1,765	1,615	1,460	1,310	1,160	1,030	900	780	923	
16,500	16,600	1,785	1,630	1,480	1,325	1,175	1,045	915	790	935	
16,600	16,700	1,805	1,645	1,495	1,345	1,190	1,055	925	805	948	
16,700円		1,815	1,655	1,505	1,350	1,200	1,065	935	810	5,930円	961
16,700円を超え 19,500円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								5,930円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額	961円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額
19,500円		円 2,430	円 2,270	円 2,120	円 1,965	円 1,815	円 1,680	円 1,550	円 1,425		円 1,297
19,500円を超え 22,500円に満たない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									1,297円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の14%に相当する金額を加算した金額
22,500円		円 3,180	円 3,020	円 2,870	円 2,715	円 2,565	円 2,430	円 2,300	円 2,175		円 1,717
22,500円を超え 25,500円に満たない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									1,717円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額
25,500円		円 3,990	円 3,830	円 3,680	円 3,525	円 3,375	円 3,240	円 3,110	円 2,985		円 2,257
25,500円を超え 28,500円に満たない金額		25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									2,257円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の21%に相当する金額を加算した金額

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
28,500円		円 4,920	円 4,760	円 4,610	円 4,455	円 4,305	円 4,170	円 4,040	円 3,915		円 2,887
28,500円を超え 35,000円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額									2,887円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
35,000円		円 7,195	円 7,035	円 6,885	円 6,730	円 6,580	円 6,445	円 6,315	円 6,190		円 4,447
35,000円を超え 41,000円に満たない金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									4,447円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額
41,000円		円 9,475	円 9,315	円 9,165	円 9,010	円 8,860	円 8,725	円 8,595	円 8,470	円 20,510	円 6,067
41,000円を超え 50,500円に満たない金額		41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								20,510円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	6,067円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の30%に相当する金額を加算した金額
50,500円		円 13,465	円 13,305	円 13,155	円 13,000	円 12,850	円 12,715	円 12,585	円 12,460		
50,500円を超え 65,500円に満たない金額		50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
65,500円		円 20,215	円 20,055	円 19,905	円 19,750	円 19,600	円 19,465	円 19,335	円 19,210		
65,500円を超え 96,500円に満たない金額		65,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち65,500円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
96,500円		円 35,715	円 35,555	円 35,405	円 35,250	円 35,100	円 34,965	円 34,835	円 34,710		
96,500円を超え 127,500円に満たない金額		96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち96,500円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額									

(六)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額
127,500円		円 52,765	円 52,605	円 52,455	円 52,300	円 52,150	円 52,015	円 51,885	円 51,760	
127,500円を超える金額		127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに85円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、書面に記載された扶養親族等の数に等しい扶養親族等1人ごとに85円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに85円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わる場所に記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに85円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
133	千円未満	156	千円未満	180	千円未満	200	千円未満				
133	146	156	172	180	195	200	218				
146	162	172	189	195	213	218	236				
162	196	189	209	213	230	236	256				
196	241	209	262	230	285	256	309				
241	306	262	328	285	350	309	367			150	千円未満
306	361	328	376	350	392	367	408				
361	400	376	415	392	430	408	446				
400	439	415	455	430	472	446	488				
439	484	455	501	472	520	488	540				
484	538	501	559	520	579	540	598			150	240
538	590	559	610	579	631	598	652				
590	645	610	664	631	684	652	704				
645	693	664	712	684	731	704	750				
693	742	712	763	731	783	750	804				
742	808	763	827	783	847	804	867			240	350
808	904	827	925	847	945	867	966				
904	1,032	925	1,052	945	1,073	966	1,093				
1,032	1,191	1,052	1,211	1,073	1,230	1,093	1,250			350	460
1,191	1,439	1,211	1,461	1,230	1,482	1,250	1,504				
1,439	1,680	1,461	1,700	1,482	1,719	1,504	1,739			460	820
1,680	2,185	1,700	2,203	1,719	2,220	1,739	2,238				
2,185	2,976	2,203	2,996	2,220	3,017	2,238	3,038			820	1,100
2,976	4,518	2,996	4,536	3,017	4,555	3,038	4,574			1,100	1,660
4,518	6,191	4,536	6,211	4,555	6,230	4,574	6,250			1,660	2,240
6,191 千円以上		6,211 千円以上		6,230 千円以上		6,250 千円以上		2,240 千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、(四)に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

賞 金 乗 き 率	の に べ る	甲											
		扶 養				親				族			
		0 人		1 人		2 人		3 人					
		前 月 の 社 会 保 険 料 控											
		以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
	%	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満
0		47	千円未満	63	千円未満	84	千円未満	109	千円未満				
2		47	50	63	68	84	93	109	120				
4		50	54	68	72	93	104	120	133				
6		54	58	72	83	104	162	133	183				
8		58	63	83	200	162	213	183	226				
10		63	229	200	243	213	261	226	283				
12		229	279	243	300	261	321	283	342				
14		279	339	300	357	321	371	342	385				
16		339	379	357	394	371	409	385	424				
18		379	425	394	439	409	453	424	467				
20		425	467	439	482	453	498	467	518				
22		467	512	482	531	498	551	518	570				
24		512	565	531	585	551	605	570	625				
26		565	616	585	635	605	655	625	674				
28		616	661	635	681	655	701	674	722				
30		661	723	681	744	701	766	722	787				
32		723	821	744	842	766	862	787	883				
35		821	952	842	972	862	992	883	1,012				
38		952	1,113	972	1,133	992	1,152	1,012	1,172				
41		1,113	1,353	1,133	1,375	1,152	1,396	1,172	1,418				
44		1,353	1,602	1,375	1,621	1,396	1,641	1,418	1,660				
47		1,602	2,115	1,621	2,133	1,641	2,150	1,660	2,168				
50		2,115	2,893	2,133	2,913	2,150	2,934	2,168	2,955				
55		2,893	4,442	2,913	4,461	2,934	4,480	2,955	4,499				
60		4,442	6,113	4,461	6,133	4,480	6,152	4,499	6,172				
65		6,113千円以上		6,133千円以上		6,152千円以上		6,172千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額を求め。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による定を含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七中「別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表」を「別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表(第百九十条関係)」と

5,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
6,000,000	7,000,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から660,000円を控除した金額
7,000,000	7,690,000	課税給与所得金額に34%を乗じて算出した金額から940,000円を控除した金額
	7,690,000円	1,674,600円

を改め、同表の欄中に「160,000円」を「200,000円」と、「240,000円」を「280,000円」と改める。

別表第七の付表中「別表第七の付表」を「別表第七の付表(第二十八条、第百九十条関係)」と、「8,000,000」を「10,000,000」と、「6,150,000」を「7,950,000」と改める。

別表第八中「別表第八 退職所得の源泉徴収税額表」を「別表第八 退職所得の源泉徴収税額表(第二百一条関係)」と改める。

別表第八の付表を次のように改める。

5,000,000	5,910,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
	5,910,000円	1,115,700円

別表第八の付表(第二百一条関係)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 500	千円 1,500	24 年	千円 7,000	千円 8,000
			25 年	7,500	8,500
			26 年	8,000	9,000
3 年	750	1,750	27 年	8,500	9,500
4 年	1,000	2,000	28 年	9,000	10,000
5 年	1,250	2,250	29 年	9,500	10,500
6 年	1,500	2,500	30 年	10,000	11,000
7 年	1,750	2,750	31 年	10,500	11,500
8 年	2,000	3,000	32 年	11,000	12,000
9 年	2,250	3,250	33 年	11,500	12,500
10 年	2,500	3,500	34 年	12,000	13,000
11 年	2,750	3,750	35 年	12,500	13,500
12 年	3,000	4,000	36 年	13,000	14,000
13 年	3,250	4,250	37 年	13,500	14,500
14 年	3,500	4,500	38 年	14,000	15,000
15 年	3,750	4,750	39 年	14,500	15,500
16 年	4,000	5,000	40 年	15,000	16,000
17 年	4,250	5,250			
18 年	4,500	5,500	41年以上	15,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額	16,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額
19 年	4,750	5,750			
20 年	5,000	6,000			
21 年	5,500	6,500			
22 年	6,000	7,000			
23 年	6,500	7,500			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

(一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

(二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

は、昭和五十年中に支払うべき新法第九十九
条(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退
職手当等(以下「退職手当等」という。)で施行日
以後に支払われるものについて適用し、同年中
に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われ
たものについては、なお従前の例による。

4 新法第二百五条第一号(報酬、料金等に係る
源泉徴収税額)の規定は、施行日以後に支払う
べき同号に掲げる報酬若しくは料金又は契約金
について適用し、施行日前に支払うべき当該報
酬若しくは料金又は契約金については、なお従
前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)
第六条 施行日前に昭和五十年分の所得税につ
き旧法第二百七条(年の中途で出国をする場合
の確定申告)(旧法第六十六条(非居住者に対
する準用)において準用する場合を含む。)の規定
による申告書を提出した者及び施行日前に同年
分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法
律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による
決定を受けた者は、当該申告書に記載された事
項又は当該決定に係る事項(これらの事項につ
き施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十

六条(再更正)の規定による更正があつた場合に
は、当該更正後の事項)につき新法の規定の適
用により異動を生ずることとなつたときは、そ
の異動を生ずることとなつた事項について、昭
和五十一年三月三十一日までに、税務署長に対
し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)
の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十
四条又は第二十六条の規定による更正があつた
場合において、新法第五百九条第二項(更正
又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第
百六十八条(非居住者に対する準用)において準
用する場合を含む。)の規定による還付金につ
いて国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に
規定する還付加算金を計算するときは、その計
算の基礎となる同項の期間は、施行日からその
還付のための支払決定をする日又はその還付金
につき同法第五十七条第一項(充当)の規定によ
る充当(以下「充当」という。)をする日(同日前に
充当をするのに適することとなつた日がある場
合には、その適することとなつた日)までの期
間とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴
収税額の還付)

第七条 昭和五十年中に支払うべき退職手当等
で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十
九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉
徴収)の規定により徴収された所得税の額が、
当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二
百二条の規定を適用した場合における所得税の
額を超えるときは、当該退職手当等の支払を受
けた居住者は、政令で定めるところにより、同
年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に
対し、その超える金額の還付を請求することが
できる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定
による還付の請求があつた場合には、その居住
者の昭和五十年分の所得税についての申告、更
正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源
泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付
を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支
払うべき退職手当等で施行日以後に支払われる
ものに対する新法第二百一条第一項第二号の規
定の適用については、当該請求に係る退職手当
等について旧法第九十九条から第二百二条ま

での規定により徴収された所得税の額から当該
請求により還付すべき金額を控除した金額の所
得税の徴収が行われたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則
法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還
付加算金を計算する場合には、その計算の基礎
となる同項の期間は、第一項の規定による還付
の請求があつた日から一月を経過する日の翌日
からその還付のための支払決定をする日又はそ
の還付金につき充当をする日(同日前に充当を
するのに適することとなつた日がある場合に
は、その適することとなつた日)までの期間と
する。

(所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、
徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律
の一部改正)

第八条 所得税法及び災害被害者に対する租税の
減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正す
る法律(昭和四十九年法律第十五号)の一部を次
のように改正する。

附則第六条の見出し中「及び昭和五十年分」を
削り、同条第五項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

第三項 第三項 第三項

族		等		の		数									
4人		5人		6人		7人以上									
税		総		所		得		金		額		等			
以		上		未		満		以		上		未		満	
千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
690		千円未満		735		千円未満		790		千円未満		790		千円未満	
				735		840		790		990		790		1,140	
690		830		840		1,020		990		1,200		1,140		1,540	
830		1,050		1,020		1,460		1,200		1,710		1,540		2,180	
1,050		1,650		1,460		2,290		1,710		3,340		2,180		3,790	
1,650		8,860		2,290		10,420		3,340		11,120		3,790		11,820	
8,860		24,620		10,420		25,990		11,120		27,350		11,820		28,720	
24,620		30,000		25,990		30,000		27,350		30,000		28,720		30,000	

基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から55万円を控除した金額が昭和50年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附別別表 昭和50年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和49年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	昭和49年分の課											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	550	千円未満	582	千円未満	614	千円未満	650	千円未満				
60												
70												
75									650		810	
80						614	790		810		1,130	
85			582	730	790	1,500		1,130		3,420		
90	550	19,400	730	20,520	1,500	21,890		3,420		23,250		
95	19,400	30,000	20,520	30,000	21,890	30,000		23,250		30,000		

(注)

(一) この表は、昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和49年分の課税総所得金額等」とは、附則第三条第一項第二号（昭和五十年分の所得税に係る予定納税

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和49年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい

(三) 昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円以上である者については、この表によらず、附則第三条第一項第

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ及び退職所得控除額の引上げによりその負担の軽減を図るとともに、医療費控除を拡充し、山林所得等の特別控除額及び予定納税を要しない予定納税基準額の限度額等を引き上げるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条・第七十五条」を「第七十四条・第七十五条の二」に改める。

第二条第十七号イ中「こえる」を「超える」に改め、「金額」の下に「(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十八条ノ二第二項(資本準備金の規定により同条第一項の資本準備金として積み立てなかつた金額を除く。)」を加え、同号ホ中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削り、「(資本準備金)」を「第一項」に改める。

第二十二條第五項中「行なう」を「行う」に改め、「分配」の下に「(商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含む。)」を加える。

第二十三條第一項第一号中「配当」の下に「(商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含む。次号において同じ。)」を加える。

第三十八條第一項第三号中「又は第七十八條第

三項」を「(第七十五条の二第六項又は第八項(確定申告期限の延長の特例の場合の利子税)において準用する場合を含む。又は第七十八條第四項)に改め、同条第二項第四号中「されるもの」の下に「及び同法第六十五条(法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)、第七十二条の四十五の二(法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金)又は第三百二十七条(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)の規定により徴収されるもの」を加える。

第六十七條第三項第二号及び第四項中「千万円」を「千五百万円」に改める。

第七十二條第三項中「つては」の下に「第二條第二十六号(定義)中「確定した決算」とあるのは「決算」とを加える。

第七十五條第一項中「理由」の下に「(次条第一項に規定する理由を除く。)」を加え、「同項」を「前条第一項」に改める。

第二編第一章第三節第二款中第七十五条の次に次の一条を加える。

(確定申告書の提出期限の延長の特例)
第七十五條の二 第七十四條第一項(確定申告の規定による申告書を提出すべき内国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書をそれぞれ同項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該各事業年度の申告書の提出期限を一月間(特別の事情により各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認めら

れる場合には、税務署長が指定する月数の期間)延長することができる。

2 前項の申請は、同項に規定する申告書に係る事業年度終了の日までに、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、同項の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書をもつてしなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、同項に規定する理由若しくは事情がないこととなつたと認める場合又は当該事情に変更が生じたときと認める場合には、同項の提出期限の延長の処分を取り消し、又は同項の指定に係る月数を変更することができる。この場合において、当該取消し又は変更の処分があつたときは、その処分のあつた日の属する事業年度以後の各事業年度につき、その処分の効果が生ずるものとする。

4 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項に規定する申告書の提出期限について同項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、当該事業年度終了の日までに、当該事業年度開始の日その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該事業年度以後の各事業年度については、同項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

6 前条第三項から第五項までの規定は、第二項の申請書の提出があつた場合について、同条第

七項の規定は、第一項の規定の適用を受ける内国法人の同項に規定する申告書に係る事業年度の所得に対する法人税について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「二月」とあるのは「十五日」と、「その申請に係る指定を受けようとする期日を第一項の期日として」とあるのは「一月間(第七十五条の二第一項の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数の期間)」と、同条第七項中「同項に規定する申告書に係る事業年度」とあるのは「その適用に係る各事業年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該各事業年度」と、「同項の規定により指定された期日」とあるのは「第七十五条の二第一項の規定により延長された提出期限」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定の適用を受けている内国法人について当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び第七十八條(延納)並びに国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定を適用することができる。

8 前条の規定は、第一項の規定の適用を受けている内国法人が、当該事業年度(前項の規定の適用に係る事業年度を除く。)につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、第一項に規定する申告書を同項の規定により延長された提出期限までに提出することができなかつたと認められる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から四十五日以内」とあるのは「申告書の提出期限の到来する日の十

当該見込納付をした金額のほか、当該見込納付

別表第二中「別表第二 公益法人等の表」を「別

第七十五条の二第二項中「事業年度終了の日」

1. The first step is to identify the key components of the system. This involves understanding the hardware, software, and data involved. For example, in a web application, this might include the server, the database, and the user interface.

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の十三」を「第四十一条の十四」に、「第五十七條の七」を「第五十七條の六」に、「第六十八條の三」を「第六十八條の四」に改める。

第三条第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に、「百分の二十五(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日まで)」を「百分の三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで)」に改め、同条第二項中「昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」の間に支払を受けるべきものを削り、「百分の二十五」を「百分の三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで)」の間に支払を受けるべきものについては、百分の二十五に改める。

第三条の二第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に、「昭和五十年分」を「昭和五十五年分」に改め、同条第二項中「昭和五十年分」を「昭和五十五年分」に改める。

第三条の三第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第四条第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。

第七条中「五年」を「三年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特殊の外貨借入金等の利子の非課税)

第七条の二 次に掲げる利子については、所得税を課さない。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 国又は日本銀行が、昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に非居

住者又は外国法人から借り入れ、又は預入を受ける外国通貨による借入金又は預り金につき、当該非居住者又は外国法人に対して支払う利子

二 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十一条に規定する外国為替公認銀行その他政令で定める内国法人が、昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に非居住者又は外国法人から借り入れ、又は預入を受ける外国通貨による借入金又は預り金(その債務につき政府が保証しているものに限る)につき、当該非居住者又は外国法人に対して支払う利子

三 内国法人が、昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に非居住者又は外国法人である政令で定める金融機関から借り入れる外国通貨による借入金でその借入れの日から契約において定められた最終償還日までの期間が三年以上であるものにつき、当該金融機関に対して支払う利子

第八条の二第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に、「百分の二十五(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日まで)」を「百分の三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで)」に改め、同条第二項中「昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」の間に支払を受けるべきものを削り、「百分の二十五」を「百分の三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで)」の間に支払を受けるべきものについては、百分の二十五に改める。

第八条の三第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第八条の四第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第八條の四第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第九條の四第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第十條の四第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第十一條の四第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第十二條の四第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第十三條の四第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第十四條の四第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第十五條の四第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

六 エネルギー資源の有効利用の促進に著しく資する目的 で新たに開発され又は著しく改良された機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして 政令で定めるものを事業の用に供する個人	当該機械その他の設備 三分の一
---	--------------------

商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。である同法第二二条に規定する中小企業者。同法第五條第三項の承認（政令で定める期間内に受けたものに限り。）

第十六条の二第三項中「認定」を「認定等」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項及び第五項中「認定」を「認定等」に改める。

第十八条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、次の各号に掲げる法人に対し、当該各号に掲げる費用又は負担金を支出した場合には、その支出した日の属する年以後の各年における当該個人の当該各年分の事業所得の金額の計算上、その支出した金額につき必要経費に算入する金額は、所得税法第五十條第一項の規定にかかわらず、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該支出した金額のうちその年に対応する部分の金額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 鉱工業技術研究組合（昭和三十六年法律第八十一号）第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合。その者の営む事業に関連する同条第二項に規定する費用

二 中小企業近代化促進法第四條第一項に規定する中小企業構造改善計画（同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限り。）に係る同条第一項若しくは第二項の承認又は同法第五條第一項に規定する中小企業新分野進出計画（同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業について計画が定められているものに限り。）に係る同項の承認を受けた同法第四條第一項に規定する商工組合等。同法第九條第二項に規定する負担金

三 繊維工業構造改善臨時措置法第四條第一項

に規定する構造改善事業計画（同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限り。）に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合。同法第七條第二項に規定する負担金

第十九条第一項中「顧客の指図に基いて」を「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法による原価法又は後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるものと並びに顧客の指図に基づいて」に、「その有するたな卸資産の評価方法の区分に従い、次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額（当該合計額を「その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額の百分の九十七（国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの（次項において「価格変動の著しい物品」という。）については、百分の九十五）に相当する金額を控除した金額（当該金額に、「こえる」ときは、当該金額」を超えるときは、当該事業所得の金額に改め、各号を削り、同条第二項中「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項に規定する控除した」に改め、後段を削る。

第二十条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号中（昭和五十四年法律第二百二十八号）を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第二十条の五第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次号において同じ」を削り、同項第二号を次のように改める。

ロ 商品取引事故により生ずべき損失の見積額として政令で定める金額

第二十八条の二を次のように改める。
（特定の基金に対する負担金の必要経費算入の特例）

第二十八條の二 個人が、各年において、長期間

にわたつて使用され、又は運用される基金に係る負担金で次に掲げるものを支出した場合に、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 中小企業者又は農林漁業者（農林漁業者の組織する団体を含む。）に対する信用の保証をするための業務を法令の規定に基づいて行うことを主たる目的とする法人で政令で定めるものに對する当該信用の保証をするための業務に係る基金に充てられた負担金

二 公害の発生による損失を補てんするための業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二條第六号に規定する公益法人等で、当該特定の業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものに對する当該特定の業務に係る基金に充てられた負担金

2 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する金額の必要経費に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第二十九条の二第二項中「六十万円」を「七十八万円」に改め、同条第三項第二号中「五万円」を「六万五千円」に改め、同項第三号中「六十万円」を「七十八万円」に改める。

第三十条の二第二項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改め、同条第二項第二号中「ときは、当該費用」を「とき又ははその年において生じた前条第一項に規定する被災事業用資産の損失の金額があるときは、当該費用の額及び当該被災事業用資産の損失の金額のうち

当該収入金額に對應する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額」に改める。
第三十一条第一項中「昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改め、「同法第三十三條第三項第一号に規定する譲渡以外の譲渡であり、かつ、」を削り、「百分の二十（昭和四十五年分及び昭和四十六年分の所得税については百分の十とし、昭和四十七年分及び昭和四十八年分の所得税については百分の十五とする。）の税率を適用して」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額（昭和五十年分の所得税については、百分の二十の税率を乗じて計算した金額）に相当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合。当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合。次に掲げる金額の合計額
イ 四百万円

ロ 課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

第三十一条の二第二項中「昭和四十八年分から昭和五十年分までの各年分」を「昭和五十年分、昭和四十五年分及び昭和四十六年分の所得税については百分の十とし、昭和四十七年分及び昭和四十八年分の所得税については百分の十五とする。」及び「昭和四十八年分の所得税については、百分の十」を「の税率」に改める。

第三十二条第一項中「昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年

第一類第五号 大蔵委員會議録第十一号（その二） 昭和五十年二月二十六日

一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改め、「所得税法第三十三条第三項第一号に規定する譲渡又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「同法第二十二條」を「所得税法第二十二條」に改め、同項第二号中「この項の規定の適用がないものとしたを」との項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第三十三条第三項第一号中「その資産の取得の日以後五年以内にされたもの」とあるのを「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産に係るもの」と読み替えたに改める。

第三十三条第一項第一号中「新都市基盤整備法」を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、新都市基盤整備法」に改め、同項第三号中「土地画整理事業」の下に「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第 号。以下第三十四條の二までにおいて、大都市地域住宅地供給促進法」という。)による住宅街区整備事業」を、「土地改良事業の下に」若しくは農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号若しくはロの事業を、「第十九条(及び「第九十條」の下に「大都市地域住宅地供給促進法第八十二條第一項及び」を加え、「により支払われるものを除く。又は」を「及び大都市地域住宅地供給促進法第七十四條第四項又は第九十條第一項の規定により同法第七十四條第四項に規定する施設住宅の一部等又は同法第九十條第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。又は」に改め、「第九十六條の四の下に」並びに農用地開発公団法第二十三條第二項を加え、「同法第五十三條の二の第二項」を「土地改良法第五十三條の二の第二項」に改め、同項第三号の二中「(昭和四十四年法律第三十八号)」を削り、「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同項第三号の三の次に次の二号を加える。

三の四 土地画整理法による土地画整理事業で同法第九十條第一項に規定する減価補償

金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てらるべきものとして当該事業の施行区域内の土地等が買い取られ、対価を取得するとき。

三の五 国、地方公共団体、日本住宅公団又は地方住宅供給公社が、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するため土地等が買い取られ、対価を取得する場合

第三十三條第一項第七号中「地方公共団体」の下に「(その設立に係る団体の政令で定めるものを含む)を加える。

第三十三條の二第二項第一号中「前条第一項第二号」の下に「又は第三号の五」を加え、同項第二号中「土地改良事業」の下に「農産振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三條の二第二項の事業又は農用地開発公団法第十九條第一項第二号の事業」を加える。

第三十三條の三第一項中「又は土地改良法による土地改良事業を、土地改良法による土地改良事業、農用地開発公団法第十九條第一項第一号若しくはロの事業又は大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業」に改め、「換地処分により土地等」の下に「又は同法第七十四條第一項に規定する施設住宅の一部等若しくは同法第九十條第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を、取得した場合」の下に「又は大都市地域住宅地供給促進法第二十一條第一項の規定による保留地が定められた場合を、清算金の額の下に」又は当該保留地の対価の額を加え、同条第二項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「又は地上権を」若しくは地上権に改め、「とき」の下に「又はその有する資産が同法による第二種市街地再開発事業の施行に伴い買い取られ、若しくは収用された場合において、同法第九十八條の十一第一項の規定によりその対価として同項に規定する建築施設の部分の給

付を受ける権利を取得したとき」を加え、「権利変換を、当該権利変換又は買取り若しくは収用に」改め、「譲渡した資産」の下に「(当該給付を受ける権利とともに補償金等を取得した場合に、当該譲渡した資産のうち当該補償金等の額に

対応する部分以外のものとして政令で定める部分。以下次条までにおいて「旧資産」という。)を加え、同条第三項中「又は贈与(を若しくは贈与に改め、」が「あつたとき」の下に「又は同項に規定する建築施設の部分につき都市再開発法第九十八條の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき(同法第九十八條の十二第一項又は第九十八條の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとなされる場合を含む)を加え、」又は贈与のあつた日において同項に規定する資産を若しくは贈与又は譲受け希望の申出の撤回のあつた日若しくは同法第九十八條の十二第一項若しくは第九十八條の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとなされる日において旧資産に、」又は贈与があつたを若しくは贈与又は収用等による譲渡があつたに、」若しくは第三十二條を、」第三十二條若しくは第三十三條に、」同項に規定する権利及び」を「前項に規定する権利及び」に改め、「第九十四條」の下に「又は第九十八條の二十四」を加え、「同条の」を「これらの規定に規定する」に、「同項に規定する資産のうち」を「旧資産のうち」に改める。

第三十三條の四第一項中「都市再開発法第九十條の規定に該当することとなつたことに伴い、」を削り、「同項の資産のうち」を「旧資産又は旧資産のうち」に改め、同項各号及び同条第二項中「二千万円」を「三千万円」に改める。

第三十三條の六第二項中第八十八條第二項の下に「又は第九十八條の十一第一項を、施設建築物の一部」の下に「又は建築施設の部分」を加える。

第三十四條第一項各号中「二千万円」を「二千万円」に改め、同条第二項第一号中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社を、」土地画整理事業」

の下に「大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を加え、「又は宅地の造成を、」宅地の造成、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に改め、「場合」の下に「(第三十三條第一項第三号の三又は第三号の四の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、同項第三号中「(史跡」の下に「名勝若しくは天然記念物」を加え、同項に次の一号を加える。

四 森林法第二十五條の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第四十一條の規定により指定された保安施設地区内の土地が同条第二項に規定する保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合

第三十四條の二第二項各号中「五百万円」を「千五百万円」に改め、同条第二項第一号中「地域振興整備公団」の下に「新東京国際空港公団」を、「第三十三條第一項第二号」の下に「若しくは第三号の五」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 主として住宅建設の用に供する目的で行われる面積一ヘクタール以上の一団の宅地の造成に関する事業又は五十戸以上の一団の住宅建設に関する事業で、都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるものの用に供するために、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十四條第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第二十三條第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四條第一項の勧告を受けずに買い取られる場合(昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。)

七号中「その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他を」都市計画その他の土地利用に関する図又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の」に改め、同項第九号中「昭和四十九年法律第九十二号」を削り、同項に次の三号を加える。

十 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第十九条第一項第五号に規定する施設の用に供するために土地等が日本道路公団に買い取られる場合

十一 国、地方公共団体その他政令で定める法人が作成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法第九條第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたもののうち政令で定めるものに基つき、当該事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体(その設立に係る団体の政令で定めるものを含む)に買い取られる場合

十二 都市再開発法第七條の六第三項若しくは大都市地域住宅地供給促進法第八條第三項(同法第二十七條において準用する場合を含む。)の規定により土地等が買い取られる場合又は土地等につき同法による特定土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち同法第二十一條第一項の保留地に対応する部分の譲渡があつたとき

第三十四條の三第一項各号中「二百五十万円」を「五百万円」に改め、同条第二項第一号中「昭和四十四年法律第五十八号」を削り、同項に次の二号を加える。

十四 所得税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、当該個人により昭和四十四年一月一日に取得(建設を含む。)をされたもの

第三十七條第三項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に、「こえ

五 林業経営の規模の拡大、林地の集約化その他林地保有の合理化に資するため、森林法第七十九條第二項第五号の三又は第百五十四條第一項第六号の三の事業を行う森林組合又は森林組合連合会に委託して同法第五條第一項の規定による地域森林計画の対象とされた山林に係る土地を譲渡した場合

六 土地等(農業振興地域の整備に関する法律第三條に規定する農用地等及び同法第八條第二項第三号に規定する農用地等とすることが適当な土地並びにこれらの土地の上に存する権利に限る。)につき同法第十三條の二第一項の事業が施行された場合において、同法第十三條の三の規定による清算金を取得すると

第三十五條第一項各号中「千七百万円」を「三千万円」に改める。
第三十六條第一項中「及び前条第一項の規定の適用を受けるとき、これらの規定のいづれかと第三十四條第一項若しくは第三十四條の二第一項の規定との適用を受けるとき、第三十三條の四第一項の規定と第三十四條の三第一項若しくはを、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、前条第一項又はに改め、以下この項において同じ。」を削り、「との適用を受けるとき、又は前条第一項、第三十四條の三第一項及び第三十一條第一項の規定の適用を受けるを」のうちに「以上の規定の適用を受けることにより控除すべき金額の合計額が三千万円を超えることとなる」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

第三十七條第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改め、同項の表の第十四号の上欄を次のように改める。

日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に、「こえ

る」を「超える」に改め、同条第四項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七條の四中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改め、「除く」の下に「以下この条において同じ」を加え、「交換取得資産の価額を」取得した資産の価額に、「補うために金銭を」補うために金銭(以下この条において「交換差金」という。)に改め、「含む」において「交換差金」という。に改め、「含む」の下に「又は交換差金と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。))を加え、同条第一号中「当該交換差金」の下に「(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)」を加える。

第三十八條第一項各号及び第二項中「五百万円」を「千五百万円」に改める。
第三十九條第一項中「又は第七十條の五第一項」を削り、「同法第十九條又は第七十條の五第三項」を「同条」に改める。
第四十條の二の見出し中「国」を「国等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「国に譲渡した場合」の下に「又はその有する資産で同項の規定により重要文化財として指定されたものを地方公共団体に譲渡した場合」を加える。

第四十條の三中「第七十條の四第十項又は」を削る。
第四十一條第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改める。
第四十一條の四第一項第一号中「百分の八」を「百分の十」に、「四万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「百分の六」を「百分の八」に、「三万円」を「四万円」に改め、同項第三号中「百分の四」を「百分の六」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第四十一條の九第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改め

第四十一條の十一第一項及び第二項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改める。

第四十一條の十二第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改め、「(電信電話債券にあつては、昭和四十六年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に発行されたものとする。以下この条において同じ。))」を削り、「百分の十(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日まで)」を「百分の十二(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで)」に改め、「(電信電話債券にあつては、昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までまでの間に発行されたもの)」を削り、「百分の八」を「百分の十」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の十二」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第四十一條の十三の見出し中「源泉徴収の不適用を」源泉徴収税率の軽減に改め、同条中「昭和四十六年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」の間に締結した契約に基づき、「ついでには、同法第七十八條、第七十九條並びに第二百二條第一項及び第二項の規定は、適用しない」を「対する同法第七十九條及び第二百二條第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする」に改め、第二章第六節中同条の第四十一條の十四とし、第四十一條の十二の次に次の一条を加える。

(利付外貨債の発行差金の非課税)

第四十一條の十三 非居住者が昭和五十年四月一

日から昭和五十一年三月三十一日までの間に発行された利付外貨債(第七条に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるものをいう)でその発行日から最終償還日までの期間が三年以上のものにつき支払を受ける発行差金(その利付外貨債の償還により受ける金額がその利付外貨債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう)については、所得税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその所得税法の施行地において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第四十二条第一項中「各事業年度に係る利益の配当」の下に(商法(明治三十二年法律第四十八

六 エネルギー資源の有効利用の促進に著しく資する目的で新たに開発され又は著しく改良された機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

当該機械その他の設備 三分の一

第四十三条の二第一項中「設備」を「減価償却資産」に改める。

第四十五条の三第一項第一号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「第五條の二第一項」を「第四條第一項」に、「限る」に係る承認を受けた同項を「限る。以下この号において同じ。」に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項に改め、「であるもの」の下に「これらの者のうち、当該中小企業構造改善計画に係る承認を受けた、他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。)であつた者で政令で定めるものを除く。」を加え、同項第二号中「の施行の日前に」を「(昭和四十九年法律第五十八号)の施行の日前に中小企業近代化促進法の一部を改正

号)第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配を含む。以下次条までにおいて同じ。」を加え、同条第三項中「同法第七十四条第一項」を「同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中」の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)の規定を適用」と、同法第七十四条第一項に改める。

第四十三条第一項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項の表の第一号中「設備」を「減価償却資産」に改め、同表の第四号中「火災」の下に「若しくは高圧ガス取締法第二条に規定する高圧ガスにより生ずる災害」を加え、同表第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

する法律(昭和五十年法律第 号)による改正前の」に改める。

第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第四十八条第一項中「各事業年度」の下に「(同表の第一号に掲げる法人の各事業年度については、原油の備蓄に著しく寄与するものとして政令で定める要件を満たしている事業年度に限る。)」を加え、同項の表の第一号中「これらの法人のうち原油の備蓄に著しく寄与するものとして政令で定めるものに限る。」を削り、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「損金経理」の下に「(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規

定する期間に係る決算において費用又は損失として経理すること。以下この章において同じ。)」を加える。

第五十条第一項中「第十一条第五項の認定を受けている同法」を削り、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「期間内に」の下に「その有する山林につき同法第五条第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画(次項において「施業計画」という。)に基づき」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「期間内に」の下に「施業計画に基づき」を加える。

第五十一条第一項中「十分の二」を「政令で定める福利厚生施設に該当するものは五分の一とし、その他のものは十分の一とする。」に改める。

第五十一条の二第二項中「掲げる認定」を「掲げる認定又は承認(以下この条において「認定等」という。に、「当該認定」を「当該認定等」に改め、「第六條第一項」の下に「中小企業近代化促進法第五條第三項、」を加え、「移転」を「処理、移転」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 中小企業近代化促進法第五條第一項に規定する中小企業新分野進出計画に係る同項の承認を受けた同法第四條第一項に規定する商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。)である同法第二条に規定する中小企業者 同法第五條第三項の承認(政令で定める期間内に受けたものに限る。)

第五十一条の二第三項中「認定」を「認定等」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項及び第五項中「認定」を「認定等」に改める。

担金を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該法人がその支出した日を含む事業年度以後の各事業年度において損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 鉱工業技術研究組合法第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合 同条第二項に規定する費用

二 中小企業近代化促進法第四條第一項に規定する中小企業構造改善計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。に係る同条第一項若しくは第二項の承認又は同法第五條第一項に規定する中小企業新分野進出計画(同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業について計画が定められているものに限る。に係る同項の承認を受けた同法第四條第一項に規定する商工組合等 同法第九條第二項に規定する負担金

三 繊維工業構造改善臨時措置法第四條第一項に規定する構造改善事業計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合 同法第七條第二項に規定する負担金

第五十三条第一項中「たな卸資産」の下に「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法による原価法又は後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるものと並びに」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、「評価方法」を削り、「こえるときは」を「超えるときは」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前号に規定する方法以外の評価方法により評価される」を削り、「価格変動の著しい物品」を「国際的な市場で取引される等のため

で」に、「法人を」を「もの（国営の法人を除く。）並

となつた日におけるその該当することとなつ

第五十八条の二の見出し中「探鉱準備金」の下に

地外の地域をいう。以下次条までにおいて同

じ。)にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人(その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によつて直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める第二号第一項第二号に規定する外国法人をいう。)から取得した当該鉱山に係る鉱物(当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。)の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る探鉱所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により海外探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十八条の二に次の一項を加える。
9 国内鉱業者である法人が指定期間内に取得する第二項に規定する海外自主開発法人の第五十五条第一項に規定する特定株式等については、同項、第五十三条第一項及び法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

第五十八条の三の見出し中「新鉱床探鉱費」の下に「又は海外新鉱床探鉱費」を加え、同条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「行なつた」を「行つた」に改め、「政令で定める探鉱用機械設備」の下に「(次項において「探鉱用機械設備」という。)を加え、」を「超える」に、「前条第三項又は第四項」を「前条第四項又は第五項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四条とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前条第二項の海外探鉱準備金の金額(同条第

六項の規定の適用を受けるものを除く。)を有する法人が、各事業年度において、同条第二項に規定する新鉱床探鉱費(以下この項において「海外新鉱床探鉱費」という。)の支出を行つた場合は、又は専ら海外の地域において事業の用に供される探鉱用機械設備(以下この項において「海外探鉱用設備」という。)について償却をした場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。

一 前項第一号に掲げる合計額のうち、当該事業年度において支出する海外新鉱床探鉱費の額に相当する金額と当該事業年度の海外探鉱用設備の償却額との合計額(同項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額から当該合計額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した金額)
二 当該事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第二項の海外探鉱準備金の金額に相当する金額
三 前項第三号に掲げる金額から同項の規定により損金の額に算入された金額を控除した金額

第六十一條第一項中「行なう」を「行ふ」に、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「こゝを」を「超える」に改める。
第六十二條第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。
第六十四條第一項第三号中「土地区画整理事業」の下に「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(以下第六十五條の四までにおいて「大都市地域住宅地供給促進法」という。)による住宅街区整備事業」を、「土地改良事業」の下に「若しくは農用地開発公団法第十九條第一項第一号若しくはロの事業」を、「第九十四條(及

び「第九十條」の下に「大都市地域住宅地供給促進法第八十二條第一項及び」を加え、「により支払われるものを除く。」又は「を」及び大都市地域住宅地供給促進法第七十四條第四項又は第九十條第一項の規定により同法第七十四條第四項に規定する施設住宅の一部又は同法第九十條第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。)又は「に改め、」第九十六條の四の下に「並びに農用地開発公団法第二十三條第二項」を加え、「同法第五十三條の二の二第一項」を「土地改良法第五十三條の二の二第一項」に改め、同項第三号の二中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同項第三号の三の次に次の二項を加える。
三の四 土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第九十條第一項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てられるべきものとして当該事業の施行区域内の土地等が買い取られ、対価を取得するとき。
三の五 国、地方公共団体、日本住宅公団又は地方住宅供給公社が、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するため土地等が買い取られ、対価を取得する場合
第六十四條第一項第七号中「地方公共団体」の下に「(その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。)」を加え、同条第二項第二号中「第六十五條第一項第二号」の下に「若しくは第四号」を加える。
第六十五條第一項中「又は清算金」を「若しくは清算金」に、「を取得した場合」を「又は保留地の対価(大都市地域住宅地供給促進法第二十一條第一項の規定による保留地が定められた場合における当該保留地の対価をいう。次項において同じ。))」を取

得した場合に改め、同項第一号中「第六十四條第一項第二号」の下に「又は第三号の五」を加え、同

項第二号中「土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理又は」を削り、「土地改良事業」の下に「農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第一項の事業又は農用地開発公団法第十九條第一項第二号の事業」を加え、「(換地処分又は)を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の二項を加える。
四 土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、土地改良法による土地改良事業、農用地開発公団法第十九條第一項第一号若しくはロの事業又は大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等又は同法第七十四條第一項に規定する施設住宅の一部等若しくは同法第九十條第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を取得するとき。
五 資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分を取得するときは、又は資産が同法による第二種市街地再開発事業の施行に伴い買い取られ、若しくは収用された場合において、同法第九十八條の十一第一項の規定によりその対価として同項に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得するとき。

第六十五條第二項第一号中「補償金等」を「補償金等又は保留地の対価」に改め、「当該補償金等」の下に「又は保留地の対価」を加え、同条第五項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、「第百四條」の下に「若しくは第百十八條の二十四」を加え、「同条」を「これらの規定に規定する」に、「次条第一項、第二項及び第七項」を「次条第一項」に改め、「同条の施設建築物の一部」の下に

「次条第一項、第二項及び第七項」を「次条第一項」に改め、「同条の施設建築物の一部」の下に

「若しくは建築施設の部分を」、「取得したとき」の下に「若しくは当該建築施設の部分につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第二項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）」を、「取得した日」の下に「若しくは譲受け希望の申出の撤回があつた日若しくは同法第百十八条の十二第二項若しくは第百十八条の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日」を加える。

第六十五条の二第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号から第三号まで」に、「を含む」とし、土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等、清算金又は土地等及び清算金を取得するときは、並びに資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築物若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（以下この項、次項及び第七項において「権利交換資産」という。）又は補償金を取得するときは、及び前条第五項に規定する譲受け希望の申出の撤回があつたときにおいて、同項の規定により同条第一項第五号に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含むに、「以下この項において」を「以下この条において」、「こゝを」を「超える」に、「こゝを」を「超え」に、「換地処分により土地等を譲渡して土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産若しくは権利交換資産及び変換清算金を取得した場合」には、当該譲渡した土地等若しくは資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産を「前条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により譲渡した資産については、当該資産のうち当該換地処分等により取得した資産に、「次項において」を「次項及び第七項において」に、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第二項中「法人が、その有する土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理若しくは土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により清算金（第六十四条第一項第三号に規定する清算金をいう。以下この項において「換地清算金」という。）若しくは土地等及び換地清算金を取得し、又はその有する資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により補償金（第六十四条第一項第三号の二又は第六号の二に規定する補償金をいう。以下この項において同じ。）又は権利交換資産及び変換清算金を取得し、又は法人の有する資産で前条第一項第四号又は第五号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（同条第五項の規定により同条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該法人が、同項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により資産とともに補償金等取得し、又は当該換地清算金、補償金又は変換清算金を「当該換地処分等」に、「換地処分又は権利交換」を「当該換地処分等」に、「土地等又は資産」を「資産」に、「こゝを」を「超え」に、「こゝを」を「超え」に、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第七項中、当該法人の第六十四条第一項各号又は前条第一項各号に規定する資産でこれらの規定に該当することとなつたもの（換地処分により土地等を譲渡して土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産若しくは権利交換資産及び変換清算金を取得した場合）には、当該譲渡した土地等若しくは資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産の価額に対応する部分として政令で定める部分を除く。」を「収用換地等により譲渡した資産」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

分等により譲渡した資産については、当該資産のうち当該換地処分等により取得した資産に、「次項において」を「次項及び第七項において」に、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第二項中「法人が、その有する土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理若しくは土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により清算金（第六十四条第一項第三号に規定する清算金をいう。以下この項において「換地清算金」という。）若しくは土地等及び換地清算金を取得し、又はその有する資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により補償金（第六十四条第一項第三号の二又は第六号の二に規定する補償金をいう。以下この項において同じ。）又は権利交換資産及び変換清算金を取得し、又は法人の有する資産で前条第一項第四号又は第五号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（同条第五項の規定により同条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該法人が、同項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により資産とともに補償金等取得し、又は当該換地清算金、補償金又は変換清算金を「当該換地処分等」に、「換地処分又は権利交換」を「当該換地処分等」に、「土地等又は資産」を「資産」に、「こゝを」を「超え」に、「こゝを」を「超え」に、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第七項中、当該法人の第六十四条第一項各号又は前条第一項各号に規定する資産でこれらの規定に該当することとなつたもの（換地処分により土地等を譲渡して土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産若しくは権利交換資産及び変換清算金を取得した場合）には、当該譲渡した土地等若しくは資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産の価額に対応する部分として政令で定める部分を除く。」を「収用換地等により譲渡した資産」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

第六十五条の三第一項中「千万円」を「二千万円」に改め、同項第一号中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を、「土地区画整理事業」の下に「大都市地域住宅供給促進法による住宅街区整備事業又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を加え、「又は宅地の造成を、宅地の造成、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に改め、場合」の下に「（第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、同項第三号中「史跡」の下に「名勝若しくは天然記念物」を加え、同項に次の一号を加える。

四 森林法第二十五条の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内の土地が同条第二項に規定する保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合

第六十五条の四第一項中「五百万円」を「千五百万円」に改め、同項第一号中「地域振興整備公団」の下に「新東京国際空港公団」を、「第六十四条第一項第二号」の下に「若しくは第三号の五」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 主として住宅建設の用に供する目的で行われる面積一ヘクタール以上の一団の宅地の造成に関する事業又は五十戸以上の一団の住宅建設に関する事業で、都市計画法第四十二条第二項に規定する都市計画区域内において行われるもののうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるものの用に供するために、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の勧告を受けずに買い取られる場合（昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。）

和五十五年十二月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。）

第六十五条の四第一項第五号中「地方公共団体」の下に「又は新東京国際空港公団」を加え、同項第七号中「その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他を、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の」に改め、同項に次の三号を加える。

十 日本道路公団法第十九条第一項第五号に規定する施設の用に供するために土地等が日本道路公団に買い取られる場合

十一 国、地方公共団体その他政令で定める法人が作成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法第九条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたもののうち政令で定めるものに基づき、当該事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体（その設立に係る団体が政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合

十二 都市再開発法第七条の六第三項若しくは大都市地域住宅供給促進法第八条第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により土地等が買い取られる場合又は土地等につき同法による特定土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち同法第二十一条第一項の保留地に対応する部分の譲渡があつたとき。

第六十五条の五第一項中「二百五十万円」を「五百万円」に改める。

第六十五条の六中「又は第七項の規定と」を「若しくは第七項、」に、「との適用」を「のうち二以上の規定の適用」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

十一日」を昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項の表の第十四号の上欄を次のように改める。

十四 法人税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により昭和四十四年一月一日前に取得(建設を含む。)をされたもの

第六十五条の七第十項第一号イ中「第一号から第三号まで」を「第一号、第四号及び第五号」に改め、「換地処分」の下に「権利交換」を加える。

第六十五条の八第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第六十五条の九中「昭和五十一年三月三十一日」を昭和五十六年三月三十一日」に改め、「第六十五條第一項第二号」の下に「から第五号まで」を加え、「換地処分及び交換」を「交換、換地処分及び権利交換」に改め、「除く」の下に「以下この条において同じ」を加え、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うために金銭」を「補うための金銭(以下この条において「交換差金」という。）」に改め、「含む」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。))」を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産」の下に「(他資産との交換の場合)にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。」を加える。

第六十六条第一項第一号中「昭和五十年三月三十一日」を昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第五條の二第一項」を「第四條第一項」に、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「当該計画」を「計画」に、「承認を受けた同項」を「同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項」に、「もの又は同法第三條第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八條第一項の承認を受けた同項」を「同法第八條第二項又は第三項」に改め、同号に次のように加える。

イ 中小企業近代化促進法第四條第二項に規定する関連事業業者である法人
ロ 中小企業近代化促進法第三條第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)による改正前の中小企業近代化促進法第三條第一項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八條第一項の規定による承認を受けることができるもの(イに掲げる法人に該当するものを除く。)

受けることができるもの」を「もの(以下この号において「特定業種法人」という。))又は当該中小企業構造改善計画に従つて当該特定業種法人と合併をする次に掲げる法人」に、「同法第八條第二項」を「同法第八條第二項又は第三項」に改め、同号に次のように加える。

イ 中小企業近代化促進法第四條第二項に規定する関連事業業者である法人
ロ 中小企業近代化促進法第三條第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)による改正前の中小企業近代化促進法第三條第一項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八條第一項の規定による承認を受けることができるもの(イに掲げる法人に該当するものを除く。)

第六十六條第一項中「第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十六條の二中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十六條の三第一項第一号中「昭和五十年三月三十一日」を昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第五條の二第一項」を「第四條第一項」に、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「当該計画」を「計画」に、「承認を受けた同項」を「同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項」に、「もの又は同法第四條第二項の承認を受けた同条第一項」に、「該中小企業構造改善計画に係る当該特定業種について指定された同項に規定する関連業種に属する事業を営む法人であるもの」を加え、「当該承認」を「同法第四條第一項又は第二項の承認」に、「同法第八條第二項及び第三項」を「同法第八條第二

項、第三項及び第四項」に改め、同条第二項中「第八條第三項」を「第八條第四項」に改める。

第六十六條の四の見出し中「延納」を「延納等」に改め、同条中「延納」の下に「これに類する納付の特例を含む。」を加え、「第七十八條第三項」を「第七十五條の二第六項(同法第四百四十五條第一項において準用する場合を含む。))において準用する同法第七十五條第七項及び同法第七十八條第四項」に改める。

第六十六條の五第一項中「第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 中小企業近代化促進法第四條第一項に規定する商工組合等 同条第一項若しくは第二項の承認に係る中小企業構造改善計画において定められている同条第一項に規定する新商品若しくは新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産又は同法第五條第一項の承認に係る中小企業新分野進出計画において定められている同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六條の七を第六十六條の八とし、第六十六條の六の次に次の一条を加える。

(特定の基金に対する負担金の損金算入の特例) 第六十六條の七 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金に係る負担金で次に掲げるものを支出した場合に、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 中小企業者又は農林漁業者(農林漁業者の組織する団体を含む。))に対する信用の保証をするための業務を法令の規定に基づいて行うことを主たる目的とする法人で政令で定めるものに対する当該信用の保証をするための業務に係る基金に充ててゐるための負担金

二 公害の発生による損失を補てんするための

業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二條第六号に規定する公益法人等で、当該特定の業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、政令で定める要件を満たすものに対する当該特定の業務に係る基金に充ててゐるための負担金前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合において、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第三章第八節中第六十八條の三の次に次の一条を加える。

(利付外貨債の発行差金の非課税) 第六十八條の四 第二條第一項第二号に規定する外国法人が昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に発行された利付外貨債(第七條に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるものをいう。))でその発行日から最終償還日までの期間が三年以上のものにつき支払を受ける発行差金(その利付外貨債の償還により受ける金額がその利付外貨債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。))については、法人税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、法人税法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人が支払を受けるもので当該外国法人の同法の施行地において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第六十九條第一項中「第七十條の六」を「第七十條の七」に改める。

第七十條の二第一項中「第七十條の五」を「第七十條の六」に改める。

業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二條第六号に規定する公益法人等で、当該特定の業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、政令で定める要件を満たすものに対する当該特定の業務に係る基金に充ててゐるための負担金前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合において、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二條第六号に規定する公益法人等で、当該特定の業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、政令で定める要件を満たすものに対する当該特定の業務に係る基金に充ててゐるための負担金前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合において、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第三章第八節中第六十八條の三の次に次の一条を加える。

(利付外貨債の発行差金の非課税) 第六十八條の四 第二條第一項第二号に規定する外国法人が昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に発行された利付外貨債(第七條に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるものをいう。))でその発行日から最終償還日までの期間が三年以上のものにつき支払を受ける発行差金(その利付外貨債の償還により受ける金額がその利付外貨債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。))については、法人税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、法人税法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人が支払を受けるもので当該外国法人の同法の施行地において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第六十九條第一項中「第七十條の六」を「第七十條の七」に改める。

第七十條の二第一項中「第七十條の五」を「第七十條の六」に改める。

業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二條第六号に規定する公益法人等で、当該特定の業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、政令で定める要件を満たすものに対する当該特定の業務に係る基金に充ててゐるための負担金前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合において、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第三章第八節中第六十八條の三の次に次の一条を加える。

(利付外貨債の発行差金の非課税) 第六十八條の四 第二條第一項第二号に規定する外国法人が昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に発行された利付外貨債(第七條に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるものをいう。))でその発行日から最終償還日までの期間が三年以上のものにつき支払を受ける発行差金(その利付外貨債の償還により受ける金額がその利付外貨債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。))については、法人税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、法人税法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人が支払を受けるもので当該外国法人の同法の施行地において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第六十九條第一項中「第七十條の六」を「第七十條の七」に改める。

第七十條の二第一項中「第七十條の五」を「第七十條の六」に改める。

業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二條第六号に規定する公益法人等で、当該特定の業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、政令で定める要件を満たすものに対する当該特定の業務に係る基金に充ててゐるための負担金前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合において、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第七十条の四の見出し中「納期限の特例」を「納税猶予」に改め、同条第一項中「昭和三十九年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」の間に「を削り、(含む)の」を含む。以下第七十条の六までにおいて同じの「に改め、」政令で定める部分の下に「並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で当該農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この条において「準農地」という)のうち政令で定める部分」を加え、「当該期間内において既にこの条」を「既にこの条又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第七十条の四」に、「(これらの上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む)を」並びに「準農地」に、「当該受贈者が当該贈与者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日まで、その納期限を延長する」を「当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する」に、「当該受贈者が当該贈与者の死亡の日前を当該受贈者が、当該贈与者の死亡の日前」に、「次の各号の一に掲げる場合」を「第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに」に、「当該各号」をこれらの「に」に、「当該期限を延長する」を「当該贈与者の死亡の日前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に掲げる日まで、それぞれ当該納税を猶予する」に改め、同項第一号中「農地への転用」の下に「準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用」を加え、「があつた場合(第三十三条から第三十三条の三までの譲渡、設定又は消滅)を」が「あつた場合(第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定)に、」が「あつた場合(第三十三条から第三十三条の三までの譲渡、設定又は消滅があつた場合を除く)におけるその」を「(第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く)におけるその」を

よる譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。があつた場合には、当該「面積を含む」を「面積を加算した面積」に改め、「供する土地の下に(当該農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたものの以外のもに供する土地)を加え、面積の」を「面積(その時前に当該農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)の」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該受贈者がこの項の規定の適用を受けることをやめようとする場合において、第十三項第一号に規定する贈与税の額及び当該贈与税の額に係る同項に規定する利子税を納付してその旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したとき。当該届出書の提出があつた日

第七十条の四第二項中「除く」の下に「又は当該死亡の日前における同項の贈与税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該受贈者が有する同項の規定の適用を受ける準農地(同日前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く)のうち農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供されていないもの(当該農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政令で定めるものの用に供されているものを除く)がある場合」を加え、「同項に規定する」を「前項に規定する」に、「農地等の価額」を「農地等又は当該農業の用に供されていない準農地の価額」に改め、「あつた日」の下に「又は当該十年を経過する日の翌日」を加え、「同日」を「又は当該十年を経過する日後当該二年を経過する日」に、「納期限を」を「納税の猶予に係る期限」に改め、同条第三項中「農地等を」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等の取得」を「当該農地又は採草放牧地の取得」に、「農地等は」を「当該農地又は採草放牧地は」に改め、同条第五項中「受贈者は、」の下に「同項に規定する贈与税の全部につき」を加え、「納期限がまだ確定していない」を「納税の猶予に係る期限が確定するまでの」に改める。

第七十条の四第十項及び第十一項を削り、同条第九項中「贈与者」の下に「が死亡したとき又は当該贈与者を加え、当該受贈者が死亡したとき又は当該死亡した日又は当該受贈者が死亡した」に、「第六項を」第七項に、「同日」を「これらの日に」に、「第七項を」第九項に、「納期限を」納税の猶予に係る期限に改め、「又は国税通則法第三十八条第一項の規定による納付の請求を削り、同項を同条第十二項とする。

第七十条の四第八項を削り、同条第七項中「第一項の規定による納期限」を「第一項に規定する贈与税(既に第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く)に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定による納税の猶予に係る期限(第二項、第七項又は第九項の規定による当該期限を含む)は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合に、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

二 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち同項の規定による納税の猶予を受けたものとその他のものとに区分し、更に当該納税の猶予を受けた贈与税の額を前号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一

項及び第七十三条第三項中「延納」とあるのは、「延納租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納税の猶予を含む」とする。

11 第一項ただし書、第二項、第七項又は第九項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

第七十条の四第六項中「前項」を「第五項」に、「以下第九項、第十項及び次条第三項を」第十二項及び第十三項第一号に改め、「当該期限」の下に「の翌日から二月を経過する日(当該期限後同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合に、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)」を加え、「納期限」を「納税の猶予に係る期限」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第五項及び前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項の規定の適用を受けるため、現にその適用を受ける農地等の全部を担保に提供した場合に、その提供している期間に限り、適用しない。

第七十条の四第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、同項の税務署長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、次項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

第七十条の四に次の四項を加える。

13 第一項の規定の適用を受けた受贈者は、次の各号の一に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税の額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に掲げる納税の猶予に係る期限までの期間の月数に及び、年六・六パーセントの

項及び第七十三条第三項中「延納」とあるのは、「延納租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納税の猶予を含む」とする。

11 第一項ただし書、第二項、第七項又は第九項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

第七十条の四第六項中「前項」を「第五項」に、「以下第九項、第十項及び次条第三項を」第十二項及び第十三項第一号に改め、「当該期限」の下に「の翌日から二月を経過する日(当該期限後同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合に、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)」を加え、「納期限」を「納税の猶予に係る期限」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第五項及び前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項の規定の適用を受けるため、現にその適用を受ける農地等の全部を担保に提供した場合に、その提供している期間に限り、適用しない。

第七十条の四第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、同項の税務署長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、次項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

第七十条の四に次の四項を加える。

13 第一項の規定の適用を受けた受贈者は、次の各号の一に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税の額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に掲げる納税の猶予に係る期限までの期間の月数に及び、年六・六パーセントの

割合を乗じて計算した金額(当該贈与に係る期限前に納付があつた場合には、当該計算した金額から、当該贈与に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該贈与に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額(当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額)を控除した金額)に相当する利子税を、当該各号に規定する贈与税の額に相当する贈与税にあわせて納付しなければならない。

一 第一項ただし書の規定の適用があつた場合(第四号に掲げる場合を除く。)

同項に規定する贈与税の額に係る同項ただし書の規定による納税の猶予に係る期限

二 第二項の規定の適用があつた場合(第四号に掲げる場合を除く。)

同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第七項の規定の適用があつた場合(次号に掲げる場合を除く。)

同項に規定する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

四 第九項の規定の適用があつた場合 同項に規定する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数が生じたときは、十五日以下の端数は切り捨て、十五日を超える端数は一月とする。

15 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用(農地法第二十一条に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用

を除く。)に関し、法令の規定に基づき許可、あつせん、届出の受理その他の行為をしたことにより当該所有権の移転、当該使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該転用があつたことを知つた場合には、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、当該農地等についてこれらの事実が生じた旨を、国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

16 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が第二項に規定する十年を経過する日において有する第一項の規定の適用を受けた準農地について、大蔵省令で定めるところにより、当該十年を経過する日におけるその利用の形態その他の現況を、同日から一月を経過する日までに、当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

第七十条の五第一項中「納期限の延長を」(納税の猶予に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「納期限の繰上げ又は国税通則法第三十八条第一項の規定による納付の請求」を「納税の猶予に係る期限の繰上げ」に改め、同条第二項中「農地等を」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等」を「当該農地又は採草放牧地は」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第七十条の六第一項中「基礎となつたものの価額」を「計算の基礎となつたものの価額(当該財産のうち前条第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は、当該特例農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項中「延納の許可」を「相続又は遺贈により取得した財産で延納の許可」

に、「財産の価額」を「ものの価額」に改め、同条を第七十条の七とし、第七十条の五の次に次の一条を加える。

(農地等についての相続税の納税猶予等)

第七十条の六 農業を営んでいた個人として政令で定める者(以下この条において「被相続人」という。)の相続人が政令で定めるもの(以下この条において「農業相続人」という。)が、当該被相続人からの相続又は遺贈によりその農業の用に供されてきた農地法第二条第一項に規定する農地及び同項に規定する採草放牧地の取得(前条の規定により相続又は遺贈により取得したとみなされる場合の取得を含む。第八項を除き、以下この条において同じ。)をした場合(当該被相続人からの相続又は遺贈により当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められていた区域内にある土地で当該農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この条において「準農地」という。))の取得をした場合を含む。には、当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「相続税の申告書」という。))の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該農地、採草放牧地及び準農地で当該申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(当該農地及び採草放牧地については当該農業相続人がその農業の用に供するものに限るものとし、準農地については当該農地又は採草放牧地とともにこの項の規定の適用を受けようとするものに限る。以下この条において「特例農地等」という。))に係る納税猶予分の相続税については、当該申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該農業相続人の死亡の日又は当該申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日(同日前に、その有する当該特例農地等の全部につき第七十条の四の規定

の適用に係る贈与があつた場合には、当該贈与があつた日とし、当該特例農地等の一部につき当該贈与があつた場合には、当該特例農地等のうち当該贈与があつたものに係る第十七項第三号に掲げる相続税については当該贈与があつた日とし、当該特例農地等のうち当該贈与があつたものに係る第十八項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については当該贈与があつた日から二月を経過する日(同日以前に当該農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。))が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。以下この項において同じ。)とする。))まで、その納税を猶予する。ただし、当該農業相続人が、その死亡の日、当該二十年を経過する日又は当該贈与があつた日のいずれか早い日(以下この条において「死亡等の日」という。))前において次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日から二月を経過する日まで、当該納税を猶予する。

一 当該相続又は遺贈により取得した特例農地等の譲渡、贈与(第七十条の四の規定の適用に係る贈与を除く。若しくは転用(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用その他政令で定める転用を除く。))をし、若しくは当該特例農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、又は当該取得に係るこれらの権利の消滅(これらの権利に係る同項に規定する農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。))があつた場合(第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。))において、当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅(以下この条において「譲渡等」という。))があつた

当該特例農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の時に当該特例農地等につき譲渡等(第三十三条の四第一項に規定する取引交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。))があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積が、当該農業相統人のその時の直前における当該取得をした特例農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地(当該特例農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたものの以外のもに係る土地)の面積(その時に当該特例農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)の百分の二十を超えるとき。その事実が生じた日

二 当該相続又は遺贈により取得をした特例農地等に係る農業経営を廃止した場合 その廃止の日

二 同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに前項の規定の適用を受ける農業相統人がある場合における当該財産の取得により納付すべき相続税の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(その者が相続税法第十八条から第二十一条までの規定の適用を受ける者である場合には、当該金額を同法第十七条の規定により算出された金額であるものとしてこれらの規定を適用して算出した金額)とする。この場合において、第一号に掲げる者に係る同法第十九条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「相続税の課税価格」とあるのは、「相続特別措置法第七十条の六第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格」とする。

一 前項の規定の適用を受けない者 当該相続又は遺贈により財産の取得をしたすべての者に係る相続税の課税価格(相続税法第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算

の基礎に算入すべき同項の規定の適用を受ける者の特例農地等の価額は、当該特例農地等につき農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして、同法第十一條から第十七条までの規定を適用した場合において同条の規定により算出される金額

二 前項の規定の適用を受ける農業相統人次に掲げる金額の合計額

イ 当該相続又は遺贈により財産の取得をしたすべての者に係る相続税法第十六条に規定する相続税の総額から当該すべての者が前号に掲げる者に該当するものとして計算した場合の当該すべての者に係る同号に掲げる金額の合計額を控除した金額(前項の規定の適用を受ける者が二人以上ある場合には、当該金額のうち当該農業相統人に係る特例農地等に係る第七項に規定する農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額)

ロ 当該農業相統人が前号に掲げる者に該当するものとして計算した場合の当該農業相統人に係る同号に掲げる金額

第一項に規定する納税者分の相続税は、同項の規定の適用を受ける農業相統人に係る前項第二号イに掲げる金額(当該農業相統人が相続税法第十八条の規定の適用を受ける者である場合には、当該農業相統人に係る第一項に規定する納付すべき相続税の額の計算上前項の規定により適用される同条の規定により加算された金額のうち当該前項第二号イに掲げる金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算し、当該農業相統人が同法第十九条から第二十一条までの規定の適用を受ける者である場合において、当該農業相統人に係る当該相続税の額の計算上同項の規定により適用されるこれらの規定により控除された金額の合計額が当該農業相統人に係る同項第二号

ロに掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額)に相当する相続税とする。

四 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地又は準農地の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されてない場合における第一項本文の規定の適用については、その分割されてない当該農地、採草放牧地及び準農地は、当該申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

五 第二項第一号に規定する農業投資価格とは、特例農地等に該当する農地、採草放牧地又は準農地につき、それぞれ、その所在する地域において恒久的に耕作又は養畜の用に供されるべき農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地又は当該農地若しくは採草放牧地に開発されるべき土地として自由な取引が行われるものとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格として当該地域の所轄国税局長が決定した価格をいう。

六 国税局長は、前項の規定により同項の農業投資価格を決定する場合には、土地評価審議会の意見を聴かなければならない。

七 第一項の規定の適用を受ける特例農地等の一部につき当該特例農地等に係る農業相統人に係る死亡等の日(その直前に同項各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日)前に当該農業相統人に係る譲渡等があつた場合(当該譲渡等により同項第一号に掲げる場合に該当することとなる場合を除く。)(又は当該死亡等の日前における同項の相続税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該農業相統人が有する同項の規定の適用を受ける準農地(同日前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く。))のうちに

農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地として当該農業相統人の農業の用に供されてないもの(当該農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政令で定めるものの用に供されているものを除く。)(がある場合には、第一項に規定する納税者分の相続税の額のうち、当該譲渡等があつた特例農地等又は当該農業の用に供されてない準農地(以下この項において「譲渡特例農地等」という。))の価額から当該譲渡特例農地等につき当該譲渡特例農地等に係る第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額を控除した残額(以下この条において「農業投資価格控除後の価額」という。))に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税(以下この条において「譲渡特例農地等に係る相続税」という。))については、第一項の規定にかかわらず、当該譲渡等があつた日又は当該十年を経過する日の翌日から二月を経過する日(当該譲渡等があつた後又は当該十年を経過する日後当該二月を経過する日以前に当該農業相統人が死亡した場合)には、当該農業相統人の相続人が当該農業相統人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

八 第七十条の四第三項の規定は、第一項第一号又は前項の場合において、これらの規定に規定する譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第七十条の四第三項中「前二項」とあるのは、「第七十条の六第一項又は第七項と、同項第二号中「農地等」とあるのは、「第七十条の六第一項に規定する特例農地等」と、同項第三号中「第一項」とあるの

は「第七十条の六第一項」と、「農地等」とあるのは「同項に規定する特例農地等」と読み替えるものとする。

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする農業相続人のその被相続人からの相続若しくは遺贈により取得をした農地法第二十条第一項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地に係る相続税の申告書に当該農地、採草放牧地及び準農地につき第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該申告書に当該農地、採草放牧地及び準農地の明細並びに当該農地、採草放牧地及び準農地に係る同項に規定する納税額予分の相続税の額の計算に関する明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

10 第一項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する納税額予分の相続税の全部につき同項の規定による納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、同項の相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過することの日に、政令で定めるところにより、引き続き同項の規定の適用を受けたい旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかった場合においても、同項の税務署長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、次項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

12 第十項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する納税額予分の相続税（既に第七項の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相続税を除く。第十七項並びに第十八項第一号及び第四号において同じ。）については、第一項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該納税額予分の相続税に係る農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

13 第十項及び前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける農業相続人が同項の規定の適用を受けるため、現にその適用を受け特例農地等の全部を担保に提供した場合には、その提供している期間に限り、適用しない。

14 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相続人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に準じないときは、税務署長は、第一項に規定する納税額予分の相続税（既に第七項の規定による納税があつた場合において、同項の規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く。）に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

15 第七十条の四第十項の規定は、第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十項第一号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第二項、第七項又は第九項」とあるのは「同条第七項、第十二項又は第十四項」と、同条第二号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、同条第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、「租税特別措置法第七十条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

16 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における相続税法第三十八条、第四十一条及び第五十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項ただし書、第七項、第十二項又は第十四項の規定に該当する相続税及び第十八項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

二 相続又は遺贈により取得をした財産のうち特例農地等に該当するものがある者の当該財産に係る相続税で第一項に規定する納税額予分の相続税以外のものについては、当該特例農地等の価額は、当該特例農地等につき第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして、相続税法第三十八条第一項又は第五十二条第一項の規定を適用する。

17 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相続人が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたとき（その該当することとなつた日前に同項ただし書又は第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十四項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）は、当該各号に掲げる相続税は、政令で定めるところにより、免除する。

一 当該農業相続人が死亡した場合 第一項に規定する納税額予分の相続税

二 当該農業相続人が第一項の規定の適用を受ける特例農地等の全部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与をした場合 同項に規定する納税額予分の相続税

三 当該農業相続人が第一項の規定の適用を受ける特例農地等の一部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与をした場合 同項に規定する納税額予分の相続税のうち、当該特例農地等のうち当該贈与をしたものに係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額と

18 第一項の規定の適用を受けた農業相続人は、次の各号の一に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する相続税の額を基礎とし、当該相続税に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に掲げる納税の猶予に係る期限までの期間の月数に、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該計算した金額から、当該猶予に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該猶予に係る期限までの期間の月数に、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額）を控除した金額（当該金額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）に相当する利子税を、当該各号に規定する相続税の額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一 第一項ただし書の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 譲渡特例農地等に係る相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

二 第七項の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 譲渡特例農地等に係る相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第十二項の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 同項に規定する納税額予分の相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

四 当該農業相続人がその被相続人からの相続又は遺贈により取得をした第一項の規定の適用を受ける特例農地等の当該取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過した場合 同項に規定する納税額予分の相続税

四 第一項の規定の適用を受ける特例農地等の

一部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与をした場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 同項に規定する納税猶予分の相続税のうち、当該特例農地等のうち当該贈与をしなかつたものに係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税の額に係る同項本文の規定による納税の猶予に係る期限

19

前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数が生じたときは、十五日以下の端数は切り捨て、十五日を超える端数は一月とする。

20

第七十条の四第十五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける特例農地等について、農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会が同条第十五項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合について準用する。この場合において、同項中「当該農地等」とあるのは、「第七十条の六第一項に規定する特例農地等」と読み替えるものとする。

21

第七十条の四第十六項の規定は、第七項に規定する準農地に係る農業委員会(農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)の通知について準用する。この場合において、同条第十六項中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第七項」と読み替えるものとする。

22

第三項から前項までに定めるもののほか、同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに第一項の規定の適用を受

ける者がある場合における相続税法第二十条第一項の規定により控除される金額の計算の方法、同法第二十七条の規定による相続税の申告書の提出その他第一項及び第二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第七十二条から第七十四条まで及び第七十五条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第七十六条の二中「受けた者」を受ける者に、「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「採草放牧地」の下に「若しくは第七十条の四第一項に規定する準農地」を加え、「これらの土地」を「当該農地若しくは採草放牧地」に改める。

第七十七条第一項中「昭和二十六年法律第八十八号」を削り、同条第二項を削る。

第七十七条の二中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四中「五年」を「十年」に改め、「農用地等」の下に「(同条第四号に掲げる土地を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 農業を営む者が、前項に規定する農業振興地域内において、農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の規定による交換分合(同法第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合における交換分合)にあつては、同法第八条第一項の規定により当該農業振興地域整備計画が定められた日から十年以内にされたものに限り、前項に規定する農用地等の所有権の移動の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該交換分合に係る同法第十三条の二第二項に規定する交換分合計画の同法第十三条の四において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

第七十八条の二中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第七十八条の三第一項中「者」を「う」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「所屬員」の下に「たる中小企業者」を加える。

第七十八条の四第一項及び第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「第四条第一項第一号及び同条第二項第一号」を「第四条第一号」に改める。

第七十九条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の二・五」に改め、同条第二項中「千分の二・五」を「千分の三」に改める。

第八十一条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「第八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第五条の二第二項」を「第四条第一項」に、「当該計画」を「計画」に、「同項の規定により承認」を「同条第一項若しくは第二項の規定により承認」に、「その承認」を「これらの承認が」に改める。

第八十八条の四第一項中「昭和五十二年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 昭和五十二年四月一日(当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令が同日後に公布された場合には、当該法令の公布の日。次項において同じ)から昭和五十一年三月三十一日まで 四分の一

二 昭和五十一年四月一日から適用期間満了日まで 八分の一(当該自動車につき前号に規定する法令において定められている窒素酸化物の排出量に係る値のうち、大蔵省令で定めるものを超えることとなる当該自動車にあつては、十分の一)

第八十八条の四第二項を次のように改める。

2 昭和五十二年四月一日から適用期間満了日までその間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる物品税別表第二種第七号に掲げる乗用自動車、電気動力源とするもののうち、大蔵省令で定めるものに係る物品税の課税標準は、物品税法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から、当該金額に二分の一を乗じて算出した金額を控除した金額とする。

第八十八条の四に次の二項を加える。

3 第一項第二号及び前項に規定する適用期間満了日とは、第一項第一号に規定する法令の施行前に道路運送車両法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けていた乗用自動車のうち、大蔵省令で定めるものにつき、第一項に規定する保安上の技術基準が適用されることとなる日の属する月の六月初の月におけるその日に相当する日(その日に相当する日がなくときは、当該月の末日)の前日をいい、同日が昭和五十一年五月三十一日以前となるときは同日とする。

4 前項に規定するもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第九十条第一項及び第九十条の二第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 次に掲げる規定 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第号)の施行の日

イ 第十六条の二、第十八条第一項、第五十一条の二、第五十二条第一項及び第六十六

条の五第二項の改正規定並びに附則第二十九条中第二十一條の改正規定

第十三条の二第一項、第四十五條の三第一項、第六十六條第一項第二号、第六十六條の三及び第八十一條の改正規定(昭和五十年三月三十一日を改める部分を除く。)

次に掲げる規定 都市再開発法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日

イ 第三十三條第一項第一号及び第三号の二、第三十三條の三第二項及び第三項、第三十三條の六第一項並びに第六十四條第一項第三号の二の改正規定並びに第三十三條の四第一項の改正規定(同項各号の改正規定を除く。)

ロ 第三十四條第二項第一号及び第六十五條の三第一項第一号の改正規定中第一種市街地再開発事業に係る部分

ハ 第三十四條の二第二項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分及び第六十五條の四第一項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分のうち、都市再開発法第七條の六第三項に係るもの並びに第六十五條第一項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分のうち第二種市街地再開発事業に係るもの

ニ 次に掲げる規定 大都市地域における住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行の日

イ 第六十五條第一項各号列記以外の部分の改正規定及び同条第二項第一号の改正規定
ロ 第三十三條第一項第三号、第三十四條第二項第一号、第六十四條第一項第三号及び第六十五條の三第一項第一号の改正規定中住宅街區整備事業に係る部分並びに第三十三條の三第一項の改正規定中住宅街區整備

事業及び大都市地域住宅地供給促進法第二十一條第一項に係る部分

ハ 第三十四條の二第二項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分及び第六十五條の四第一項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分のうち、大都市地域住宅地供給促進法第八條第三項及び第二十一條第一項に係るもの並びに第六十五條第一項に二号を加える改正規定中同項第四号に係る部分のうち住宅街區整備事業に係るもの

四 次に掲げる規定 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日

イ 第三十四條の三第二項第一号の改正規定及び第七十七條の四の改正規定(「五年」を改める部分を除く。)

ロ 第三十三條の二第二項第二号及び第六十五條第一項第二号の改正規定中農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第一項に係る部分

ハ 第三十四條の三第二項に二号を加える改正規定中同項第六号に係る部分
(所得税の特例に関する経過措置の原則)
第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十年分以後の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)
第三条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

2 新法第七條の規定は、内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発行する同条に規定する外貨債の利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した旧法第七條

に規定する外貨債の利子については、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)
第四条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八條の二第一項に規定する配当所得及び旧法第八條の四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)
第五条 新法第十一條第一項の表の第一号、第四号及び第六号並びに新法第十一條の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する新法第十一條第一項に規定する特定整備等又は新法第十一條の二第一項に規定する公害防止施設について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一項に規定する特定設備等又は旧法第十一條の二第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(個人の価格変動準備金に関する経過措置)
第六条 新法第十九條第一項に規定する個人で昭和四十九年十二月三十一日において旧法第十九條第一項(附則第二十三條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下「改正前の昭和四十八年改正法」という。))附則第四條第二項を含む。の価格変動準備金の金額のうち旧法第十九條第一項第一号の規定に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「特別価格変動準備金の金額」という。)を有するものの昭和五十年分及び昭和五十年分の所得税に係る新法第十九條第一項(附則第二十三條の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下「改正後の昭和四十八年改正法」という。))附則第四條第二項を含む。の規定の適用については、これらの規定により計算した金

額は、これらの規定にかかわらず、当該金額と特別価格変動準備金の金額の三分の二(昭和五十年分の所得税にあつては、三分の一)に相当する金額との合計額とする。

(老年年金特別控除に関する経過措置)
第七条 新法第二十九條の二第三項第二号の規定は、施行日以後に支払うべき同号に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。))について適用し、施行日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 新法第二十九條の二第三項第三号の規定は、昭和五十年中に支払うべき公的年金等(その最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。)

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)
第八条 新法第三十七條の四の規定は、個人が施行日以後に同条の規定に該当する交換をする場合について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七條の四の規定に該当する交換をした場合については、なお従前の例による。

2 新法第三十九條第一項の規定は、昭和五十年一月一日以後に開始した同項に規定する相続又は遺贈により取得した財産の譲渡をした場合について適用し、同日前に開始した当該相続又は遺贈により取得した財産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

3 附則第二十九條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第七十條の四第十項の許可を受けて財産を物納した場合については、旧法第四十條の三の規定の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)
第九条 昭和五十年三月三十一日までに発行された旧法第四十一條の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償

還は、これらの規定にかかわらず、当該金額と特別価格変動準備金の金額の三分の二(昭和五十年分の所得税にあつては、三分の一)に相当する金額との合計額とする。

(老年年金特別控除に関する経過措置)
第七条 新法第二十九條の二第三項第二号の規定は、施行日以後に支払うべき同号に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。))について適用し、施行日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 新法第二十九條の二第三項第三号の規定は、昭和五十年中に支払うべき公的年金等(その最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。)

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)
第八条 新法第三十七條の四の規定は、個人が施行日以後に同条の規定に該当する交換をする場合について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七條の四の規定に該当する交換をした場合については、なお従前の例による。

2 新法第三十九條第一項の規定は、昭和五十年一月一日以後に開始した同項に規定する相続又は遺贈により取得した財産の譲渡をした場合について適用し、同日前に開始した当該相続又は遺贈により取得した財産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

還差益については、なお従前の例による。

(船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第十条 昭和四十六年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に締結された契約に基づき非居住者又は外国法人が支払を受けるべき旧法第四十一条の十三に規定する船舶の貸付けによる対価については、同条中「間」があるのは、「間に締結された契約に基づき」として、同条の規定の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率等の特例に関する経過措置)

第十二条 新法第四十二条及び第四十二条の二の規定は、新法第二条第二項第一号に規定する内国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、当該内国法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十三条 新法第四十三条第一項の表の第一号、第四号及び第六号並びに新法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する新法第四十三条第一項に規定する特定設備等又は新法第四十三条の二第一項に規定する公害防止施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項に規定する特定設備等又は旧法第四十三条の二第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合について

ては、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の三第一項第一号の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に終了した事業年度終了の日において有する旧法第四十五条の三第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新法第四十八条第一項の表の第一号の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に開始した事業年度において取得等をした旧法第四十八条第一項に規定する特定設備等をしてその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第五十一条第一項の規定は、法人が施行日以後にその事業の用に供する同項に規定する共同利用施設について適用し、法人が施行日前にその事業の用に供した旧法第五十一条第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

5 新法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する費用又は負担金を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧法第五十二条第一項に規定する費用又は負担金を支出した場合については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十四条 新法第五十三条第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項(改正前の昭和四十八年改正法附則第十二条第二項を含む。)の価格変動準備金の金額のうち旧法第五十三条第一項第一号に規定するたな卸資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特別価格変動準備金の金額」という。)を有するものの施

行日以後に開始する各事業年度における新法第五十三条第一項(改正後の昭和四十八年改正法附則第十二条第二項を含む。)の規定の適用については、これらの規定により計算した金額は、これらの規定にかかわらず、当該金額と、特別価格変動準備金の金額に三十六から当該最初に開始する事業年度開始の日以後当該事業年度終了の日までの期間の月数に相当する数(その数が三十六を超えるときは、三十六)を控除した数を乗じ、これを三十六で除して計算した金額との合計額とする。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項に規定する法人が施行日以後に合併をした場合における同項の特別価格変動準備金の金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 新法第五十五条の規定は、法人の施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

5 旧法第五十七条の六の規定は、同条第一項に規定する法人の昭和五十年四月三十日まで開始する事業年度分の法人税については、なおその効力を有する。

6 旧法第五十七条の六第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が昭和五十年五月一日以後に開始する事業年度終了の日において有する同項第二号に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは、「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として、同条第二項、第三項及び第五項から第十項までの規定の例による。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十五条 新法第六十四条及び第六十五条から第六十五条の六までの規定は、法人が昭和五十年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十四条及び第六十五条から第六十五条の六までの規定に該当する資産の譲渡(旧法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。)に係る法人税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる日の前日までにおける新法第六十五条第一項第五号の規定の適用については、同号中「第一種市街地再開発事業」とあるのは、「市街地再開発事業」とする。

3 新法第六十五条の九の規定は、法人が施行日以後に同条の規定に該当する交換をする場合における法人税について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の九の規定に該当する交換をした場合における法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 新法第六十六条第一項第二号及び第六十六条の三第一項第二号の規定は、法人がこれらの規定に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で施行日以後にされるものに係る合併又は出資をする場合における法人税について適用し、旧法第六十六条第一項第二号又は第六十六条の三第一項第二号に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で施行日前にされたものに係る合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。

(延納等に係る利子税の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第六十六条の四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年

度分の法人税については、なお従前の例による。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第六十六条の五第一項第二号の規定は、法人が附則第一条第一号に掲げる日以後に、新法第六十六条の五第一項第二号に規定する中小企業構造改善計画又は中小企業新分野進出計画で定める賦課の基準(中小企業近代化促進法第四條第三項第四号(同法第五條第四項において準用する場合を含む。))に掲げる賦課の基準をいう。に基づいて賦課する金額をもつて取得し、又は製作する新法第六十六条の五第一項に規定する試験研究用資産について適用する。(特定の基金に対する負担金の損金算入の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第六十六条の七の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第一項に規定する負担金について適用する。

(相続税及び贈与税に関する経過措置)

第二十条 新法第七十条の四の規定は、昭和五十年一月一日以後に行われる同条の規定に該当する同条第一項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。)に係る贈与税について適用する。

2 昭和四十九年十二月三十一日以前に行われた旧法第七十条の四の規定に適用に係る同条第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該贈与税(同日以前に当該贈与に係る同項本文の規定の適用に係る死亡した場合における同項本文の規定の適用に係るもの並びに施行日前に同項ただし書又は同条第六項の規定の適用があつた場合におけるこれらの規定の適用に係るもの及び施行日前に同条第七項の規定による納期限の繰上げ又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十八條

第一項の規定による納付の請求があつた場合における当該納期限の繰上げ又は納付の請求に係るものを除く。))に対する旧法第七十条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「があつた場合(第三十三條から第三十三條の三までの譲渡、設定又は消滅」とあるのは「があつた場合(第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定」と、)があつた場合(第三十三條から第三十三條の三までの譲渡、設定又は消滅があつた場合を除く。))におけるその」とあるのは「第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。))とあるのは「面積を加算した面積」と、「供する土地の面積」とあるのは「供する土地の面積(その時に当該農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)」とし、同条第九項中「贈与者」とあるのは「贈与者が死亡したとき又は当該贈与者と」と、「当該死亡」とあるのは「当該贈与者が死亡した日又は当該受贈者が死亡した」とし、同条第十項及び第十一項の規定は適用がないものとする。

3 新法第七十条の四第十五項の規定は、前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税で前項後段の規定の適用を受けるものに係る同条第一項に規定する農地等について、農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会が施行日以後に新法第七十条の四第十五項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合について準用する。

4 新法第七十条の五の規定は、昭和五十年一月一日以後に新法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者が死亡した場合又は同日以後に第二項の

規定によりその効力を有するものとされる旧法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者(以下次項までにおいて「旧法の規定による農地等の贈与者」という。))が死亡した場合におけるこれらの贈与者の死亡により生ずる贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。))に係る相続税について適用し、同日以前に旧法の規定による農地等の贈与者が死亡した場合における当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、なお従前の例による。

5 旧法の規定による農地等の贈与者が昭和五十年一月一日以後に死亡した場合における当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税に對する新法第七十条の五の規定の適用については、必要なる技術的調整は、政令で定める。

6 新法第七十条の六の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により同条第一項に規定する取得をした財産のうち同項に規定する農地、採草放牧地又は準農地がある場合における当該相続又は遺贈に係る相続税について適用する。

7 新法第七十条の七の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日以前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十条の六第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十一条 新法第七十六条の二の規定は、施行日以後に受ける同条に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧法第七十六条の二に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 昭和五十年三月三十一日以前に行われた旧法第七十七条第二項に規定する交換により取得した土地の所有権の移転の登記で当該交換後一年

以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の四第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する協議、調停又はあつせんにより取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十八条の三第二項の規定は、施行日以後に取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した当該土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十九条の規定は、施行日以後に新造される同条第一項に規定する船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された当該船舶についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(物品税の特例に関する経過措置)

第二十二條 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八條の四第一項又は第二項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出されたもので、これらの規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
附則第三條第三項中「昭和四十九年法律第十

七号。以下「昭和四十九年改正法」を「昭和五十年法律第 号。以下「昭和五十年改正法」に、「昭和四十九年新法」を「昭和五十年新法」に、「第八号」を「第九号」に改め、同条第四項中「昭和四十九年法律第十七号」を「昭和五十年法律第 号」に、「昭和四十九年新法」を「昭和五十年新法」に改める。

附則第四條第二項中「新法第十九條第一項各号」を「昭和五十年新法第十九條第一項」に、「こえる」を「超える」に、「旧法」を「昭和五十年新法第十九條第一項のたな卸資産につき旧法」に改め、「規定の例により計算した金額」の下に「として政令で定める金額」を加える。

附則第十一條第四項中「昭和四十九年新法」を「昭和五十年新法」に、「第八号」を「第九号」に改め、同条第五項中「昭和四十九年新法」を「昭和五十年新法」に改める。

附則第十二條第二項中「新法」を「昭和五十年新法」に、「こえる」を「超える」に、「旧法」を「昭和五十年新法第五十三條第一項の資産につき旧法」に改め、「規定の例により計算した金額」の下に「として政令で定める金額」を加え、同条第三項中「新法」を「昭和五十年新法」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 改正後の昭和四十八年改正法附則第三條第三項及び第四項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）をする同条第三項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に取得等をした当該減価償却資産を事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和四十八年改正法附則第四條第二項の規定は、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 改正後の昭和四十八年改正法附則第十一條第四項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第四項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、法人が施行日前に取得等をした当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 改正後の昭和四十八年改正法附則第十二條第二項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一條の二第二項の次に一項を加え、同条を第四十一條の三とする改正規定及び附則第一條第二号中「昭和四十九年」を「昭和五十年」に改める。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第二十六條 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「又は第二百三十三條第一項」を「若しくは第二百三十三條第一項又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一條の十二第一項から第三項まで」に改め、「百分の二十」の下に「（同法第四十一條の十二第一項から第三項までの場合にあつては、百分の十二）」を加える。

(会社臨時特別税法の一部改正)

第二十七條 会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

租税特別措置 第六十六條 第七十五條の二第六項（同法第七十五條の二第六項（同法第四百四十五條第一項において「昭和四十九年法律第二十六号」の特で準用する同法号）例）

(会社臨時特別税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 前条の規定による改正後の会社臨時特別税法第二十八條第一項の規定は、会社の施行日以後に終了する事業年度に係る会社臨時特別税について適用し、会社の施行日前に終了した事業年度に係る会社臨時特別税については、なお従前の例による。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第二十九條 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「第五十五條第二項第三号」を「第五十五條第二項第一号」に改める。

第二十一條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第一項又は第二項の承認を受けた構造改善計画及び特定商工組合等並びにその構成員たる沖繩の中小企業者及び関連事業者たる中小企業者については、これらをそれぞれ中小企業近代化促進法第九條第二項の構造改善計画及び商工組合等並びにその構成員たる中小企業者及び関連事業者たる中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十八條、第五十二條及び第六十六條の五の規定を適用する。

理由

今次の税制改正の一環として、利子、配当課税の漸進的改善合理化及び土地譲渡所得課税の適正化を行うとともに、海外投資等損失準備金制度及

昭和五十年三月十八日印刷

昭和五十年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局